

午前十時 零分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

日程に先立ち、市長より、昨日の一般質問で十九番三ヶ尻正友君の質問に対する答弁の中で、その発言の一部を取り消したい旨の申し出がありますので、発言を許可します。

○市長（井上信幸君） 昨日の十九番三ヶ尻正友議員の一般質問に対する私の答弁の中で、競輪従事員に関する部分及び議員さん方の御希望に関する部分について、不適切な発言がありましたので、取り消しをいたします。（発言する者あり）

○議長（首藤 正君） 本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第五号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

○三十二番（朝倉 斉君） 通告をしてあります事項について、一般質問をさせていただきます。

まず扇山ゴルフ場、これは正式な名称は「別府国際ゴルフ倶楽部・株式会社扇山ゴルフ場」ということです。しかし、発言中は「扇山ゴルフ場」ということで発言を…（発言する者あり）はい。これはそういうことでお願いをさせていただきたい、このように思います。

まず、この扇山のゴルフ場が誕生したというところから入っていきたいと思います。前半は柔らかくやらせていただきまして、後半ピッチを上げたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

このゴルフ場が誕生したのは、昭和三十九年七月ということで、最初の一年間はアウトだけをオープンしまして、一年後にインを入れて十八ホールで昭和四十年からはそういうことで出発をいたしております。昭和五十一年までは、これはクラブ運営といえますか、株式会社ではなくてクラブ運営ということで発足をいたしておりますが、整備をいたしまして、昭和五十二年からは株式会社扇山ゴルフ場ということで営業をいたしております。

実は私もこのゴルフ場には、昭和四十一年にメンバーにならせていただいております。かれこれ三十七年、メンバーとして現在に至っておるわけでございます。このゴルフ場が、今日までにいろんな経過をたどっておりますが、今から思い出しますと、オープンのときには、村上春蔵先生がお見えになって始球式をした記憶があります。春蔵先生は、いうならば土建屋さんのあれですから、特に言いますと大きなハンマーとかそういうものを振り回す、こういうことには大変何かたけておることで、「何をこんなゴルフごときで、何てことはないぞ。おれは大きな石を割っておったのだ。あれを打つことから考えれば、このボールぐらいのことは大したことない」と、ようや

くクラブを持ってティーグラウンドに立ち、ティーアップをし、ボール目がけてスイングをしたところ、空振りです。三回打って三回とも空振りで、「これは難しいな」と言って早々と引き下がったと、こういうユーモラスなこともございました。

最初の経営の方は順調に事は運んでおりましたが、実はこの経営の中でもここ十年間、大変この経営状態が悪くなったということです。その間に増強をしているのですよ、脇屋さんが天間の方にゴルフ場を移したらどうかと。横断道路も用地を削っておりますし、天間で本格的なゴルフ場をつくったらどうかということで、昭和六十一年、新たに増床しまして移る準備をいたしました。が、ちょうど次の選挙に当選をすることができず断念をしたという経緯もございます。

中村さんに入りまして、少しゴルフ場も改造したらどうかということで、新たに会員権を募集してそういう資金づくりをしようということになりましたが、中村さんもそれを果たすことができず、現在の井上市長に交代した、ということです。

この井上市長が当選をしまして、会員権のまた新たに募集にかかったわけですが、その会員権が今までと違った趣旨で集めておるわけですね。一口四百万円、これは大変高額な会員権ですが、これは予定は、ここに書いてありますように、正会員権七百三十五名、法人会員権三百名、これを目途に会員権を発売したのですが、何せ不況のあおりで当初の会員権の募集がかなわなかった。そういういきさつの中で始まったわけですから、無理から無理、そういうことも当然生じてくるわけですが、この会員権が、普通の名目が最初の会員権と違いまして、こういう……、今まで会員権の中でいろんな会員権を売っているのですよ。個人会員権、法人会員権、週日会員権、助参会員権、これが過去売った会員権の種類です。

これから新たに今度会員権を発売したのが預託金制会員、これを発売いたしました。個人で百八十六人。だから当初の個人の七百何ぼから見れば、相当な開きがあるわけです。法人百三名。これを合わせますと十一億五千六百万、これだけの金が集まったわけです。この金を基軸としまして、クラブハウス、コース、そういうものを改築・増設をしようということの計画でありましたが、市長のこういう写真が入ったパンフレット、なかなか立派なパンフレットで、コース改修工事で、それからまたクラブハウスで、また露天ぶろ等でゴルフ場の質を上げたい、こういう触れ込みですね。そしてコースの改造は、今あるコースとは相当違ったコースがここに描かれております。こういうコースになりますよとってつくったパンフレット。しかし、現在は全くこれとは違ったものができております。露天ぶろも立派な写真、絵がありますけれども、これは余り、余りといいますか、女性の方は「開かずの扉」といって有名です。全く入っていない。今はどのようなになったかを見る方もいないと思います。恐らく葉っぱやごみや土砂でそういう体はしてないのではなかろうかな、このように思います。しか

し、これもそれも当初の計画どおりに会員権が発売できなかったということも大きな問題です。

ちなみに、私は過去十年間の決算書をここに持っておりますが、この決算書の中にもいろんな我々にはわからんようなのがたくさんあるわけです。過去十年間、第十六期事業報告書。ここまでは利益が出ているのです。四千八百四十万一千二百八十二円、これは当初利益と出ています。しかし、もう次の年からは欠損ですね。三千二百八十八万七千八百五十六円、当期欠損を生じました。二十一期、ここでは五百七十七万六千二百五十四円、これが当期利益が出ているのです。二十期は、ここでクラブハウスが完成をしたようなことになるわけですがけれども、この過去十年間の中で利益が出たのは二回、あとはみんな欠損しているのです。そうして、現在どうなっているかといいますと、八千四百九十七万六千八百八円、これが累計の赤字です。

そして、これはもう全く我々が見てわからないのは、建設協力金なんというのは、これはもう何十年もこのままです。二億六千六百八十六万三千七百二十円、もう何十年もこのまま推移をしておりますね。建設仮勘定一億四百五万五千元、これもずっとこのままです。この建設仮勘定なんというのは、大体物ができれば自然になくなる、完成すればなくなるという項目のようですがけれども、これはもうそのままずっと続いています。これはいうならば市にゴルフ倶楽部が立てかえてやる金、このように私は承知をしておりますが、議員の皆様方とかいろんな方々は、そういうことは余りよく知らないと思います。なぜ何十年もこういう金がゴルフ場から市の方に立てかえ払いをしなければならんのか。これにはいろいろな理由があります。例の脇屋さん時代に天間にゴルフ場をつくろうといったときの道路の県道のつけかえ工事の立てかえだろうと、このように私は思っております。ならば、こんなに大変厳しい状況下にあるゴルフ場、一日も早く手を差し伸べねばならんのではないか。ましてやこのゴルフ場は、市が過半数を持ち運営をされております第三セクター。そのことについて答弁を、ちょっと願います。

○財政課長（友永哲男君） お答えいたします。

建設仮勘定の中に載っております一億四百五万五千元のことですが、この件につきましては、過ぐる議会でもいろいろ申し上げておりますが、ただいま扇山ゴルフ場と清算の協議をしております。その最終詰めを今行っているというところでございます。これが決まりましたら、また御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○市長（井上信幸君） その流れをるる今私もお聞きしましたし、当初、ムラカミハルオさんがどうのこうのというのは、これは私も知りませんが、今初めて聞かされました。

私は、七年五月一日に市長に就任させていただきまして、そして、そのまま横滑り

で充て職ということで、まあ、充て職とは、どう言いますか、ひとつ会長になってほしいと。当時社長は、前社長阿部未喜男さんでございました。それから一年ほど阿部未喜男さんが社長でございましたので、その間、私が就任いたしました、先ほども話がありましたけれども、中村市長時代から計画に入ったハウスを含めて全体計画をということでありました。私が就任したときには、もうすでに青写真、計画書なるものができておりました。

それに、もう一つ驚いたのは、もう設計会社に委託し、設計ができていた。もう一つ驚いたのは、もう私が就任する前に設計会社に設計料をお支払いしていたわけです。その額が約四千八百万とお聞きしました。それで、これは困ったなど。それは前に進まなければいかん、後に退くわけにいかない。そういうことで今まで歴代役員会でそういうことを積み重ねてきて決定したということでありましたので、それでは何とか前に進みましょうということ、前に進んだという、こういう経緯でございます。だから、そこら辺はひとつよく御理解をいただきたいと思います。

その後、阿部未喜男社長が辞任いたしましたので、「もうなんだったら、市長あなたが兼務しておいてくれ、そして経営改善でも」と言われたけれども、私も忙しいわけですから、「何とか社長を」と言われ、そのまま私も社長に就任させていただいた、こういう経緯でございます。それで、何とか会員権もさばかなければいけないということで一丸となってさばいたわけですが、当初、目標を私が聞いたところは四百と聞いておりましたので、この辺もひとつ御理解方をお願いいたします。そういうことでございます。

○三十二番（朝倉 斉君） このことは、私が何回か過去に言って、「善処しましょう」という言葉は聞いております。しかしながら、実行に移らなければ、言葉が先走ってもなかなかお金は参ってこないということで、早くこのことは、当然市の払うべき金は払わないと、税金でもそうでしょう、何でもそうでしょう、取りにいくものは早く取っておかんと、また変わってくればどうなるかわからんということで、早くやはり支払うものは支払っていただきたい、このように思います。

過去のずっとそういうことで払うものは払い、もらうものはもらいということの計算をやっていけば、少し経営の方もどうかなるのではなかろうかなと、このようにも思っております。しかし、平成八年から平成十四年まで、これをずっと見ますと、自己資本の推移の状況を調べてみますと、平成八年三月、二億六千万、平成九年三月、一億九千万、平成十年三月、一億九千六百万、十一年三月、一億六千三百万、平成十二年三月、一億三千六百万、平成十三年三月、八千百万、平成十四年三月千五百万ですね。こういうようにどんどん自己資本が低下していくと、これはこのまま推移すれば、今期は、十五年三月は五千万程度の債務超過になるのではないかと、こういう予測

があるわけですね。そういうところから見ますと、この三十九年間の歴史を持つ扇山ゴルフ場は大ピンチではないか。とうとう別府は、いろいろな倒産問題があるけれども、扇山までおかしくなったのかということになれば、これは大変な問題を生じると思うのです。

ちなみに、これは余り言いたくないことですがけれども、ちょっと中に入っていることを調べてみますと、やはり内部も内部。先年、使途不明金を出しました。営業もこのように悪い。市長さんもやはりよく精査をしながら、こんなに悪いのか、悪いのならプレー代、そういうものは払っておかなければいかんなど。

以前、私が平成五年第二回定例会、「活路を求めて」という、こういうものを私はつくって、別府市内にちょっと五、六千出したことがあるのですよ。それはどういうことかということ、当時、河野数則さんが議長のときに、私はやっぱりこの議場である市の幹部、名前は言いませんが、最高幹部、この方が扇山のゴルフ場でただでプレーしたということで、ここでお聞きをしたことがある。そのときは、市長さんは議席におって、むしろ手をたたいた方ではないかと、よくやるなど。

その市長さんが、今度は余りプレー代を払ってないのではないかと。数も大分ある。こうして書類が私のうちに届いております。ああ、これはしかしなど。見ると、しかし、これは全部が全部払ってないのではないではないか、九百円は払っておることになっておるではないか。この九百円は何かと、こう聞きますと、九百円はゴルフ利用税。だから税金だけは払っていただいております、しかし、今、我々メンバーでも扇山でゴルフをしますと、これは十二月八日、この三、四日前ですね、三、四日前。これはＪＡ、農協が、我々はゴルフをやっています。そのときに二番議員さんもちょうど一緒にプレーをしておりましたけれども、このときに私が払ったお金が九千六百二十円、九千六百二十円ね。そして、ここにゴルフ場利用税と書いてあります、ゴルフ場利用税。これは今七百円ですけれども、ごく最近までは九百円、九百円ですね。だから税金だけは市長さんは払ったのだな。あと、しかし、そんなに会社が悪ければ、今まで現社長の友永さんにしろだれにしろ、もうみんな払っています、払わん人はいません。ぴしゃっと料金を払ってゴルフをさせていただいておりますが、やはりあなたは、九百円だけ払って、それをずうっと払ってないのですね。平成十二年十七回、平成十三年十四回、平成十四年八回。だから、やはりこういうときですから、士気を上げるためにもやはりぴしゃっと払って、そして模範を示さんと。この金が赤字を生むか黒字になるか、売り上げを伸ばすか減らすか。それは大変もうけた会社ならいいですよ。それとか、会社の中に社長さん、会長さんはプレー代は要りませんよというような、何か決め事でもあれば、これはまあ結構です。しかし、何もそういうものがあるわけでもなし、やはり今、くしくも井上市長が言ったように充て職だから、いわ

ば。本業は市長ですから。だからやはりゴルフをするときには、プレー代を払っていたかないと、ゴルフ場の士気も上がらんし、こういう話は、もうすぐ散らばるのです。だから何をと。この前こそあなた、朝倉さん、あなたはだれかのゴルフの代金のことを議会で言ったばかりではないか。あのときはちょっと下だったけれども、今度は一番上の人が払わんのかと、こういうようなことになりかねん。だから、やはり正すものは正す。そして払うものは払う。そしていただくものはいただく、こういう趣旨でないと、ほんのちょっとのことで余りそういう皆さんの士気をそぐようなことは、このような一アリの一穴でも大きいですよーこのような一つのゴルフ場の経過にもなってくるのではないかと、このように思いますが、いかがですか。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

私もゴルフをする一人として、また扇山におきましても、かなり長期にわたって利用させていただいております。そのような中で三十二番朝倉議員さんから、ゴルフも教わった、指導を受けた一人といたしまして、非常に扇山ゴルフ場の経営状態についてということは心配をいたしているところでございます。特に移転問題に絡みます清算問題、これは私どもに当初から問題を提起させていただいております。これも内部的にもうほぼ詰めができ上がっておりますので、これはまた会社側と最終結論に達しましたら、市の方針をまた皆様方にお知らせを、報告をさせていただきたいというように思っているところでございます。

そのような状況の中で、ただいま市長、会長に対するプレー代の件を御指摘いただいたわけでございます。私ども、この件につきましては、会社等と協議、話を聞かせていただきましたところ、ゴルフ場協会等におきましては、社長、会長、さらには支配人等におきましては、相互の利用促進という、またお互いの友好関係ということの中でお客等々をお互いにあっせんをするという関係の中で、プレー代につきましては慣習と申しますか、という形でゲーム代はいただいてないというような報告もいただいているところでございます。なお、扇山におきましても、慣習だけではいかなものかという意見がございまして、最近では内規も策定をいたしたというような話も承っておりますので、その点は現行の社会通念上の考え方として御理解をしていただければというように思っているところでございます。

○三十二番（朝倉 斉君） 今、助役の言わんとすることは、それはわからんことはないのです。あなたの立場としてあれですから、当然そういう言葉で言わなければならん。はい、そうですか、それはけしからんことだ、市長に払えと私からも言いましょう、というふうなことは、それはあなたは口が腐っても言うことはそれはできん。あなたの気持ちは、十分さんしゃくをいたします。

しかし、何が大事かということになると、やはり市民感情、メンバーの気持ち、働

く人の気持ち、こういうものが一つになって初めてこの不況の波を乗り越える。生き残るためにはどうしたらいいか。決算書、事業計画書の初めには、全部その言葉から始まっておるのですよ。赤字が出れば、当然そういう言葉から始まらんと、まくら言葉がない。そのときに「市長は、プレー代は要りません」、これから始まったらどうなるか。やはりそういうことではなくして、こういう苦しいときですから、慣習でしておりましたが、本当にそれはやはり考えてみれば余り好ましいことではありません。襟を正して、皆さんが払っておるのだから。

私事を言っておかしいけれども、私も会員権を相当人様にお願いをしました。それには自分が入らなければならん。家内にも、「要らん、要らん」言うのを、「まあ、そう言わんで買っておけ」と言って、ローンを組ませていただいて毎月三万ずつ払っておる。物事はまず率先垂範。人の後ろ姿を見ればわかるように、口ではうまいことを言っておっても、そのことと行いが違ってはだめですよ。だから、悪いことは、ああ、そうだな、扇山もきついときだと。一人一人のプレーが、プレー代が扇山を救うのだ。一人でも多く扇山に来てもらいたい、お誘いしたい、プレーをしてもらいたい、こういう気持ちがないとこの不況を乗り切ることはできませんよ。しっかりやはりそういうことも肝に銘じ、むしろ今はいろんな論議、払った払わんとかいうよりも、このときをどう乗り切るか。扇山再建対策協議会、そういうものも早急につくらなければならん時期ではないですか。

苦口を言うとおかしいけれども、やはりメンバーの人は、みんなそう思っていますよ。助役、あなたはメンバーだったな。そっちの方にメンバーは余りおらんのではないか、そんな危機感を持ったメンバーは。市長さんも、いうならば今会社で責任者だから、一番の責任者だからいいけれども、しかし、今の職をやめれば全くのビジターですからね、会員権を持っているわけではなし。だから本当に何十年としてこうして会員になった方、それから扇山に愛着を持った方、いろんな方は、これは一大事だ、どうかしてこれを乗り切るのに並み大抵のことではないぞという気持ちをみんな持っておるのですよ。

話はもうここまでにしておきますけれども、今度はコースのことにちょっと入らせてもらいます。

コース改修委員会というのがあって、私の前におる二十二番議員さん、この方が委員長としてやるのですね。そして、このパンフレットに出たコースと現在のコースが違う。大変苦慮しておるのですよ。そして先日、電磁カート、自動カートね、できました。あのカートは、金額にすれば毎月二百四万七千五百円、これだけ毎月ローンを組んでいるわけですね。これは六十回、総額一億一千七百三十万円、これが完成したわけです。そして、これも相当なやっぱり論議を重ねないといかんのですよ、論議を

ね。論議をしてどうかなと。私のところに電話がかかってきました、扇山から。「会議をしますから、出席できんでしょうか」と。「どういう会議ですか」と、「電磁カートを新設するための会議です」、「ああ、そうかい。それなら電磁カートを今から入れるのを協議するのかい」、そうしたら、「いいえ、もう決まりました」と。「ああ、決まったのか。それなら決まったのはどういうふうに決まったの」と言ったら、「もうメーカーも決まりました。入れることも決まりました」と。それなら何も協議することはない。「そうかい、それなら私はもう決まったところに行ってお話ししても仕方がないから、それでは、きょうはほかにも用事がありますから、その方の用事をして、そちらは欠席させてもらいます」と、こういう話をさせていただいた。

そういうように、やはり物事を論議を尽くしてどうするかということ、そして、扇山の方に聞いて、「どうして取締役会でも開いてもう少し論議せんの」と、こう聞いたら、「いやいや、もうローンを組んだのだから、ローンだから、それはもう取締役会を開くことは要らない」。ローンといえども金ですよ。ましてや金が幾らでも余って、使っておけばいいではないかというところではないのです。赤字が出てにっちもさっちもいかんごとになっておる会社に一億円を超す新たな仕事、当然よその競争もあろう、いろいろなことがあろう。しかし、公論に決すべし。現実には論をせないかん。市長は、「ああ、ツケ、ツケ」と言ったのか、だれが「ツケ、ツケ」と言ったのか、それはわからんですよ。しかし、何かの指令があるからね、今これが決まったということになるのでしょうか、業者もきちっと決まった。もう決まっておるのだ。

だから、そういう一つ一つの問題をやはり精査をし、そしてみんなととことん論議をし、そして決まったことは速やかに行う。論議はしたけれども、決まったことは、前も市長はしておりはせんぞというのも何ぼでもあります。速やかにしてないのもあります。しかし、論議はせんでもいつの間にかできたというのもあります。どちらが正しくてどちらがどうかと、これは大変難しい話です。電磁カートを入れて本当によかったなという人もあります。しかし、あれはあかんのう、あんなところはやっぱりキャディーをつけなければ、車が行ってしまっ、クラブを取りに行くのに大事なと。やっぱりあれはキャディーつけなければ便利が悪いなといって、キャディーをつければ決して安い値段で上がるということにもならんわけです。そして、ある女性は、私たちも山側にはカートが走っておるとOBにならんのだけれども、私たちみたいなつまらん者でもびっと横に飛んでいってあれに入れると、コンクリートの上に球がはねて下に落ちてしまっ、アンテナだ。ああ、スコアがまた上がらんのだな、こういう女性もおります。だから、そういうことに対するいろんな我々は説明もしなければならん。何もかにもいいぞというのは、それは金さえ十分にあってしなければ大変なことです。今、毎年毎年、新たにできたゴルフ倶楽部、クラブハウス、これもやっぱ

り償却五千万落としていくのですよ。金がなくて落とさなくてはならん。どんなあれをしておるのかやと。

実は私は、今度のこのときにちょうど、ゴルフのことなら一番前のお詳しいが渡部先生、おるから渡部先生のところをお願いに行ったのです。先生、私はこういう質問をして、あなた、大変な経理の方の先生で、あなたの判があれば本当に税務署も、あ、渡部さんの判があれば間違いないと言われるぐらい信用のある立派な方ですが、幸いに扇山の監査になっていただいておりますが、一、二お尋ねしたいのですが、と言ったら、先生はどう思ったのか知らんけれども、いやいや、それは地方自治法の何とかで、出て、私がここで話すことはどうだこうだといかん。それは金銭上のことの話ですから、また議会に報告してあることの話ですからといって、余りぴしゃっとしない。そして、私がある人に見てもらった。私は浅学で何もわからん、経理のことは。それはもう私たちが見てもわからんわと。何十年も妙な金が、何億という金がずうっと続いておったり、これは千人や二千人客が余分に入ったからといっても、なかなか前には進まんぞと、このような話もしていただきますよ。だからこの際、今度十八日に取締役会があるというから、そのときにはやはりしっかりとそういうことも論議をさせていただいて、そして対策協議会、そういうものもつくって、そして「今なら間に合う終列車」かもしれんし、皆さんと英知を出し合ってやることが、扇山のためにも、また別府市のためにもいいのではないか。市長は特に負の遺産んということを嫌いますから、負の遺産をつくらないようにするためにも、そういうことをしたらいかかと、このように思っております。

○市長（井上信幸君）　　る、お話をいただきました。私に対する注意事項でもあらうかと思いますが。

この点について御答弁をいたしますけれども、部長、課長それから助役も答弁するのが当たり前ですが、もう私が、時間の関係で答弁いたしますが、まず前段の料金の件でございます。

私、一応会長で就任いたしました。その後、最初、当初私も払っておりました。後ほどになって、当時支配人が、県下の各会社の社長は一切もらっておりません。ですから、会長――当時私は社長でありましたから――社長ももう支払わないでいいのですと。ただし、税金だけお払いください。それと同時に、社長は無報酬でございます。（「言わん方がいいのではないか」と呼ぶ者あり）無報酬でございますからと。こういうことで私は推移をしてまいりました。また、いろんな形の中で私はお客様を連れていきますし、極力、扇山の振興のためにいろんな方に一緒に行っていただくようなことをしました。そういうこともありましたので、無報酬である上に、社長は払わんでいいですよと。こういうことですから、私はお払いしませんでした。最初は払おう

としたのですがね、もう、そういうことです。なお、これが一つの流れなのです。

（発言する者あり）前段の、何年前からどうのこうのと言われましたが、そのときは、その方は会社の監査役だったと思いますね。社長でも会長でもなかったと思います。こういうふうなことが、一つの流れでありました。これがまず第一点です。

それとカートの件ですが、これももう二年ほど前、さかのぼりますこと三年ほど前になりますか。マナーが悪くてカートが縦横にコースの中に入っていく。ですから、芝生も悪くなるし、あちこちに練り回され、雨の日なんかは特に悪くなる。だから何とかひとつという改修委員会の声もいただきましたので、そこで役員会をやる重ねながら、最終的に役員会で執行部に、いわば会社経営者に一任いたしましょうという、昨年度にそういう決定をいただきまして、そしていろいろと会社の担当者が検索するうちに決定をした、こういう流れでございます。ですから、ある日突然決まったというようなことではございません。これは、もう改修委員会の中でもる御指摘をいただいたことでございます。そういう流れの中で決定をいたしましたので、この辺はひとつよく御理解をいただきたいと思います。何かいかにも私が悪意に満ちたことを言われるような、私は何か気がしてならないのですがね。別に私は、無報酬でずうっと経営改善のために、この不景気の中で何とか立ち上げようとして一生懸命私自身努力してきたつもりでございます。市長職を一つの基盤にしながら、会社の社長として、会長として今まで何とか立ち上がろう、職員も叱咤激励してまいりましたし、時には気に入らんことも言いました。そういうことで会社経営をきちっとさせていただいておるのに、何かこう、次々、次々、ただでしたとかいうような、少しちょっと言い過ぎではないでしょうかね。（発言する者あり）もう少し聞いてください。もう力いっぱい言われることは言われたのですからね、私の弁明も聞いてくださいね。

そしてまた、もう一度誤解のないようにしていただきたいのですが、コース改修やらハウスの建築ということは、私が就任する前からもう決定していたのです。それから、会員権についても、もうほぼ決定されていたのです。これははっきりひとつしておいてください。その後、私は、就任してわけわからんままにずうっと、何とか暗中模索の中で、私もゴルフは余り興味がありませんでしたから、だから、皆さんからいろいろお聞きしながら経営に取り組んでいったわけでございます。

それともう一つ。何かこう、浴室の問題やら女性の露天ぶろの件やら、これはあなたも役員でございますから、行って注意してくれればいいではないですか、ここでこういう発表をする前に。あなたも役員でしょう。こうしたところが悪いぞ、おまえ、ここをちゃんとせんかとか。（「あなたはそれが十八番だな」と呼ぶ者あり）いやいや。ではないでしょうかね。

もう一つ、私自身もどうもあれですが、何もかんもすることが悪い、悪い、悪いと

言われたのでは、何もできなくなります。ゴルフ場の会長も、もうやめなければならなくなってしまいます。そういうことでございます。

それと一つ。きのうもちょっと私はお話し申し上げましたけれども、第三セクター等にかかる質問の範囲の中で、「第三セクター等は、地方公共団体とは独立の法人格を有し、別個独立の存在であるから、その本来の業務の内容について質問することはできない」とあるのです。これをひとつよく、あなたも御理解しておいていただければと思います。だから、この辺もひとつよく言ってください。（発言する者あり）これは、議長がお許しをするということが前提でございます。ところが、会議規則の中にこうやってうたわれているということは、やはり会議を尊重していかなければなりません。やっぱり議事進行の上からも、そういう面ではきちっと整理整頓していただくことが必要ではないか、このように私自身もですね。ですから、（発言する者あり）もう少し。

それともう一つ。先ほども何か監査委員の件も出ましたけれども、四分の一以上の出資法人について、監査委員の監査ができることから、監査委員に対し監査上の職について一般質問は、これはいいということでございます。監査委員に対していいのですね。それから、予算の二分の一以上の出資法人に対して、予算の執行に関し長が調査権を有しているから、調査報告書に対して一般質問は可能である。調査報告に対してですよ。だから、調査報告に対して私は出しているわけですから、これに対しての質問であればいいのですが。

まだもう一つあるのですね。（発言する者あり）口をふさぐわけではありません。もう一つ。「地方公共団体の議員は、国会議員と異なり、免責特権を有しないから、発言の内容については、不法行為責任を負い」とあります。この辺もひとつ。

それと、答弁の限界のところでございます。（発言する者あり）これも我々にはできないときもありますので、その辺もひとつ御理解をいただきながら、お願いいたします。

○三十二番（朝倉 斉君） あなたは、いつもそこでそういう発言をし、後でまた訂正だとかおわびだとか言うけれども、現実に今の会長さん、今の社長さん、いつ就任したのですか、あなたの後をつけて。ずうっと払っているではないですか。支配人が断りませんですよ。払っているではないですか、お金を、プレー代を。人のせいにしなさんな。あなたは、いつもいつも人のせいにして、三十三番議員さんにもいろんなことを言う。そこからまた妙なことを言ってきて、議長さんに次の日におことわりの訂正文を出さなならん。議員は、ここで発言をする。議員同士の問題ならばともかくも、執行部に対する発言は、少々なことはいいのですよ。（発言する者あり）いいのですよ。そのために何人かの方がどのような発言をし、どのような発言をし、議事録

があるのだから。（発言する者あり）いや……。

○議長（首藤 正君） 二十二番議員さん、ちょっとお待ちください。

今、市長から一般質問の範疇について答弁がありました。若干議長としての見解と違います。（発言する者あり）会議規則第六十二条第一項は、「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる」、このように規定されています。いわゆる第三セクター等に対し、別府市が出資または財政援助をしている場合、議会は、市長に対してその出資等がその目的に沿って効果的に使用されているかどうかを質問することは、市の事務の一端に関するもの」という見地から、またこれまで本会議においても再三にわたり第三セクター等の審議を踏まえた上で、答弁は当然だと思えます。執行部の方々に申し添えておきます。

○二十二番（河野数則君） 質問に入る前に、今、議長からそういう話がありましたけれども、私の見解は、第三セクターの位置づけ、扇山ゴルフ場には別府市から補助金を出しておりません。ですから、そこら辺はやっぱり明確にしておかなければいかんのかなと。（発言する者あり）出資です。あなたは今申し上げたのは、「補助金を出していること」ということですから（発言する者あり）。

質問事項をちょっと変えさせていただいて、亀川浜田町における違法建築物についてから質問をしたいと思えます。

御承知のように亀川浜田の前の浜田温泉の前の通りでありますけれども、その海岸側にパイパスが新しくできまして、海岸の防波堤がずっと、市有地、国有地、民有地を含めて点在をしておりますけれども、もう数十年前から、年度はわかりませんが、いろんな施設が建ち、以前は緑地に畑として使っていたという事実があります。それは、畑に使ったらいけませんよということで、もう今はなくなりましたけれども、倉庫たるものが何棟か建っております、私も何回も見ましたけれども、駐車場が建っている部分もある。そしてまた何も建っておりませんが、駐車場、車の置き場になっているぐらいは、車をのければそのままの土地になりますので、まあまあ許されるのかなと思えますが、この建物については、国有地、県有地、民有地、市有地を含めて、これは全く許可のない建物だなということで、周辺の住民から非常に苦情が出ております。と申しますのは、民有地の裏に面した部分にずっと建っておりますので、許可なく国有地、市有地、県有地、それから民有地にそういうものが建てられるのかな。もし建つならば自分たちも建てたいということで、いや、それはいけませんよということでとめております。

この問題については、一般質問で取り上げるべきではなかったかと思うのですが、以前から行政の方にそういうものについて、持ち主と十分協議をしながら、一日も早いその撤去方をお願いしましたけれども、なかなか持ち主がわからない。張り紙をし

て、「この持ち主の方は名のり出てください」という最初の手だてがありました。そして持ち主がわかりました。その時点で当然行政側のやるべき行為は、私が考えますに、これは勝手に違法に建てた建物ですので、直ちに撤去させるというのが行政のやり方かなと。建てた方をお願いをするという事態もおかしいのではないかな。これをのけてください、のけてください、お願いをしておる。そのことも、少しおかしいな。違法で建てたなら、ちゃんとその持ち主がわかったのなら、一日も早く撤去させて、地域住民の不平不満を取り除くのが行政の役目かな。しかし、話によりますと、別府市それから県、国にまたがっておりますので、上級官庁となかなか話がつきませんという答えが返ってきています。私に言わせると、民間同士ならいろいろな問題がありましようけれども、上級官庁というのは別府市と同じ行政です。行政同士の話し合いならば何日かあれば着くのではないかな、そういう思いがしましたので、今回取り上げました。答えは簡単で結構ですけれども、聞きますと、前向きに市有地、国有地に建っているものについては、ちゃんと上級官庁と相談をして一日も早く建てた人と相談をしますという答えが返ってきますので、このものはもう大方話が事前についております。ぜひ一日も早いその協議方法をしていただいて、住民の不平不満を取り除いていただくようお願いして、この項は終わります。答弁は要りません。

それから続きまして、新旧浜田温泉のその後について。ちょっと順番を変えます。温泉課長、大変申しわけありませんが、順番を変えましたので、御入場願います。

いいですか。浜田温泉については、るる建築当時から論議があったのは確かであります。私も一週間、十日に一回ぐらいあの浜田温泉の周辺の方々にいろんな話を聞く、そしてまた、今の建物がどうなっているのかな、新しく建った浜田温泉がどう運営されているのかなというものもしょっちゅう聞いて歩いております。一部、違法建築ではありませんけれども、建築ミスだ。座っておったらおしりにお湯がかかる、私は、これは当然のことと思いますよ。いすか何かつければお湯はかかりませんが、それは隣同士が洗面器でお湯を流せば、しりに当たるのは当たり前のこと。しかし、私は、このことは問題はありませんけれども、私に言わせるといろいろ問題がありましたけれども、このできた施設をより有効に運営する方法を見つけ出すのが、今の住民と行政ではないかな。建てたものをいつまでもいつまでも「これはつまらん施設だ」というような風潮を流すのはやめていただきたい。これは地元の意見です。

その中で、入浴者数を調べさせていただきましたが、平成十二年と十三年ですけれども、これは旧の浜田温泉です。月の平均が、もう男女子供は入れません、大体平均が六千前後、旧のときですよ。そして新も調べさせていただきました。新の開場時が、四月が一万七千四百十二人、それから五月が一万八百五十二人、六月が八千七百七十一人、七月が八千八十人、八月が八千五百二十四人、九月が八千百三十三人、十月が

八千七百四十七名。いろいろ問題はありましたけれども、明らかに二千数百名一カ月に入浴者がふえております。

それから反面、今、旧浜田温泉に鉄さくで中に入れないようにしてありますけれども、先般、ちょっと中に潜って入らせていただきましたけれども、中の壁が相当落ちていて老朽化して、私は、以前、温泉として使わなくて蒸気がかからないようになれば木が乾燥して壁が落ちますよという話も申し上げました。もうそのとおりになっています。壁はぼろぼろ、中は壁が落ちかかっている。いろいろ――市長――問題はあろうと思いますけれども、この問題、協議会を設置して温泉文化財として保存するのかどうかというような論議も行われておるようにありますけれども、早い措置をとらないと、私は大変なことになると思いますよ。大雨、大風であれが倒壊すれば、もう横の散髪屋さんほとんど引っついていきます、今大変迷惑しておる。風が吹けばほこりが飛んでくる。覆いをするわけにいかない。もうそこら辺で、やっぱり一日も早い結論を出していただきたい。

それから、浜田温泉で今一番困っている問題は、やはり当初から指摘をされた駐車場の問題です。今の駐車場では、あの駐車場をつくっていますけれども、三角みたいな形で、斜線は引いていますが、車が入れないような形の斜線がたくさんある。前に一台とまれば奥に入れない。そういうふうな形になっていますので、地元の要望は――私が言うのではありません、地元の要望を伝えておきます、地元の自治会の皆さん方は、できれば今の施設を全部崩していただいて、最初の計画どおり駐車場に整備をしていただきたいというのが、地元の要望です。そこら辺は、はっきりと伝えさせていただきます。

それから市長、もう一点。非常に喜ばれる点があります。あの近所に太陽の家を含めて車いすの方々がたくさん居住をしておられます。数は本当に限られているのですが、車いすで温泉に入れるのは大変うれしい。できれば別府市にこういうバリアフリーの車いすで温泉に入れるような施設をふやしていただきたいという要望もまいております。そこで、温泉課長にお尋ねしたところ、堀田温泉にもそういう設備をちゃんとするというような話も聞いておりますので、できれば、堀田温泉もそうでありますけれども、特に亀川は福祉と学術と、大学もありましたので、そういう形の中のまちづくりをしようという前の話もありますので、このことだけは観光経済部長、市長、地元の車いすに乗っている方々が大変喜んでおられます。そのことだけはお伝えしておきます。そういうことで、もう時間が余りありません。後がありますので、旧浜田温泉館については、一日も早いやっぱり結論を出していただくようお願いをして、この浜田温泉については終わらせていただきます。（発言する者あり）浜田温泉について何か答弁があれば、言っていただけますか。課長。

○温泉課長（安部和男君） お答えさせていただきます。

簡単に申しませけれども、二十二番議員さんが言われたように、浜田温泉は身障者バリアフリー、このまちにつきましては「福祉のまち」を標榜いたしておるところで、車いす、今、四月から七カ月間で身障者の方は千二百名ほど利用されております。そのうち四十七名が、車いすの方が利用、入浴されているということでございます。これも介護保険、そういった兼ね合いの入浴サービスとか、そういった方をヘルパーさんが連れて入浴して利用されているというところもお聞きいたしております。

身障者・車いす利用のことでございますが、逐次、私の方は温泉整備につきましては、そういった施設規模と兼ね合いをしながら車いす・身障者バリアフリー、そういった入浴施設を整備していきたいというふうに考えております。

○二十二番（河野数則君） それでは……（発言する者あり）。

○議長（首藤 正君） 指名をしております。どうぞ続行してください。後で答弁願います。（発言する者あり）後で聞きますから、どうぞ。（発言する者あり）はい、答弁させますから、どうぞ。（「いや、質問事項が変わりますから。浜田温泉にかかわることなら、滞納整理以外は助役がしてください」と呼ぶ者あり）

○助役（安倍一郎君） それでは、私の方から追加して答弁をさせていただきます。旧浜田温泉の管理につきましては、御心配をいただいておりますが、私どもといたしましても、方針が出るまで、その管理には十分気をつけてまいりたい、こういうふうに考えております。

また、現在の調査会、調査委員会の状況でございますが、これまでに都合三回開催がされまして、この中で、保全する公的な歴史的建造物の選定について具体的な御審議をいただいております。近々、第四回目の調査委員会を委員さんの御都合を聞きながら調整をして開催をさせていただきまして、保全する公的な歴史的建造物の選定について最終的な御審議をお願いし、それ以降、中間報告という形で御意見を市の方にいただくことになろうかと思っております。市といたしましては、それを踏まえまして早急に方針を決定したい、こういう状況でございます。

○二十二番（河野数則君） では、続きまして、競輪事業について質問をいたします。

競輪事業につきましては、昨日、二十一番議員からもるる質問がありました。私もそのことについてお尋ねしようと思っておりましたのですけれども、泉議員が、競輪の将来展望についてということでお尋ねしたので、そこら辺はちょっと省きたいなど、もう同じ考えでありますので。

ただ一つ。昨日、二十一番議員も申し上げましたけれども、基本的に本場は赤字、場外黒字、これは私は競輪事業としてあってはならないというふうに思っています。やはり競輪事業の中で本場黒字、そしてまた附則として、付録といっってはおかしいで

すけれども、そういうような形の中で場外をやるべき。なぜならば今度の別府の記念競輪が、六日開催から四日開催に変更になりました。そういう中で、今までの記念競輪については、大方、場外が二十五、六場だったかなというふうに記憶しています。どっこい、実は今度の分は場外だけでサテライトを含めて一市長一四十八場なのです。二十六場が一気に四十八場。私は何が言いたいかというと、競輪の売り上げが下がるので、目先の欲だけで帳じり合わせに売り上げを伸ばそうと、このやり方は大変危険があります。というのはなぜかということ、今はもう年間百八十何日間、二日に一回競輪があるのです、本場それから場外合わせて。ほとんど休みがないのです。またか、またか、あしたもあさってか。続けてやるときもある。この前、本場かと思えば、今は佐世保記念。続けてあるのです。それが果たして競輪事業でいいのか。

今、いろいろ問題点があります。こういう不況の中で、例えば本当に競輪の好きな競輪ファンがおります。私もしょっちゅう行きます。「河野さん、一回競輪に行くのに五万円しかないのだ」と。その五万円を例えば五回で使うのか十回で使うのか、十五回で使うのかが問題になってくる。原資がそれだけしかないものを、開催日数を幾らふやしても一緒なのです。ふやしてその人が競輪に行こうとすれば、どこかで借金をして行かないと。それか的中、車券をようけ当ててもうかった人が行くのかもわからん。しかし、本来ギャンブルというのは、基本的には最終トータルしたら、勝つ人はおりはせん、負けるのです。しかし、負けるのはわかっている。それはなぜか。夢なのです。宝くじと一緒に。例えば百円が千円にならんかな、千円が一万円にならんかな、一万円が十万円にならんかな、夢をかけて行くのです。ですから、その夢というのを毎日毎日与えてはいかん。これはもうはっきり言って家庭崩壊にもつながる、借金だらけになって。それがまず第一点。

それから、今の別府の競輪のあり方、まだまだよその競輪場に比べてギャンブルというイメージから私は脱皮できていないのではないかなと思うのです。というのは、あの看板にしたって何十年間一緒です。「別府競輪場」、「別府競輪」、とにかく変わらんわけ。やっぱり市長ね、これはネーミングの使い方もいろいろあると思うのです。課長ね、あると思うのです。というのは、私は前から言っておりますけれども、例えばあの食堂の部分もレストラン形式に、ファミリーレストラン形式に改修したらどうですか。そうすることによって競輪がないときでも一般の市民の方が利用できる、そして競輪があるときも競輪ファンも一緒にできる。不特定多数の人があの競輪場の中に入れるという雰囲気をつくれば、ファンも幾らかふえてくるのではないかな。見てみなさい、食堂を改修した改修したと言いながら、そうではないでしょう、もう何十年も一緒。前の風の吹きさらしなんか、鉄板を置いておって焼きそばをばっばばやって、ほこりをいっぱいかぶっておいても知らん顔して、があっ

と小分けしてお皿について「どうぞ」ではないですか。（笑声）そうでしょう。今どきそんなものないですよ、もう。私は悪いとは言いません、しかし、そういうところに来るのは、私に言わせたら限られた人。やはり不特定多数のいろんな方々が入れるような雰囲気づくりも必要と思うのですよ。現に、課長、小倉だって今はちゃんと変えておるではないですか、小倉は。「スペースナイター競輪」と名前をつけておる。ネームを変えておる。「小倉競輪場」ではない。だから、そこら辺もやっぱり変えなければいかんのですよ。昔からあるように、ここに来て銭使え、車券買えというのはない。何回も言うようにいろんな方々が入れるようなものにしてもらいたい。

それから、将来どうするのかわかりませんが、一時競輪の施設の検討委員会を設置してメインのスタンド、それからいろんなものを建てかえるという答申をしましたが、それはそのままになって、今はもう、近々でしょう、一月と思いますが、選手宿舎を建てかえる。そして、今何か競輪場の基本計画を業者に発注しておるので、それができた後にいろんなものを考えてみたいと思いますけれども、私は、先般、浜野議員とも相談しました。民間の方もそうですけれども、今いろんな職員の方が一生懸命努力されていることはわかります。しかし、部長、市長、助役に、課長以下の人が話をしても、「ああ」と思ってもなかなか取り上げられない。物が言えないような雰囲気を私は感じています。できればこの議会の中にも一議会です、一議会の中にも競輪問題検討委員会みたいなものを設置したらいかがかなと。そして、議会は議会側から別府競輪をどうするのかと。三十二番朝倉議員がさっき申し上げた。私も扇山ゴルフ場には大変興味は持っています。ですから、扇山ゴルフ場もそういうふうなことをしてもいいし、今まで何十年にわたって別府市の財政に貢献してきた競輪場をつぶすわけにはいきません。そして三百数十名働いているこの経済的効果というのは、相当のものがあるのです。そこら辺を考えて、いかに別府競輪を再生させるか。その中身については、議会にもある程度のものをいただいて、議会側はこうですよと言えるようなものを設置していただきたいというふうに、これは要望をいたしておきます。

それから市長、これはずっと売り上げをいただいていますけれども、別府は相当、ほかの競輪場に比べてまだまだ悲観するところまでは行ってないのです、行ってないですね。しかし、もう今、五十数場ある中で黒字は五場だけですね。もう六割か全部赤字です、全部赤字。近い将来、必ず自然淘汰といいますか、自然的に競輪場も淘汰されてきて数が随分減ってくるのではないかな。ですから、今私が議会にもそういう検討委員会を設置していただけませんかというのは、恐らく私はあと五年、十年たったなら、今の三分の一競輪場はなくなると思います、今のまま行けばですよ。それは景気がぱっと回復して、そして景気がよくなって経済状況がよくなる。では、それなら

幾らかでもお金を使うかという時代になれば、また話は別です。しかし、今の見通しではなかなか景気も先行きまだ不透明。そういう中で、私は今考えていますけれども、よその競輪場はわかりません、距離的にいうと門司がもう廃業しました、小倉だけになりました。別府と小倉、かなり距離があります。別府と今度は熊本、かなり距離があります。ここら辺は三角形の中で何とか努力して生き残るのかな、あとはどこかが一緒になるかどうなるのかな、それは私の考えではわかりませんが、ですから、その距離的配置の中で、別府はまだまだ私は生き残る要素があると思うのですね。

それは何を意味するかというと、市長がもうちょっと競輪場のことを、私は悪く言いませんけれども、もうちょっと真剣に考えてもらいたいな。というのは、先般の記念競輪。私も議長をしたことがありますから、今までは優勝式に市長も出、議長も出て表彰式をします。（発言する者あり）あ、井上市長は出ない。これね、やっぱり見ておるファンが、「何で市長は来んのか」と。議長も出てない。議会のトップも出ない、行政のトップも出ておらん。そうでしょう。あれ、表彰式をみんな見ておるのですよ。一年に一回しかない大きな行事。そうでしょう。（発言する者あり）いいや、この前は副議長が出ておった。テレビに出ておった。

○議長（首藤 正君） 私は、公用中です。

○二十二番（河野数則君） それはいいのですけれども、悪いといっているわけではないのですよ。できれば、やっぱり私が言いたいのは、長年にわたって別府市の財政の中に多大な貢献をいただいたそういう記念競輪の年に一回の、別府競輪のこれは最大行事なのです。そこら辺にはやっぱり行政、議会の長がちゃんと出ていただいて、ちゃんと私は選手に表彰するべきかなと、これは私の個人、それは公務だから出られん、副議長でかわり、それはそれで結構です。ただ私の要望として、市長、ぜひファンの皆さんもそういう思いをしていますので、時間を割いていただいてやっぱり出ていただくようお願いしておきます。（発言する者あり）

それから課長、さきにも話が出ましたが、武雄が宮崎に決まりましたね。だから、私もこれは非常に残念だなと思っています。しかし、日田サテライトの問題をさておいて宮崎になかなか行けないものがあつたのかなというふうに思います。しかし反面、私に言わせると、武雄の市長さんは競輪にものすごく熱心なのです、市長。熱心。これは私が議長をしているときに、大坪さんという人が議長をしていました。しょっちゅう私も遊びに武雄に行かせていただきましたけれども、別府は、「ふるさとダービー」はまだ一回だけしかやってない。武雄の前に別府が「ふるさとダービー」をやったのです。そして今度は、武雄のまだ前にやったのですから、当然別府の方が先のはずなのです。しかし、施設の問題でできなかった。武雄はもう二回やったのです、「ふるさとダービー」ね。そのときに、岩本課長は知っているが、武雄の

市長さんー安倍助役が担当ですねーどうしたか知っていますか。一年前に、いいですか、武雄の「ふるさとダービー」をやるのに一年前から事業課に所属した経験のある職員を一年間だけ十名派遣するのです。いかにしたらお客さんに来てもらえるのか、いかにしたら売りが上がるのか、どうしたら武雄競輪がよくなるのか。年に一回の、いや、「ふるさとダービー」ですから、八年か十年に一回ぐらいかな、回ってくるのが。そのものについて職員で真剣に考えてみろと。今度もそうですよ、前回はそう。競輪事業課に経験がある職員を一年間だけ余分に、競輪の事業課の職員を余分に十人派遣して、それをつくり上げたのが、第一回目の武雄温泉記念ふるさとダービー、大成功だった。売り上げは別府負けた。武雄の方が多かった。今回、佐世保を見てみなさい。日ごろは別府の半分しか売れん。しかし、あの記念を見て。すごい売り上げだ。これは課長、なにかといえば三連担のものであるかもわからん。しかし、やっぱりやり方ですよ。

それと、宿舎の問題があったかもわからんけれども、課長ね、今、四日制になってーこの前、記念ねーこれは中身だけ余り言いたくないけれども、一日目は全部十一個レース選手が走った。二日目。一レース、二レース、三レース、四レース、八車立てだ。もう選手が四人足らんのだ。二日目です、四人足らんのです。そんな選手の配分の仕方がありますか。二日目からもう選手が足りんのだ。選手が足りぬということは何ですか。売り上げにはね返ってくる。そうでしょう。九人走るところを八人しか走らない、おもしろくない、車券買わん。こんな選手の配分の仕方をしたらだめ。

それから、目玉の京都に村上義弘、京都の今、先行屋の一番強い選手。配分を受けた。この選手がどう新聞に書いたか知っていますか。ラインも何もできん別府にどうして行くか。あれは京都ですから、兵庫、大阪、京都、滋賀、これは競輪場がありますから、これは近畿ラインというのです。日本で一番強い先行屋を一人だけぼんと半分して、九人の中を一人で走れというのだ。日本では一番強い、今。そんな配分の仕方してもらって、その人が来ますか。来ません。超目玉がなくなった、そうでしょう、超目玉がなくなった。今度、佐世保なんかに行ってみなさい。すごい、ゴールデンレーサー賞に出る選手が何人も出て走っておる。小野も走っておる、山田も走っておる。だから本来、課長、私が言いたいのは、やっぱり選手をいただくときもそこら辺もちゃんとせんと、ただ選手だけ集めてすればいいというものではないのですよ。同じ開催するのに、売り上げが上がらなければ何にもならんではないですか。経費がそれだけかかるのだ。それは細かい問題です。

課長に聞いたら、その選手の半分についても、何か日自振に今度は文書でちゃんと厳しく申し入れをしたと、岩本課長からその話を聞いていますので、岩本課長に期待をして、この競輪の項はもうこれで終わります、きのう、泉議員がやりましたので。

続きまして、今度はちょっと難しいです。（発言する者あり）はい、そうです。いいネーミングを考えてください。続いて、浄化槽の維持管理清掃についてということで質問通告をいたしております。

私の身内もこの浄化槽の維持管理清掃の業務を行っておりますけれども、昨日、四番議員からこの種について処分方がどうだというような話もありました。しかし、私はこの問題には触れるつもりはありません。しかし反面、やはり違反をしたという事実は確かのようにありますから、そこら辺は行政としてちゃんとしかるべき措置をやっぱりとるべきかなというふうに思っています。

しかし、今から私が申し上げるのは、こういう問題は法の整備をちゃんとなされていないと、将来的、別府市だけではありません、大分県、九州、日本全国全部これが広がっている、またがってくる。それは市長、なぜかというと、持ち分が違うのです。下水道は昔の建設省、今の国土交通省、それから浄化槽は昔の厚生省、今の環境省、この持ち分が分担が違うのですね。しかし、処理の仕方は変わらない、処理の仕方は。なぜかというと、環境省が管轄しているのは、浄化槽に物を流して下水か水路か河川に放流をするというやり方です。下水というのは、下水道にそのまま直結して亀川の競輪場の沖にある終末処理場で処理をすると、課長そういうやり方、下水道については。ですから、この下水道については、別府市には許可業者はいないと思うのですね、この清掃するに。これは県の産業廃棄物扱いになりますから、県の管轄です。

そこで、私がお尋ねしたいのは、浄化槽は、一番最初にできたのは腐敗槽というのですね。こんな穴を掘って四つマンホールのふたを開けて、一番真ん中が水たまりで、その次に流れてくるときに御影石を割ったやつをざあっと一メートルぐらい沈めておるのですね。そこに汚物がどおんと突き当たって、汚物がたまって、下にたまったら汚物が落ちて、上に水が来て、それを側溝下水で流すのですね。これが腐敗槽ですよ。これではだめだということで、その次できたのが曝気槽。タンクがあって、その中にモーターでわあとかき混ぜてタンクをかき混ぜて、そしてその上水が出てきたところを流すやつ。これもよろしくない。今できているのが合併槽なのです。これが一番いい。しかし、合併槽にもいろいろ問題がある。なぜ問題があるかということ、この合併槽について流れてくるやつは、炊事場で扱うものも流せる。それからトイレからも流せる。そこで浄化槽で一緒になって、その浄化槽で分離をちゃんとして流しなさいよという方法なのです。これは一般家庭は規制がありません、一般廃棄物については。しかし、五百一人槽以上になったときには、必ずその合併槽の前に油脂分離槽をつけなさいという法律なのです、油脂分離槽。いいですか、炊事場から流れてくる油は産業廃棄物ですよ、浄化槽に入る前に油脂分離槽とスクリーンをつけてそこで分離しなさい。それで、分離して流れたものが浄化槽に入れば一般廃棄物ですよ。

産業廃棄物ではない。ただし、この五百一人槽が、瀬戸内海汚濁防止法というのがあるのです。この瀬戸内汚濁防止法になると、普通の法律の五百一人槽のものが、瀬戸内に面した十三府県、京都、大阪を含めて大分まで十三府県、これは瀬戸内海汚濁防止法の中で二百一人槽に限定されておる。法律では五百一人槽以上を、瀬戸内海汚濁防止法の中では二百一人槽以上のものは、そういうものを設置をしなさい。油脂分離槽の設置をしなさいと義務づけられておる。それからもう一点。一般の小さい合併槽にしても、例えばラーメン屋さん、ギョウザ屋さん、レストラン、いろんな油類を使う飲食店については、大小かわからず油脂分離槽を前に設置しなさいという法律なのです、その合併槽についてもですよ。

ですから、私がお尋ねしたいのは、油脂分離槽の前に出てくる油、いろんなものについては産業廃棄物ですよと、流れてきた、もう浄化槽に入ったものは一般廃棄物ですよ、こういう位置づけになっておる。では、油脂分離槽が、これが合併槽の一部なのか、合併槽の一部ではないのか、分離をされた部分なのか、そこだけまずお答えください。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

御承知のとおりグリストラップは産業廃棄物で、県の管轄になります。グリストラップの構造は、三槽から四槽に分かれており……（発言する者あり）

○議長（首藤 正君） ちょっと答弁をさせてください。（発言する者あり）

二十二番議員さん、ちょっとお待ちください。先ほどの答弁を続けてください。私はあなたの答弁を指示したまんまです。さっきから答弁をしたままでしょう。答弁を続けてください。指示しておるでしょう。

○清掃課長（松田 磨君） 私が先ほど言いたかったのは、グリストラップの件は、レストランや飲食店、食品工場等から出る油分を除去するためにグリストラップをつけております。それから、ラーメン屋、油をたくさん使うところ、そういうところから流れる部分については、それも私たちもグリストラップと今までは判断しておりました。（発言する者あり）私が思うのは、合併処理浄化槽にも油分をたくさん使うところは、合併処理浄化槽の前に油脂分離槽としてグリストラップを設置しているということで確認しております。このグリストラップ、油脂分離槽については、県の管轄で産業廃棄物になっておりますので、私たちも今のところ勉強不足のところがありますが、今、真剣に取り組んでおるところでございます。

○二十二番（河野数則君） いえ、だから私が今聞いておるのは、私は下水道のことを聞いておるのではないのですよ。下水道は別府市に浄化槽清掃業者として五社許可を、許可をいただいている業者、この業者は、下水道は当たれないのです。下水道というのは、基本的にこれはもう産業廃棄物扱いなのです。そうでしょう。そして、旧

建設省、国土交通省の権限、下水道は。ですから、私が今お尋ねしておるのは、前の厚生省の、環境省の管轄に当たる浄化槽の部分についてお尋ねしておるわけです。ですから、私が今言ったように、この浄化槽については、何回も言うように一般家庭にはその規制がありません。ただ五百一人槽以上は規定がある。しかし、瀬戸内海汚濁防止法の中に二百一人槽以上はこういう設備をなささいよという法律下の中で、ラーメン店とかそういうものも合併槽をつくれんことはないのだ。その前にちゃんとした設備をつくらなければいかんと。この前につけておる設備、ここが一番問題なのだ。この前につけた、では、あなた、グリストラップでもいいわ、グリストラップ、油脂分離槽、このものが浄化槽の一部になるのですか、ならないのですかと言っておるのだ。

○生活環境部長（井上泰行君） お答えいたします。

油脂分離槽、もしくはグリストラップについては、そういう浄化槽、合併処理浄化槽、それから下水道につなぐ前処理といいますか、要はそういう油分を取り除くための施設ということで別というふうに考えております。

○二十二番（河野数則君） そこが問題なのです。しかし、それは簡単に、部長それは別かもわからん。しかし、そこで私は、法の整備がおかしいというのだ。では、いいですか。これね、大体グリストラップにしても油脂分離槽にしても、解説書はこの中にいっぱいあります。もう読むと長くなるので、一週間に一回は必ず掃除なささいよと書いておる。いいですか、開けて一週間に一回は必ず掃除なささいよ、しかし、産業廃棄物業者に掃除をさせなささいと書いてない。掃除なささいと書いておる。

では逆に尋ねるけれども、そういう油脂分離槽の上の油の部分ね、これは毎日上げられんことはないのだ、網だからばあっと引き上げられる。人間が二人ぐらいおれば、あの小さいのは引き上げられる。それを、市長、今度別府市が行財政改革の中で事業所ごみを民間委託しましたね、事業所ごみ。その事業所ごみの中に普通のごみを私らは持っていくのよ。産業廃棄物だろう、持っていくのよ。そのものを上げたのを一緒に、飲食店のごみが出る。ラーメン屋さんのごみが出る。そういうものがちゃんと一緒にその中に上げたのをふるってばっと入れれば、油がいっぱいついておる。それは水分を切りますよ、水がだぶだぶしておるから。その中には、油脂分離槽の中には野菜とか御飯粒とかラーメンのかすがいっぱい入ってくるのだ、そこには。流れてくる。その上にたまった油の部分が産業廃棄物ですよと言っておるのだ。この下のも一般廃棄物だ。それと一緒に引き上げて、それならその下のごみと油が混じっているやつと一緒に袋に入れば事業所が持っていく。持っていくのでしょうか。全部出しておる。それでいいのですかと言っておる。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

グリストラップは、三槽から四槽の構造になっておりまして、一槽部分のスクリーンに残った部分、結局先ほど言いましたように米粒、それから残渣で細かい部分というのは、一槽部分のスクリーンにたまります。その部分については、一般廃棄物として処理していいという規定になっておりますので、その点を説明させていただきたいと思います。

○ 二十二番（河野数則君） 違うというのだ。あなたが何ば言っても、それなら、あなたはわかっておるのか、その三槽、四槽。そうしたら、三槽、四槽の部分を上げて入れたらどうするのかと聞いておるのだ。毎日上がるのだ、ごみがようけたまるから。

○ 清掃課長（松田 磨君） 先ほどもいいました、一槽部分のスクリーン部分にたまった残渣については一般廃棄物、一槽、二槽、三槽の他の部分については、すべて産業廃棄物ということで県の方から指導を受けております。

○ 二十二番（河野数則君） では、それならその事業所はだれが検査するのですか。普通、一般ごみ、まず別府市の清掃課が収集に来る。違う物を入れたって持っていかん。持っていかんでしょう。あなた、清掃課長も一緒だからそうだ。持っていかんではないですか。そのかわり別府市の名前を書いた中身が見えるような透明の袋に入れるようにしたのでしょうが。中に一般収集できないものを入れておったら持っていきはせんではないですか。事業所ごみというのはだれも検査せんのだ。持っていくのだ。それなら極端な話、もう一回それなら言うわ。では、一槽は、いいですか、いろんなものがたまって沈殿している。米とかいろんなものがたまっておるから、それは一般廃棄物でいいのだと。二槽、三槽、四槽については、これは産業廃棄物だ。最後に浄化槽があるのだ、合併槽が。な、課長。うわあっと混ぜくって水の中へ流せばいい。その上からどんどん流して浄化槽に入れ込めば、これは一般廃棄物ではないか。だから私は何回も言う。浄化槽に入った部分は一般廃棄物に姿を変えるのよ。浄化槽に入る前は産業廃棄物だ。そこの行政……（発言する者あり）、もういい。言いたいのだ、何で行政指導しませんかと。行政だってわからん。それで、あなたたちが行政指導したのは、今度問題になって初めてしたのだ。県を呼んだ。私も県に行った。電話もした、何回。県もあやふや、わからん。そうでしょう。それなら、部長、県がちゃんとしたことを明確に答え、できたですか、できんですか。できたかできないかでいい、県が。

○ 清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

昭和五十年にこのグリストラップが、千五百九十七戸のレストラン、飲食店、食品工場等にグリストラップの設置が義務づけられました。その後について、配置者にも、設置者指導もなされてないのが現状です。県にも中央保健所の方からこの件がおきまして、講師になっていただいて説明会もいたしました。議員さん言われるとおり、環

境省の方もちゃんとした見解はないということでございますので、私どもでできる範囲の指導を今後いたしたいと思います。

○二十二番（河野数則君）　そこなのですよ。市長、言うように、それは業者にも問題があったかもわからん。しかし、県も国もあやふやなのです、あやふやなのですよ。どこまでがどうかわかってない。ただ、その上の油の部分 flowed したら悪いですよ悪いですよと言っておるだけ。それは全部連結しておる。今言うようにグリストラップも油脂分離槽も一槽、二槽、三槽あって、その後ろに合併槽がある、浄化槽がある。では、それならそこからずっと、あれは上を流れるでしょう、上を。流れていくのです、スクリーンを通して。スクリーンはとまるようになっておるな。流れていくのよ。流れていって、ここの壁からここに行ったら一般廃棄物だ、ここにたまっておる分だけ産業廃棄物。同じ中につくっている。だから、今聞いておるように、それならこの前段の分は、これは産業廃棄物扱いの分は、いいかい、産業廃棄物の扱いの分、その分は浄化槽の一つのやつを聞いたのがそうなのだ。一緒だ、全部一緒のはずだ。これは法律がもう全くでたらめになっておる。それと講習も、部長、講習も経営者にしてもらいます。経営者は現場にしょっちゅう行かん。経営者にするなら従業員を集めてせねばだめ。そうでしょう。従業員を集めて講習会を開かんで社長だけ集めて開いたって何になる。何もならん。現場には運転手とか従業員が足らぬところに社長が行くだけだ。従業員は毎日行くのよ。だから、言うように半年なら半年に一回、そういうものはちゃんと正しくせねばならん。

しかし、今回問題になったのも、私に言わせると、それは確かに経営者も悪いかもわからん。しかし、現場に行ってそれをした工事者も、これも悪い。わかっておってしておる。悪い。だから、今回は会社だけがいろんな行政処分を受けてどうだこうだという話になっておった。しかし、これは両方悪いですよ。せよと言ったのかどうしたのかわからんけれども、現実には会社がせよと言った。しかし、現場でしたその行為をした人もやっぱりよくない。だから、経営者だけがよくて、それなら従業員が悪いのかと、そうではない。それも、これはそれならどこまでを区分けしてどうなのかという明確なものが出てないのでこういう問題が起こってくる。だから、やっぱり県にも私も何回も相談したけれども、全く返事がない。そして、この解説書を見たって出てこんのですよ、そのことが。ただ「油分を流してはいけない」と書いておる、油脂分離槽から外に。それだけしか書いておらんのだ。これが流れたら違反ですよとか、本来、今、清掃課の課長が答弁したように、二種分離槽とグリストラップの間だけは、これは一槽を除いて全部産業廃棄物ですよという位置づけだったら、私が言うようにホースを持ってきて水でじゃあっと流して、上をぐうんと上澄みだけどんどん流せばいい。掃除することもない。そうすると掃除も何もすることはない。浄化槽にばおう

んと放り込んだら一般廃棄物、産業廃棄物ではない。そうでしょう。

それなら、逆に前に私が言うように、一番先に、しかし、課長に言ったら、あなたは勘違いされた。一番先の一槽が一番ようけ来るのだ。そうだろうが。一番先にようけ来るのだ。それで二槽、三槽と分かれていくのだ。そうでしょう。それであなたが言ったように、一槽目の部分については産業廃棄物ではない、前にスクリーンがあるから。それなら、その一槽目のいっぱいたまった中にぼっと上げて、油が引っついておる部分、私がさっき言ったように、事業所ごみと一緒に混ぜてビニールの袋にちゃんと入れて持っていけば、ちゃんと収集してあそこで焼いてくれる。そうでしょう。たまたまこれがどういう現状が起こるかというとか、一年も二年も掃除せん人がおるのだ、油脂分離槽もグリストラップも。そうすると、そこにどんどんかすがたまってきて、どうしようもならんようになる。そこで、業者に頼むのか、一般廃棄物業者に頼むのかという判断になるのだな。それで一般廃棄物というのは、これは非常に難しい、取り扱いが。いいですか。扱うのも許可を持たないといかん。運搬するもの許可を持たなければ悪い。処理場も持たなければいかん。それで、この処理場を持たんところは、処理場に頼んだら捨て賃がすごい高い。産業廃棄物だ。だから、普通の小さい商売人というのは、その金額が払えん、産業廃棄物扱いになると。それでついつい浄化槽と一緒に連結しておるから、それならここもなと、こういうふうになってしまう、それが現実と思いますよ。

だから、悪い分は悪い分、いい分はいい分で結構です。ちゃんとそういう法律があるのだから、だからそこら辺もやはり業者とかいろんな従業員を集めて、関係者集めて、行政として、この部分をしたらいけませんよ、この部分はこうですとやっぱり説明会をして明確にしておかんと悪い。もうごっちゃ混ぜになっておる。

それともう一つは、さっきから言うように、市長、最後は同じ処理できるのに、国土交通省と環境省と二つある。これがまたおかしいことなのです。私も国で調べたけれども、やっぱりどっちも権力争いだな。どっちも譲らん。このものは自分のところの持ち分だ、このものは自分のところの持ち分だ、譲らん。それも妙なことだ。だから、そこら辺を次長――もういいです――今回いろんな問題があったのをいい教訓にして、どっちがいいとか悪いのではない、いい教訓にしてやっぱり講習会等を開いて業者にもちゃんと説明する。それで、業者がその説明の中で、また違法があれば、ちゃんとした対応をせねばならん。そこら辺を要望して、七分だけ残して終わります。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午前十一時五十五分 休憩

午後 一時 零分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○七番（野口哲男君） 二十人ほど集まっていたきまして、ありがとうございます（笑声）。明るい、夢のある話をこれからちょっとさせていただきます。

何かこう、この前の議会の中で逼塞感が漂っているような感じがしますので、実は日経新聞に「温泉大賞」、「N I K K E I プラス1温泉大賞」というのが、十月二十六日に発表されております。この中に非常に温泉観光地としてのあり方はどういうふうなものか、どういうふうにすればいいのかというような、非常に示唆に富んだ内容が書かれております。私は、これまで観光振興、いろいろお話を申し上げてきました。市長もそういうことに対して、「やりますよ」という話になってきましたけれども、きのうも二十番議員さんですか、非常に夢のある、具体的に温泉観光資源、温泉資源を活用した観光資源はどうあるべきかとかいう話がありました。この後、また原議員から観光振興についての話があるそうでございます。やっぱり別府はどうしても観光振興抜きにして語られない。必ず一般質問の中で二人ないし三人の方が、観光振興についてお話をしております。それだけ皆さん、別府がどうあるべきか、どうしなければならないのか、一生懸命別府のことを考えていただいている議員さんが多いのではないかなというふうに思っております。

ここの中で、簡単に整理してみますと、観光のあり方というのは、別府あたりは特に温泉観光地としてのあり方というのが、今非常に整備をしなければならないという方向に来ているのではないかということで、この「温泉大賞」がつくられたということになるかと思えます。この「温泉大賞」というのはどういうことでつくられたかといいますと、温泉地の活性化はどうすればいいのかということをもとめて国民の方々に、これはランダムに抽出した方々から日経の「プラス1」の読者の方に問いかけて投票方式で行われたものですが、その中でこの別府の観光地としての整備をどのようにしていくのかという問題になるわけですが、そのことにつきまして、観光に携わる方々にこれを読んでいただいたと思いますが、この中身も含めてどういうふうにお考えになっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

七番議員さんが言われましたように、「温泉大賞」ということでございます。「N I K K E I プラス1温泉大賞」は、生活者が豊かな温泉ライフを楽しめるよう、温泉地の活性化を支援する目的で創設されました。選考基準としましては、読者調査結果から得られた総合順位、読者と上位三百の温泉地、アンケートの結果から審査員が決定されております。

今回、一般の観光客である多くの読者の方と温泉観光の専門家で構成される審査委員の方々によって、別府温泉が泉質賞に選ばれたことは、私ども温泉課としてはありがたいというふうに、そして別府にとってもありがたいというふうに私は思っており

ます。

ここに賞状をいただいております。「泉質賞 別府市役所殿」ということで、「別府温泉は、審査の結果、『N I K K E I プラス1温泉大賞』の泉質賞に選出されましたので、ここにこれを表します。日本経済新聞社」というふうに、温泉課の方で、部長室の方で掲示いたしております。

その中で泉質賞ということですが、別府市におきましては、地球上には十種類中十種類の泉質を持つという泉質の豊かさ、さまざまな病気の予防、治療やリハビリ等の機能回復にも効果が期待できる泉質のよさというふうに、温泉が本来持つ魅力の面においてもすぐれた温泉として認めていただいたと私ども認識いたしております。

この機会に、これまでパンフレット等で別府温泉の魅力の一つとしてPR等をしてきましたが、今後は、別府八湯のPRを兼ねて八湯ごとの泉質機能、効能といったような八湯ごとの温泉にこだわりを持たせる形を、温泉企画係でPRを考えていきたいというふうに考えております。

ちなみに、別府温泉十種類中、泉質を申し上げますと、単純温泉、二酸化炭素泉、炭酸水素塩泉、塩化物泉、硫酸塩泉、含鉄泉、含アルミニウム泉、含銅鉄泉、硫黄泉、酸性泉の十種類があります。あと一つは放射能泉ということでございます。

それで、温泉の情緒を生かしたまちづくりということですが、別府八湯、明治、大正から著しく栄えて独自の温泉場を形成してきたその八湯の位置づけでございますけれども、性格でございますけれども、別府温泉では観光型温泉地、浜脇温泉では健康型温泉地、観海寺温泉はレジャー型温泉地、堀田温泉では田園、来年の三月に落成しますけれども、完成予定でございますが、堀田温泉、田園保養型温泉地、明礬温泉では伝統保養型温泉地、鉄輪温泉でございましたら湯治保養型温泉地、柴石でございましたら秘湯型温泉地、亀川温泉でありますと海岸保養型温泉地、以上のようにしております。こういったのをコンセプトに考慮して進めていきたいというふうに考えております。

○七番（野口哲男君） 大体これまで言い続けてきたことが、温泉関係ではまとめられたのかなという気がします。別府をさらに魅力ある温泉地とするための条件整備としては、泉質、あこがれ、それから湯治場としての役割、それからまちづくりをどうするのか、それから歴史保存、それから国際化ということで、大体掲げられた方向に進んではいるのですが、具体的にその活性化を図る場合に、それでは観光課さんにちょっとお伺いしたいのですが、温泉地の役割としての整備としまして、どのような考えで観光振興を図っていこうとしているのかということ、ちょっとお聞かせいただけますか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

先ほど、温泉課長から答弁がありましたように、観光課としましては、温泉を中心とした観光立市である別府市にとりまして、この結果については大変ありがたく思っております。しかしながら、全国的に温泉地と言われているところが多数あるわけで、いかにしてこれらのところに対して優位性を保つかということを常に念頭に置いて考えておるところでございます。そういう結果を冷静に分析しまして、今、観光課としましては、別府八湯がそれぞれの個性を打ち出す中で別府全体の盛り上げを図っておるところでございます。いずれにしても、温泉を抜きにして別府は考えられませんので、温泉を基盤にした観光振興に今後も努めるとともに、温泉を取り巻く自然環境や情趣・雰囲気整備、保全、また演出を図ることにより、お客様と地元の方々の交流も非常に重要な要素であることから、市民の皆様のホスピタリティの意識の喚起についても継続して取り組んでまいりたいと思っておりますし、また、市街地に点在しております温泉の効果的な活用、また健康、いやし、美・食・ウォーキングの、オンパクに見られますようなイベントの積極的な推進、さらに北浜旅館街や郊外からの商店街、飲食街の回遊性の創造、また情報インフラの整備、インターネットを使った情報発信等が必要になると思っておりますので、これは行政だけではなかなか難しいということもわかっておりますので、こういうのを認識しながら民間の方々と一致団結しながら、多様なニーズにこたえながら進めてまいりたいと思っております。また、国際化につきましても、きのう、市長が答弁しましたように、また、七番議員さんが、常に中国を押すのだという言葉も九月議会でお聞きしましたが、今や我々も中国、それから韓国に向けて努力しているところでございます。また、チャーター便も、韓国からのチャーター便も十二月二十五日から二月二十六日水曜日まで、週三便になるわけでございますが、これにつきましても、二月まで約一万二千人の韓国からのお客様を別府、これは大分イン・長崎アウト、長崎イン・大分アウトというようなことで約一万二千名を送り込んでいただけるようになっておりますので、そういう国際化についても今後も努力してまいりたいと考えております。

○七番（野口哲男君） 前回、質問したことがだんだん生かされているということで、心強く思います。

温泉地としての役割、行ってみたい、行ってよかったという、ここに、今回の賞で「行ってみたい温泉地」の第一番が湯布院、これは千百七十五点ということになっています。その次は草津、三番目が黒川、四番目が別府ということです。行ってみたいと思われる温泉地ですね。「行ってよかった温泉地」、こうなりますと、一番が草津、それから二番目が湯布院、三番目が別府になるわけですね。その後、ずっと続いて六番目に黒川が入っているということは、「行ってみたい」という魅力ある温泉地と、

「行ってよかった」という評価が少し異なっている。ここに私は大きな問題があると思うのですね。

「行ってみたい理由」というのを見ますと、「自然環境がまずいい」ということ、それから二番目が「温泉情緒がある」ということ、三番目が「温泉のお湯の質や量」ということなのですね。これは別府があるわけですが、それから「安らげる雰囲気」、これは黒川とか湯布院はそういう雰囲気ですね。それから「周辺の観光スポットがやっぱり魅力ある」ということなのですね。これが、先ほど言ったように湯布院、草津、黒川、別府と、別府が四位になるわけですが、今度、「行ってよかった理由」というのが、一番が「自然環境」、二番が「温泉の質や量」、三番目が「安らげる雰囲気がいい」、四番目が「温泉情緒がある」ということ。それから「宿の施設」というのが四番目に来る。この中で「行ってよかった」というのが、先ほど申し上げましたように、一番が草津、二番が湯布院、三番が別府ということになるわけでありますから、ここら辺に別府の今後の一つの観光振興、温泉を生かした観光地としての振興を図っていく一つの大きなキーワードがあるというふうに考えます。

そういう意味で今後の中で、特に別府は観光立市でありますから、観光立市ということは、観光課だけがやればいいというのではなくて、庁内が横断的に、やっぱり縦割り行政というのを我々はどうしても感じるのですけれども、今、市長がうなずかれましたけれども、これを取っ払っていただいて、各課が協調してこの観光振興に取り組んでいただく。あるいは、先ほど課長が言いましたように官民が共同してということになれば、当然民の方はどこにこの話を持っていけばいいのかというのがわからない方が大変多いわけですから、一つのまち歩きグループあたりがどういうことを考えているのかということも吸い上げていただいて、それが生かせるようなまちづくりをぜひお願いしたいと思います。

行ってみたいという目的によって、家族と行く場合にはどういうおふろがいいのか。それは、おふろに入れてレジャー施設もあるようなところがいいと、それからカップルで行く場合には、これはお忍びということになるわけです。もう二人で、一目を気にしないこととかゆっくりできるという、そういう温泉地。両親と行く場合には黒川とか湯布院のように、ちょっと温泉情緒に浸れる、ゆっくり家族でくつろげる温泉がいい。こういうことを、今、若い女性がこのトレンドを引っ張っているわけですね。そういう意味でこのようなことも分析をして取り組んでいただければというふうに考えております。

次に、観光はトータル産業と私はずっと言ってまいりました。観光というものは、すべてのものが含まれている。例えば鉛筆一本も観光につながるようなことになるわけでありまして、はし一せん、それからこういう背広、背広を着ていくのは少ないの

ですけれども、いろんなレジャー着あたりも観光にすべて結びつく。その直接的な売り上げを含めて五十四、五兆円が日本の国の中で毎年ツーリスト産業関係で売り上げが上がっている。これは、これからもっともっと日本は観光に軸足を移してやらないと、アジアの中でも特に中国とかに比べれば外客が非常に少ない、四百五十万人ぐらい。千七百万人ぐらいが外国に行っているというようなことで言われております。

その中で、ちょっと市長にお伺いしたいのですけれども、市長さんが何か、ちょっと新聞で見たのですけれども、国会議員かどなたかに「地方観光都市からの提案」ということで、ちょっときのう私はこれを初めて見させていただいたのですけれども、

「二十一世紀の消費起爆剤は第三次産業である。観光産業の推進」ということを出されております。この中で、「国際観光収支の大幅赤字是正」ということで出しておられますので、今、特に日本の観光資源が劣化していると言われております。その整備のためにやはり私どもとしては、別府市全体でも一定程度の投資も可能であれば、そういうことも含めて整備をしていく中で、魅力ある温泉観光地にしていかなければならないと思うわけですが、ここら辺の関係をちょっと市長さんにお尋ねしたいのですが、どういうことでこれは、どこにどういうふうに出されたのでございましょうか。

○市長（井上信幸君） お答えいたします。

私も一年数カ月の間に、中国に種まきに行ってまいりました。その結果、わかったこととございます。どういうことかといいますと、観光だけをひとつ例にとりますと、先般九月のたしか二十、二十一、日本人一万人が北京に集結いたしまして、日中国交交流三十周年記念を祝しての集まりでございました。そのときに新聞その他でも発表されましたけれども、当時の江沢民首席が、「二十一世紀は観光だ」と、このように言っていらっしゃいます。また、そのときに一緒に日本人としてついていった国会議員、国土交通省の副大臣も「まさにそのとおりだ」と。こういうことからして私なりにちょっと勉強させていただきました。国内のそれでは実態はどうなのか。こう見てみますと、先ほど野口議員がおっしゃいましたように、三分の一しか国外からお客が、外国人の入国客は来ていません。そして、つぶさに、これはどういうことだろうかと、こうして見ましたら、日本人が外国旅行でお使いになるお金、海外支払い額は四兆五千四百八十四億円。ところが、国内で外国旅行者がお使いになるお金はわずか六千四百三十五億円、十分の一強しか日本に持ってきてない。大幅な観光赤字であるということがわかりました。

そこで、「これは」ということで、一応勉強させていただいたところが、国の予算が非常に少ない、観光戦略、観光宣伝等における。これではいかんということで、今まではどちらかというと、マスコミの報道にもありましたけれども、観光というのは

単なる遊びというふうにしか把握してないのではないかな。これは国の主要な方々が、それぐらいな感覚しかないのではないかな、このように思い、かつて我が別府市の出身でありました佐藤文生代議士も、観光議員連盟で御活躍いただきましたけれども、佐藤文生当時の代議士が引退いたしましてからは、これもどうも影が薄くなったな。こういうことから私も、各国会議員さんにこのことをひとつ知っていただこう、ということで「地方観光都市からの提言」ということでお手紙を出させていただきました。その中に、これは四点ありますけれども、観光だけちょっと言いますと、「二十一世紀の消費起爆剤は、第三次産業である観光産業の推進である。一つは、休日や生活のゆとりから来る内外観光地の遊覧といやしの場の提供。もう一つは、各地の温泉医療・療養については、即時保険適用を実施していただきたい。三点目は、未整備の高速道路、地方への新幹線の早期整備拡充、これを行っていただきたい。四点目は、航空運賃を安くしてください」、これを一つの提案にさせていただきました。もう一つは、先ほど言ったように、国際観光収支の大幅赤字是正、これをやっていただかなければということで、最終的に国の観光戦略における認識違いであり、立ちおくれにほかならない。よって今後、国の観光予算の大幅な増額を要望するものであるというふうに提言をさせていただきました。

この件でございますが、どうぞ野口議員におかれましても、またこの面についていろいろのお知恵をお貸しいただければ、このように思います。

〇七番（野口哲男君） これは、私がもう何回も申し上げましたとおり、市長がそれを理解していただいて、観光予算と国土交通省を見ると三十億円ぐらいしかないそうですね。五十億になったのですか、今。それにしても非常に少ない。それで観光振興のためのいろんな整備事業というのができるのかどうか、これは全くできるわけありませんで、単にパンフレットをつくって流すとか、そのくらいしかやってないというのが実情でありますから、やっぱりここの中で見えてきたのは、「日経温泉大賞」の中で、観光地としてどういうふうに、自分たちが知恵を出してオリジナリティーのある観光地としてのあり方を整備しなければならないということになるわけでありますから、常々私は景観条例も言っております。都市計画課長さんにもお願いしていますが、景観条例あたりを早急に整備していただいて、やっぱり観光地は、いつも言うように清潔で、明るくて、花いっぱい、礼儀正しいまちということが基本になるわけでありますから、それに向かって整備をしていくということをぜひお願いしたいと思います。

だから、別府としてのオリジナリティーというのは何なのかということを、もうおのずとそこはわかってくるわけでありますから、温泉を生かしたまちづくりということにほかならないわけでありますから、そういう意味では、今言われましたように各

課長さん、それから市長が申し上げられましたようなことも含めて早急に、少しでも前向きに、お客さんが魅力を感じるようなまちに官民挙げて取り組めるように、ぜひ市役所の中も、今、市長が先頭に立ってやるという気概を示されたわけでありますから、縦割り行政ではなくて、総務課長も観光経済部長だけではなくて皆さん、各部長さんも課長さんもやっぱり観光のことは一生懸命頭に置いて考えていただきたいというふうなことをお願いしておきます。

温泉は、お湯も含めたふろとか料理とか接客とか、それから宿全体の雰囲気というのが非常に大事になるわけですから、それに向かって別府が今後どうなるかということも必要です。それをもう一遍、私ね、どうしても観光地で問題になるのは道路なのです。道路というのはどういうことかといいますと、安心して歩ける道路というのが、観光地のやっぱり条件なのです。やっぱり駅前通りとか、それから今、青山通りあたりはウォーキングツアーをやっています。これはドライバーのモラルにもつながるのですけれども、不法駐車があって、それをよけるために、また道路にはみ出して運転をしていく、あるいはそれが交通渋滞の原因になっているというようなことも含めて、歩くときに歩道のない道が別府にはたくさんあります。そういう意味で時間帯とか曜日によって歩行者天国にしてもいいのではないかな。もう一つ進んで言えば、一定程度、ドイツのバーデンバーデンみたいに、もう道路は全部市街で乗れないように駐車場をつくって、そこから先は全部公共のバスでやって乗り込む、お客様も市民も。そういうふうにして観光客を大事に、それからまた市民の安全も守るということを考える時期に来ているのではないかな。青山通りをあれだけ歩道を広げていただいて、ツアーの主催者あたりは大変喜んでおります。そういう意味で北浜温泉街も今、道路整備をやっていますけれども、あそこも一定の時間はもう自家用車は全部シャットアウトする、営業車だけはそれはしょうがありませんから、入っても結構ですけれども、そういうふうな思い切ったことも市民のコンセンサスを得てやらなければならない。タイペイあたりが、市長選にまで問題になったのですけれども、あのタイペイの交通渋滞を解消するかどうか、これは一つの市長を選ぶバロメーターになっているというのがあるわけですから、そういう意味では別府も道路の活用については、ぜひ観光客あるいは市民が安心して歩けるようなまちづくりを考えていただきたいということをお願いしまして、観光の関係については、きのうもいろいろありましたし、また原さんもやるそうですから、この件については、今回はこの程度でおさめます。次に、「ものづくり学校」ということを私、今お出しをしています。なぜ私がこういう「ものづくり学校」ということを取り上げたかと申しますと、学校週五日制になって、私は、今、小学校の野球のコーチとか、それから今回、観海寺の山の上の方に休耕田がありますが、そこを耕運機を田舎から借りてきて掘り起こして、前回ソバを

植えてみたのですけれども、そこで竹炭を焼いたり、まあ、炭焼き窯があるわけですが、それを活用したものができるか、あるいはソバをつくってそば打ち体験ができるか、それから竹細工をできるようなことができないか、これはユースの社長さんともお話をしまして、小学校の一泊二日で、包丁になじませるために料理をつくったり、いろんな体験をさせるようなことができないかと思って、それを研究してきました。勉強してきました。特に、今非常に私が危惧するのは、技術的な継承というものが、この日本の中にそごを来しているのではないか、やられてないのではないか。一生懸命、子供が勉強するのはわかるのですけれども、目標を持ってない子供というのが非常にふえているような気がします。朝、毎日私は家の前に出て、子供のちょうど通学路になっていますから、あいさつをすると、最近やっぱり向こうからあいさつするようになりました。それは親として、また我々が子供さん、もう小さな子供はうちにはいないわけのですけれども、そういう小さい子供を持った親御さんたちは、非常に忙しいのですね。二人で共稼ぎをして働いている。とうとうそういう意味で南立石校区では、親御さんが子供会に参加できないということで、子供会がどんどんすたれていきました。今残っているのは、南莊園町に一つだけです。そういう意味で、今後やはり、「ものづくり学校」と書いてありますけれども、子供と大人が遊ぶ場、接点を持てる場をどこかにつくる必要があるのではなかろうかな。その中から遊び心を通じて自分の目標とか、そういうものが持てる子供、それから最終的には、ただ単に学力だけではなくて、いろんな経験をさせる中から自分の目標が持てるような状況が作り出せることが一番いいのかなということを今考えて、こういう質問をしたわけであります。

そういう意味で、これから先、学校教育の中で学校週五日制から、今どのような取り組みがなされて、どのように考えておられるのかということについて、ちょっとお聞かせいただけますか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

子供が自分の目標を持てる教育でございますが、各学校では、毎日の授業の中で、知識だけではなく、みずから課題を見つけみずから解決する学習に取り組んでいるところでございます。このような学習を通して、関心・意欲・態度を大切に、目標を持って学習に取り組める子供の育成を目指しているところでございます。とりわけ今年度から本格的実施になりました総合的な学習の時間では、子供の興味・関心に合わせまして課題別に取り組む学習を展開しているところでございます。具体的には、本年度研究発表いたしました南立石小学校では、七番議員さんもゲストティーチャーとしまして、小学校六年生の校区の歴史マップづくりの学習に御参加いただいています。また、学校の方にお聞きしますと、議員さん御自身も、夏には子供たちと一緒に

に校区の歴史探検をしていただいたとお聞きしています。このように課題に応じまして、地域の方々を講師にお招きし、技術などを学んでいる学校がごございます。このようなさまざまな実践が、好奇心を持ち、熱中して課題に取り組み、個性豊かな子供の育成につながると考えていますし、校外活動の活性化にもつながっていくと考えています。

○七番（野口哲男君） 私のことはさておいて、やっぱり学校でやれることの限界というのがかなりあると思います。そういう意味で、我々はやっぱり大人として次代の子供を育てるという意味でやらなければならないことがあるのではなかろうかなというふうに考えておるわけでありまして、ただ、それはボランティアとかいろいろな方々に頼らなければならないわけでありまして、そのボランティアの登録とか、あるいは問題になるのが、では、どこでどういうふうにするのかということになると、「空き教室」というのは、言ったらいけないそうですが、「余裕教室」といいますかね、余裕教室というのがこれから活用できるのかどうか、あるいは、先般、六番議員が質問しましたけれども、南小学校の跡地ですね、そういうところが空いた場合にこういう活用というものが図れるのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

まず、最初の余裕教室の件であります。生徒数の減少によりまして、普通教室としてこれまで使用されてきた教室がごございます。これは、現在、各学校では教育相談室とか、あるいは生徒会室、児童の場合は児童室になろうかと思いますが、そういった教室や少人数授業のための教室、それから集会室、会議室等々自主的に活用が行われておるところであります。

それから、二点目のお尋ねの南小学校の跡地の件でございましてけれども、現在では、南小学校が――予定でございまして――平成十六年の三月まで子供たちが学習や生活の場所として使用していく予定でございまして、校舎や体育館を含めた跡地の活用につきましては、教育委員会だけの判断はできませんので、全庁体制で考えていく必要があろうかと考えております。その中で地域の方々の思いとか、あるいは市民の方々の御意見・御要望等があると思われましますので、そういったお話等をお伺いしながら活用方法については今後検討していく、こういうふうにお考えおるところでございまして。

○七番（野口哲男君） ぜひ活用できるように、市長、これは教育長とお話をさせていただいて、確かに余裕教室、いろんなことに使うとは思いますが、たくさん広いところは要らないわけですから、理科教室とか実験室とか、そういうところがあればちょっと貸していただく。

それともう一つは、いろんな工具とか備品とかいうものが、各学校にはあるはずあります。そういうものが使われているかどうかというのは、ちょっと私もまだわか

りませんけれども、かなり死蔵品というのはおかしいね、稼蔵品か死蔵品といいますか、もう何年も使っていない、ただし、それはまだ使えるというようなものがかなりあるとは聞いております。そういうものも、余裕教室とあわせて使わせていただけるのかどうか。

それから、もう一つは、ボランティアの募集を我々がやりたいわけですが、いかにせんインターネットとかそういうもので呼びかけても、なかなかお年を召した方には指さらない場合がありますから、これは市報を活用したり、いろんな意味でそういうことをやらせていただきたいと思いますのですが、その件が一点と、もう一点は、最後に、やっぱりどうしても子供さんを預かる以上は、けがをしたりいろんな事故が起きた場合に、我々が一番その辺を危惧するところなのですよね。だから保険の適用とか、そういうものがどうなるのか、この三点について教えてください。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

余裕教室の活用等についてでございますが、現在、各学校で自主的な活用が図られております。これは、第一義的に当該校で必要としているスペースの整備を行い、特に子供の学習や生活に直接役立つスペースとして活用してまいっておりますので、今後、空くとすれば、またそういったことも含めて検討していきたいと思っております。それから、次の備品のことについてであります。学校にはさまざま数多くの備品がございます。その使用形態に当たっては、年に回数が数回から、それから頻繁に使う等、いろいろあろうかと思えます。そういうさまざまな備品がございますが、外部の方に使っていただくということを考えた場合には、学校教育に支障のない範囲で、例えば社会教育とか、あるいは公共のために一時的に使っていただければと、こういうふうに考えております。ただ、それを学校の中でも有効に活用したいと思っておりますので、そのままそっくり「どうぞお使いください」ということには、ちょっとそのところまで考えていませんので、御理解していただきたいかと思えます。

○七番（野口哲男君） それはある程度現場で融通が効くような制度にしてもらえばと私は思うのです。一々教育委員会に文書を出してとか何とかになると、なかなかうまくいきませんので、学校長あたりに申し込みをしてお願いをしてそれができるといようなことでできればというふうに考えております。特に私たちが今一番考えるのは、私の家の前に小さな公園がありますけれども、そこに女生徒がひざを組んで座り込んでだべっている。私は言ったのですよ、「おい、そんなところに座り込んで大丈夫か、おまえ、汚いのだよ、地べたに座り込んで」と言ったら、今それがはやりかもしれないかもしれませんけれども、やっぱり目が輝いているというか、そういう感じは余りないのですよね。だから、いわば発展途上国の子供が、目をきらきらさせて、自分は何になりたいから勉強したいと必死な思いでアフガニスタンの子供さんあたりがテレビに

訴えていましたけれども、そういうハングリー精神というのが、日本にはもうすでに失われてしまったのかなという気がしますし、そういう意味では今回の「ものづくり学校」、最終的にはドイツとかイタリア等がありますけれども、これは徒弟制度がまだ残っていきまして、親方のもとでガラス細工をしたり、あるいは金工細工をしたり、自分で腕に身をつけてマイスターという制度がありますけれども、日本もそういう制度をぜひ今後取り上げていって、自分の目標を持った子供がたくさん、自分の目標に向かって進めるような教育というものを現場からやっていく必要があるのではないかな。

だから、文部省がいろいろ考えていますけれども、文部省のお役人さんが考えるよりは、やっぱり現場主義といいますか、企業でも何でもそうですけれども、現場がそういうことを考えてやっていくということが非常に大事ではないかと思しますので、教育長、ひとつ今後ともよろしく願います。

では、次に、環境行政ということでひとつ。（発言する者あり）では……。

○教育長（山田俊秀君） 今の問題でお答えしたいと思います。

実は昨年度、市民の方から「ものづくり学校」をつくりたいという申し入れがありまして、場所等について問い合わせがあったわけです。それにつきまして、いろいろ場所を探しまして、ある学校で、それでは使ってよかろうというところまでなって、具体的な話を詰めていったのですが、実は学校の方も、使いたいという教室は学校も使うものですから、日程的な調整ができなくて、その後、学校の方に、それではあと当事者と十分話し合ってくれということでやっていたのですが、今年度になってちょっとそこのところが途絶えているような状況です。私どもとしても、今、七番議員さんがおっしゃったことについては、大いに前向きに検討させていただいているつもりでございます。

○市長（井上信幸君） 「ものづくり学校」については、大変前向きなことだと思います。私も、直接これについてお聞きしたことがございます。何とかしてあげたいというのが現状でございますが、今、学校現場に置いては、教育委員会がその範疇でございますので、教育委員会にお願いしております。ひとつ人づくり、物づくり、まちづくり、お互いに相関関係があると思いますし、また観光都市としては、これが大きな基本になろうかと思えます。ですから、皆さん方の要望に沿うように私も努力をさせていただきたい、このように思いますので、どうぞひとつもうちょっと時間をいただきたいと思います。

○七番（野口哲男君） では、教育長と市長さんがお答えいただきましたので、この件はこれで、要望も含めてお話をさせていただいて、終わりたいと思います。

もう一つは、環境行政ということで、たまたま私が通りかかったところ、高速道路の

すぐ上のやぶの中で男性の方が、不法投棄されたごみを整理をされていた。立ちどまって聞いてみると、私が見た内容では、缶ビールのこんな袋に入ったものとか、それから浄化槽に使うモーターとか、これは業者が捨てたのでしょうけれども、掃除機とか電化製品とか多種多様のものがそこに捨ててあるわけですね。その奥の方に、「行って見てくれ」と言うので、私は行ってみましたけれども、そこにもやっぱりいろんなごみが、例えば顕著なのは自分のところの畑のごみを、草取りをしたものをそこに捨ててあるのですね。トマトのこんな枯れたもの、トマトがなくなくなったようなものをたくさんそこに捨ててあるというようなことで、これはモラルの問題になるのですけれども、何回もこの不法投棄が出てきますから、今後やっぱりこれは、モラルを待つということ、モラルの向上を待つということもなかなか難しいので、大分市では不法投棄者が逮捕されたとかありますけれども、残念ながら別府市ではそういうことは聞いたこともないし、どのように管理をして取り締まりと云ったらおかしいのですけれども、やっているのか、それについて考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

不法投棄対策としては、その現場や不審車両を発見することが最も効果的であると考えております。そこで、郵便局と不法投棄の防止にかかわる協力協定の締結、巡回パトロールの強化、警告看板等の設置等の対策を実施しているところでございますが、決定的な対策がないのが現状であります。今後も関係機関と連携を図り、粘り強く対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○七番（野口哲男君） これ以上言っても、なかなか具体的なあれはできないでしょうけれども、ぜひそれで、あちこち今、市内で悲鳴を上げている方、住民の方々も悲鳴を上げているところがありますから、きめ細かにそういうことの対応をしながら、市民のモラルを向上させるにはどうすればいいのかということも考えてやっていただきたいと思います。

その中で非常に今回、二十三、二十四にクリスマス花火の別府花火大会というのがありますので、ファンタジアですか、イルミネーションの点灯式で市長も私もそこに出席させていただいたのですけれども、小学生から高校生までの子供さんたちが、「エコクラブ」というのですか、正式な名前はちょっとわからないのですけれども、花火会場で毎年やっていますけれども、すべてのごみを分別しまして、それでアピールをしながら「エコクラブ」の活動をやっているというようなことがありまして、そういうことがやっぱり市民の一つの意識改革とか意識向上に非常に役立つのではないかな。親というのは、やっぱり子供がやれば、どうしても親もやらなければならないということになるわけですから、そういう意味で今後のそういう意識を高めて高揚させるためにどのように考えているのかということ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

思います。

○ 清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

御指摘の活動は、一昨年から学生ボランティア、高校生のボランティアが取り組みをしていただいております。回収した有価物については、独自のルートでリサイクルをし、スチール缶、瓶、ペットボトルについては、市が回収し、リサイクルを行っております。それで、来春にはその収益金で苗木を購入して植林をする予定だと聞いております。他にも「ごみ仲間連絡会」が行っているフリーマーケットや有価物の回収団体による廃品回収など、多く団体にごみ減量・リサイクルに御協力をいただいております。このようなボランティアの活動の広報のあり方を含め、モラル向上に向けた啓発活動に結びつけられるように方策を検討してまいりたいと考えております。

○ 七番（野口哲男君） そういうことをやっているということも、市民の方が知らない人が多いものですから、そういうことを称揚していただくということを、ぜひお願いしたいと思います。

○ 市長（井上信幸君） 私も、当日参加させていただきまして、この「エコクラブ」というのを初めて知ったわけでございます。高校生、それから中学生がいらっしゃったかもしれません。その方々が、花火の現場で分別収集でちゃんとしていただいている。これはこれは感心なことだな。このような学生さんがどんどん別府市内から出ていただければ、大変すばらしい環境づくりになるかなと、このように思いましたし、また一面、市内にもあちこちでこういうボランティア的に清掃活動やら、また分別収集やらに御活躍いただいておりますし、町内ごとにまた自治会長が中心になって大変よくやっていただいているところもあります。また個人的に気がつきますが、連続して学校の周辺の落ち葉、その他をきれいにはわいていただいて、自分のお聞きしましたお話は、体を動かすのでスポーツ、運動がわりにやっているのだという、こういうお話もありましたけれども、こういう方々がどんどんふえていらっしゃることに對しては、大変喜ばしく思います。

また、先ほど御指摘いただきましたけれども、縦割りではなくて広くということでございますが、官民挙げてという御指摘もいただきました。今、部課長を中心にいたしまして、各地域に、各町内にそれぞれ出ていただいて、その地域の皆さんと交流しながら、そういういろんな意見を吸い上げていただきたい。また、市役所の職員といえども、そういう地域に根ざして活躍をしていただきたいし、そして相互交流を図っていただきたいということで、今、部課長を中心としていろんな意味で地域に根ざした運動に取り組むようになっておりますので、この点につきましても、本当にありがたい御提言だと、このように思います。ありがとうございました。

○七番（野口哲男君） 大変すばらしいことですが、部課長だけではなくて別府市の職員の方々が、やっぱり地域と連携をしながらいろんなことをやっていけば、ひとつお願いをしたいと思います。

時間がなくなりましたので、あとは市の環境美化条例ということで、俗にいうポイ捨て条例ですね。そういうことを地域を決めてやったのですけれども、これはなかなか私としては、今いち実効が上がってないというふうに思います。これは答弁はもう要りませんので、今後地域を拡大して別府市全体にする中からやっていただく。それから、先般の新聞にありましたように、福岡市でも歩きたばこの禁止というのがあります。これは、自民党福岡市議団がやったのです。我々も、別府市議団もこれはやらなければいかんかなと、ちょっと一歩先を越されたなと残念に思うのですけれども、観光地の大事なところ、別府駅とかバスが乗降するとか、そういうところですね。この歩きたばこというのは、決まったところで飲んでいただければ、吸っていただければいいわけですから、こういう条例等も含めて検討してほしいということをお願いしておきたいと思います。その二点。

それから、最後に、別府市体育館の関係についてちょっとお話をさせていただいておきます。

総合体育館、これは今後、管理運営については、いろいろ検討中だそうなのですが、この総合体育館の管理について、今ネーミングライツという一つの手法があるわけですね。体育館そのものに名前をつけて、深谷市でしたかね、「ビクタートル」という、「大きな亀」という意味のネーミングがついていましたけれども、そういうネーミングライツを図って、そこに広告を、運営資金調達のために広告主を探して、その広告主がお金を出していただいて経営をしていくというのですか、そういうことをやっている。これは東京スタジアムとか、アメリカではもうほとんど、大リーグの球場とかそういうところはこれをやられているようでありますけれども、せっかく別府もいいものをつくるわけですから、今、この景気でなかなかお金を出してくる企業が少ないかもしれませんけれども、管理運営の一つの手法としてネーミングをつけるということと、ネーミングライツというか、後援企業を探して管理運営に取り組まれたらどうかという御提案をして、一応私の質問を終わりたいと思います。

○八番（野田紀子君） では、高齢者の福祉について質問をさせていただきます。

介護保険事業策定委員会に、私どもがお願いしましたように、市民の方からの二人の公募、それで策定委員会に出された資料と、また議事録の公開などもしていただいております。陣容を新たに第二期介護保険事業策定委員会が、今開催されているそうです。十一月十三日にも開催されたそうですが、現時点での介護保険事業策定委員会の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

第二期の介護保険料は、どうなりましたでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

去る十一月十三日に開催いたしました第三回の事業計画策定委員会に、現段階における介護サービス料の三カ年の見込みと次期保険料推計をお示しいたしましたが、その中で算出した保険料推計は、月額三千二百十一円であり、現行基準額とほぼ同額となっております。しかしながら、明年二月に、国におきまして介護報酬単価の改正が予定されておりますので、サービス料につきましても若干の変更が生じることが予想されております。

○八番（野田紀子君） 現在とほとんど変わらないということで、受け取らせていただきます。

引き続きまして、十三年度介護保険特別会計の決算が確定したわけなのですが、その積立金収支決算及び十四年度の予想を教えてくださいと思います。

○介護保険課長（杉田 浩君） まず基金の保有額ですが、二億九千五百二十万五千九百二円でございます。それから、十三年度の剰余金といいますか、繰り越しが一億五千三百六万五千八百五十四円の、合計四億四千八百二十七万一千七百五十六円となっております。十四年度の見込みは、現在のところ、ほぼ予算どおりで私たちは考えております。

○八番（野田紀子君） この四億五千万は、六十五歳以上のお年寄りから徴収した保険料と理解してもよろしいでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） そのとおりでございます。

○八番（野田紀子君） そういたしますと、この保険料を次の二期計画の保険料引き下げに充ててはいかがでしょうか。保険料引き下げを要求したいと思います。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

先ほど、保険料がどうなるかということにつきましては、ほぼ課長が答弁したとおりでございますが、後の質問で、四億五千万円が六十五歳以上の人が納めた保険料かという質問がありましたが、それは最終的には入と出の関係で四億五千万が残ったということでございます。

それから、保険料四億五千万を使って軽減できないかという御質問でございますが、保険料の決定をするのは、策定委員会の中で決定されるわけでございますが、私ども事務方といたしましては、三つの点につきまして、保険料を下げるのが困難であるというふうに考えております。

その第一点目でございますが、保険料を決定する資料を策定しまして、策定委員会に提出するわけでございます。そのとき、介護サービス料を幾らにするかという推計を出しまして、保険料を推計するわけでございます。その介護保険料を推計するに当

たりまして、介護保険のサービス料がどのくらいふえていくか、右肩で四十五度でふえるのか、それとも十度ぐらいで伸びるのか、そのところが非常に難しいわけですが、事務方としては、余り伸ばして考えておりません。それで保険料を決定しておりますので、介護サービス料がふえますと赤字になるということが考えられます。

それから、二点目としましては、サービス料がどんどんふえております。そういうことから考えますと、今後三年後に保険料の見直しをするわけですが、そのときに赤字になっていれば改定幅が大きくなるということも考えられます。

それから、三点目としまして、赤字になった場合にお金を借りるのではなくて、その四億五千万の中から使っていきたい。そのためには少し保有しておきたいという考えを持っておりますので、現在の保険料でいきたいなというふうに考えております。

○八番（野田紀子君） そういたしますと、その四億五千万の原資は、私どもの考えと課長の考えと違うかと思いますが、とりあえずはその四億五千万のいわゆる黒字があるということになるわけですね。その四億五千万の黒字は、将来、介護保険財政が赤字になるかもしれないから、とっておくのだということなのですね。私どもが市民の皆さんにお願いしましたアンケートの回答では、「介護保険料について高過ぎる」という方が六八％、「今程度ならいいや」という人が二三％、「その他、まだ納めていないからわからない」という方など八％になっております。私どもは、別府市のお年寄りの生活実態と、またその苦しい生活の中から介護も受けていないのになぜ払わなくてはならんのかというお年寄りの気持ちから見ても、これからも引き続き介護保険料引き下げを要求していきたいと思います。

二〇〇二年四月一日現在で全国で四百二十九市町村、そしてほかに国が保険料を一律に減免してはいけないとか、全額を免除するとか、一般財源から出したらいけないとか、そういう三原則を国が持っているのですけれども、それを無視した市町村が百十六になっております。保険料の負担が重いというのは、今や大きな世論になっております。その保険料引き下げが、今ともかく別府市はできないということなら、今年度から市民の皆さんの声を認めていただいて現在始められている介護保険料減免の実情と、境界層該当というのが、別府市においてはどのように運用されているのか、そのシステムの説明をお願いいたします。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

保険料軽減の申請の状況ですが、十一月末におきまして、第一段階の保険料適用者の申請が十四件、軽減予定額が十三万四千四百円、第二段階の保険料適用者の申請百件、軽減予定額七十七万六千円、合計で百十四件、九十一万四千円の軽減予定額となっております。

それと、境界層該当のシステムでございますが、具体的な事務手続きで説明させていただきますと、福祉事務所は、境界層措置を受けることができることにより、保護申請を却下または保護廃止する場合は、境界層該当証明書に証明内容を記載して該当者に交付するものとする、とされております。その際、申請者に対しまして、高額介護サービス費等の申請書に当該証明書を添えて保険者に提出するよう教示するとなっております。この段階までが福祉事務所の事務手続きでございます。以後の事務処理につきましては、市すなわち介護保険課が、この福祉事務所長の証明に基づき各境界層措置の適用を行うことになっております。

○八番（野田紀子君） 何か大変難しい内容のようにありますけれども、この境界層該当の減免内容、どういうふうに減免されるのかという内容と、このシステムによって減免を受けた方の数というのを教えてください。

○介護保険課長（杉田 浩君） 具体的にということでございますが、境界層該当証明書が受理されたときには、国民健康保険、老人医療も該当いたしますが、ここでは介護保険部分のみ御説明申し上げます。まず、高額介護サービスの上限が、一般で三万七千二百円のところが一万五千元、二つ目に、食事代の標準負担額が、一般で七百八十円のところが三百円、三つ目に、保険料の区分が、第一段階の適用になるという、三つの救済策がございます。

なお十二年度以降、この制度の適用はまだいたしたことがございません。

○八番（野田紀子君） この境界層該当によつての減免を申し入れた、別府市ではない、ほかの市町村の話を聞きますと、生活保護を受けるのと全く変わらぬ厳しい調査を受けるので、もう減免申請はしたくないというような話も出ると聞いております。実際に申請者が出たら、柔軟な運用をまずはお願いしておきたいと思ひます。

現在されておられるこういう減免は、市民の方から申請しなければ、市の方からは何もしてあげないという申請主義というのは、お年寄りにとっては特に冷たいと言わざるを得ません。介護保険料は、月一万五千元以上の年金ならば天引きをされますから、本人は自分の保険料は第何段階に当たっているのかも意識してはいない方も多いのです。したがって、減免してもらえるのだということも知りません。さらに境界層該当に至っては理解できないのではないのでしょうか。ですけれども、全国でこの保険料の負担に耐えかねる階層が広がっているから、国も低所得者層のために境界層該当を活用するということを進め出したのではないのでしょうか。

社会福祉法人などによります利用料減免も、十五年度から対象者を一五％に拡大して実施されるということを、私ども共産党市議団の申し入れに市長からの回答をいただいております。市行政の方から、お年寄りのもとに出かけていくことを基本に据えて、現在できる減免制度をしっかりとPRをしていただきたいと思います。せめて、

市報には大きく出していただきたいと思います。

九月議会でもお願いしましたのですけれども、現在のこの保険料減免、一段階と二段階の保険料減免制度は、今年度限りとなっております。ですが、そもそもこの減免制度は、所得第二段階となって保険料を徴収されているのに、実は所得第一段階よりも収入が少ない。収入の少ない人が多い人より高い保険料を払っているというこの矛盾、逆転現象を解決するための減免でございました。介護保険第二期になっても、この逆転は変わりません。よって、この現在の減免制度をこのまま第二期計画においても維持していかれるようお願いをしたいのですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

介護保険料の軽減対策につきましては、今年度に限り市独自の判断により実施をしているものでございます。こうした中、現在、介護保険事業計画等策定委員会におきまして、低所得者対策としての保険料の軽減措置についても御審議をいただいている最中ですが、継続という方向で委員さんの御意見をいただいている状況でございます。

○八番（野田紀子君） ありがとうございます。ぜひ継続をしていただきたいと思います。

続きまして、利用料についての訴えをさせていただきたいと思います。

平成十二年三月三十一日、すなわち介護保険制度が始まる前日までホームヘルプサービスを受けていた方たちは、利用三％が、今度の第二期計画では六％になります。施設に入っていた方の特例期間、介護保険が始まる前から施設に入っていた方の特例期間が五年間ということでございました。したがって、介護保険事業計画、二期計画中にこの特例措置も終了をいたします。二期計画中に次々と利用料の負担増となりますし、また介護報酬も引き上げられるということも聞いております。利用料の減免については、どう考えておられるでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

利用料、特にホームヘルプサービス利用者負担額の減額につきましては、介護保険法施行時のホームヘルプサービス利用者に対する負担の激減緩和の観点から、特例措置として定められたものでございます。そういう観点から三年間は三％、それ以降は六％に引き上げ、さらに十七年からは一般利用者と同じように一〇％の負担となり、この減額措置は当初の目的を達成されたものとして終了することになっております。したがって、十五年からは見直しをされ六％に引き上げることとなっているわけでございます。また、介護保険法施行の際に、特別養護老人ホームに入所していた方の利用料の特例措置につきましては、法施行前の費用負担額を上回らないよう、利用者負担を設定したものであります。したがって、この特例措置も十七年五月末ま

での期限となっておりますが、これにつきましては未確定要素がありますので、今後の国の動向を見守りたいと思っております。いずれにいたしましても、利用料の減免と低所得者対策につきましては、現在開催されております次期事業計画策定委員会におきまして審議がなされているところでございますが、現時点では、介護費用の財源である保険料と利用者負担の均衡を損ねないよう、さらに利用者の不公平さが生じないよう配慮しながら国の方針に準拠していきたいと考えております。具体的には、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○八番（野田紀子君） 本当にお年寄りの身になって、利用料の減免を今後の検討課題としていただきたいと思います。お年寄りの身になれば、突然、介護保険制度とやらができて保険料を取られるようになった。「取られる」というのは穏当な言い方ではありませんけれども、本人の気持ちとしてはそうだと思います。「保険には入りたくない」と言ったのだけれども、「強制です」と介護保険に入れられた。そして、ひざやら腰やらが痛くなって歩きにくくなって、介護度を認定とかいうややこしい手続きの後、やっとホームヘルパーさんが来てくれるようになった。そして「一割の負担です」と、利用料というものを払った。でも、ずうっと前からホームヘルパーさんが来ているお隣は、どうもうちより安いらしいということにこの利用料はなっているのではないのでしょうか。お年寄りの生活の実態を知れば知るほど、「あなたの利用料は今三%だけれども、来年から倍になりますよ」とか、「特別養護老人ホームに今入っておるけれども、その費用がまた高くなるかもしれんよ。介護報酬が上がったら、利用料も上がってくるよ」。そんなことは、私は今とてもお年寄りに向かっては言えません。

九月議会で、低所得者の在宅サービスを全員三%にしたとき、市が負担する分は約五千万円と試算をしていただきました。全国での厚生労働省の調べでは、七百二十二市町村、全国市町村の二二・二%が利用料の減免をしております。保険料減免市町村よりも多くなっております。別府市を長いこと支えてきたお年寄りのためにも、もう別府も利用料の減免を考えていいのではないのでしょうか。お年寄りの身になっての検討を、お願いしておきます。

さて、ことし四月から診療報酬が改定されまして、六カ月以上長期入院すると、入院費の一五%が保険から外されて自費になるということです。国保では、国民健康保険では該当者が七百人余りとたしか五月ごろに伺いましたけれども、自費になったら入院費が払えないで退院を余儀なくされるお年寄りがおられると思いますが、この行き先を介護保険次期計画にはどのように盛り込まれるのでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

医療保険の改正により退院を余儀なくされる方には、一般的に社会的入院者もおら

れるわけですが、介護保険は、そのような方を住みなれた家や地域で少しでも自立した生活が送れるよう、在宅重視を目的として利用者の選択により保健医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できる仕組みとして創設された制度でございます。したがって、介護保険は訪問介護、デイサービス、訪問看護等、在宅サービスの充実を図りスタートしたわけですので、別府市も今後のサービス利用のニーズを的確につかみ、需要と供給のバランスに十分考慮して、より充実したサービスが提供されるよう配慮するとともに、次期計画にも当然反映できるものと考えております。

○八番（野田紀子君） お年寄りにとって、病院から追い出されて行き場がないということは、これは非常なストレスです。死ぬほど辛いことです。七十代の男性ですが、市内のある国立病院に長期にわたって入院をしておりました。けい肺で、酸素を鼻に管で入れて、酸素ボンベをいつもベッドの脇に置いておりましたけれども、「医学的にはもうこれ以上よくならないから退院してください」と言われたのです。この医療制度の改定前の話なのですが、病院から「退院してください」と言われたという状況は一緒です。「行くところがないのですよ」と頼み込んでそのまま入院をさせてもらったのですが、二週間くらいで亡くなりました。仮に自宅があって帰っても、介護保険で三百六十五日二十四時間介護など、とてもできるものではございません。もしできるとすれば、保険ではない私費を上乗せして月に六十万ぐらいはかかるだろうと考えられます。在宅サービスに介護保険だけを使ったとしても、自費の入院費が払えない人が、どうして介護保険の在宅利用を満足に払えましょうか。

九月議会でも申し上げましたけれども、行き先のないお年寄りの受け皿に養護老人ホームの増床とか、特養ホームの増設とか、あるいはケアつきの高齢者住宅が必要です。在宅を重視するというのが介護保険のモットーですが、在宅というのは、そもそも家族がいなければとてもできないことです。家族が介護をして、時々介護保険が手伝っているというのが現実です。どんなに立派な介護用具、福祉用具があったとしても、その用具を使って介護をするのは家族なのです。この一般質問でも先輩議員がおっしゃいましたが、シルバーハウジングの計画を今すぐ立てていただきたいと思います。こんな行き場のないお年寄りがいるという現実を、しっかりと受けとめていただきたいと思います。今すぐ答弁をしてくださいといっても、なかなか答弁は出てこないと思いますので、行きます。

特別養護老人ホームに入所しているときに病気入院をすると、六日間はベッドを確保してくれますが、七日目には「退所してください」と言われます。お年寄りは、病気が治ると同時に行き場がなくなるようなことになるのですが、これについての行政指導はありますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

特別養護老人ホーム入所者の病氣入院の場合は、施設及び運営基準省令第十九条により、入所者がおおむね三カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて円滑に入所することができるようにしなければならないと、入所者が退院時に施設に戻りたい場合には、再入所できるように義務づけられております。ただし、入院時に医師の判断により、明らかに三カ月を越えて長期の入院が見込まれる場合には施設も運営をしなければならないわけですから、解約ということになってもやむを得ないわけでございます。したがって、このような場合は、それでも施設入所が必要な方は、特別養護老人ホームの優先入所という方法もございますので、再度申し込みをされるとよいのではと考えております。

○八番（野田紀子君） 市の行政指導は、全くないということですね。優先入所というのはどういう方法なのか、また、それに市がどのようにかかわっているのか、御説明をお願いします。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

優先入所と申しますのは、特別養護老人ホームに申し込みをされている方を、県の老人福祉施設協議会で策定しました入所指針をもとに、各施設で入所に関する基準を定めた上で、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要が高いと認められる申し込み者を優先的に入所させようとする方法でございます。また、この方法は、遅くとも来年四月一日までには施行することとなっておりますので、現在、各施設において準備中と伺っております。

○八番（野田紀子君） どんな立派な入所基準があろうと、それは施設の絶対数が足りないのは事実でありまして、行き先のないお年寄りがいるのも事実でございます。ただ、机の上で帳面の上にこれこれをするとかこれこれになるはずということでは、現実のお年寄りの苦悩は救うことはできません。これで基盤整備が十分とは、とても言えません。さんしゃく基準がどうかというお話も法律上はあるのですけれども、それは実際のお年寄りの実態というものは全く反映していない数字ではないでしょうか。将来、特別養護老人ホームも個室にして、ホテルコストで利用料を取るということになってもなったら、お金がなければますますお年寄りの行き場はなくなってしまいます。民間の株式会社なり、あるいは法人なりに頼るのではなく、市や、あるいは県でも、国でも、施設サービス基盤の拡充をするように要求をいたします。何かありましたら……。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 施設の件でございますが、別府市としましても、県の方に施設をふやしてほしいという申し込みをしております。それにつきまして、今県と話をしておりますが、なかなか圏域の調整と、別府市だけふやすということではできない、全体的に見た中でやっていきたいという話を聞いております。そういうこと

でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○ 助役（三浦義人君） お答えをいたします。

ただいま、野田議員さんの質問を聞いておりまして、私どもといたしましても、この問題は非常に厳しい問題だというように認識をいたしておるわけでございます。高齢化社会は始まったばかりでございます。これから十年、二十年先を考えると、果たして現在のお年寄りの対策に対して十分だろうかということを考えてみると、非常に不安な要素がございます。そういう状況をいかにして乗り切っていくのかということが、行政に課せられた大きな責務であろうということは、私ども認識をいたしております。考えてみましても、お年寄りがいる、それに対して今までは高齢化というものがそうでもなかったわけでございますから、老人福祉施設を中心に措置がまあある程度運営ができたわけでございます。こうなるとまいますと、非常に高齢化が進みますと、該当者が多くなるとまいます。そこで考えついたのが介護保険制度でなかろうかというように思っております。この介護保険というものは、この中に地域が入り込みまして、いかにお年寄りを私どもが老後の保障をさせていただくかということになるわけでございます。しかしながら、それには経費もかかってくるわけでございますから、このようなものを考えたときに、やはりいずれにいたしましても、厳しい問題があるわけでございますが、これは避けて通れない道でございますので、今後とも行政が中心となりまして、社会福祉施設、さらには病院、地域が一体となって取り組んでいくしか方法はないのではなかろうかというように思っております。ただ具体的な現時点、今後、介護保険が始まりまして二期目の三年間を迎えるわけでございます。この計画の事業計画の策定につきましては、一期目の事業計画を反省しながら、それをもとにして二期計画を策定していくというような状況でございますので、その点は御了承願いたいというふうに思っておるところでございます。

○ 八番（野田紀子君） 高齢化社会といいまして、ほんの少し前までは古来まれと言われました七十歳が、「もう七十かい、まだ若いな」と言われるような世の中になっております。これは、本来喜ぶべきことであって、戦前の方から見ればまるで夢のような世の中ではなかろうかと思えます。この世の中を本当によくしていくかどうかというのが、今、私どもの双肩にかかっているわけです。

いろいろ申しましたけれども、別に私は、市の行政を責めているのではなくて、実情を訴えているのです。介護保険制度の矛盾のもと、市の行政も困っておられるもとというのは、国庫負担が五〇％で、自治体の負担が二五％だった措置制度をやめて、介護保険の給付費に対して国庫負担を二五％、自治体負担を二五％、保険料、国民が納める保険料を五〇％という介護保険制度にしたということにあります。したがって、介護保険の利用がふえればふえるほど、保険料や利用料の負担が利用者にかかる仕組

みになります。平たく言えば、いい介護をしてもらいたければ、もっと保険料を出しなさいということになるのです。保険料の高騰を抑えて市の介護保険財政を悪化させないためには、国庫負担の割合の引き上げが必要と考えます。国に対してその負担分を措置時代の五〇％に戻すよう求めているのですが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

国に対しましては、介護保険財政の健全な運営のため、十分な財政支援措置を講じるよう、全国市長会等あらゆる機会を通じまして要望をしておりますが、今後とも引き続き努力してまいりたいと考えております。

○八番（野田紀子君） 市長、助役の努力を、よろしく願いを申し上げます。

引き続きまして、介護を受ける身にならないための介護予防事業についての質問をさせていただきます。

最初に、もう何度も申し上げましたので、耳にタコができたかもしれませんが、聞いてください。介護予防事業として訪問理美容サービス、寝具類等洗濯乾燥サービス、これを国も認めております。ということは、この事業を市が実施すれば、予算の半分を国が出すということなのです。ただし、市が、「私がやります」と手を挙げて、初めて国が半分出すようになります。このサービスを始めてくださるよう、再々申し上げております。日の差さない狭い借家に布団を敷いて寝ているお年寄りを、市は忘れてはならないと思います。若い人たちは、布団ぐらい干せばいいではないかと、それは思うのですけれども、外に布団を持ち出してさおにかける力と、日当たりのいい庭なり、あるいはベランダなりがない生活なのです。この市庁舎から五分とかからないところでそんなお年寄りが暮らしておられます。伸び放題の髪の毛もきれいにしたいと。でも、歩いていくのもままならない。ですから、この二つのサービスの実施について要望をしております。ぜひ実施をしてください。いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

要望事項の訪問理美容サービス、寝具類等洗濯乾燥消毒サービスにつきましては、大分県下の実施状況も考慮し、別府市介護保険事業計画及び新老人福祉保健計画の見直しの中で現在協議しております。今年度末には、方向性が出るものと思っているところでございます。

○八番（野田紀子君） お年寄りには、一日千秋の思いで待っております。早く実施の方向を出してください。

続いて、バスの利用につきましの訴えです。

別府は、どこに行くにも坂です。高齢者が買い物やら病院通いやらのバス利用が低額でできるように。例えば百円バスなどの補助ができないでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

全国的に見ましても、過疎地のバス路線の廃止、それから、それが福祉バスという形で山間部の過疎地などの輸送に町営などで運行しているものと、別府市のように路線バス廃止路線に手当てをし運行していくものも、考えようによっては福祉バスというふうにとれるものと思っています。また、大分市では、敬老月間に合わせて四回の無料乗車券や、庄内町のように役場までの無料乗車券を数枚出していると。

質問の百円バスにつきましては、福岡市のような都会の人口の多いところで、バス事業者の理解の上で成り立っているものでございます。別府市にそれを導入することにつきましては、種々問題もあると思います。例えば、地場企業のタクシー会社なども圧迫するのではないかと考えられますので、今後の検討課題としてとらえていきたいと考えております。

○八番（野田紀子君） さっきも申しましたように、別府はどこに行くにも坂です。そして三十年前には家がほとんどなかったような扇山あるいはまた関の江など、山の上の方にも家をつくって、もういっぱい住んでおられます。バス代もほかの都市に比べると高うございます。したがって、車なりバイクなりが大変役に立ちます。ところが、年をとると、まず運転が心配になります。また、女性の多くは免許を取らなかった世代が、今お年寄りになっております。高齢者の交通手段としては、バスに頼らざるを得ません。ところが、そのバス代の負担が、年金暮らしには大変重いのです。例えば国立病院、亀川の国立別府病院から市役所まで来ると、片道三百二十円かかります。結局だんだん外に出なくなって足腰は弱り、外に出ないから刺激もなくて痴呆にもなりやすいのです。バス代が安かったら、まちに出て買い物をするチャンスもふえます。公民館の介護予防教室などにも出られます。友人同士集まることもできます。タクシー業界の圧迫にはならないと思います。そもそもバス代が負担になっているような人は、それほどタクシーには乗りません。バス代が安いのなら、バス停までタクシーで行こうとか、外出する人がふえれば、むしろタクシーの利用はふえるのではないのでしょうか。

山香町では、町を六コースに分けて毎日違うコースをバスが走るの、お年寄りは週一回バスで出かけることができるようになっております。安心院にもバスがあります。福祉バスの傾向なのですけれども、安心院にもバスがあります。

今申し上げました百円バスの計画だけではなく、週一回走らせるとか、どこからどこまでと区間を限定するとか、敬老月間とか、もっと柔軟に考えて知恵を出し合い、先ほど助役もおっしゃいましたが、地域の活性化と、そして地域の皆さんと御一緒に介護予防の一環として検討されるようお願いをしたいのですが、課長、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

先ほども少し申しましたように、天間とか、あるいは枝郷とか東山とか、あちらの方のバス、いわゆる過疎路線について廃止をという話もたびたび話の中で聞いております。その中で企画課を中心としてそのバス路線の維持のために補助金を出し、路線バスの維持を図っているところでございます。そのようにして、今、過疎路線のところ、いわゆる東山、山間部についてもお年寄りが数多く住んでいらっしゃいますので、そういう方からも手だてをしながら、少しでもそういうバス路線の廃止を伴わないようにしていきたいとは考えております。高齢者福祉課といたしましては、先ほどタクシー会社を圧迫するのではないというようなお話でございましたが、多少なりともそういうことも懸念されますので、今後の検討課題としていきたいと思っております。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 今、議員さんが言われました、家の中にじっとしておらないようにということを考えまして、老人クラブが旅行するときにバスを借り上げていきます。その補助金を別府市として出しております。それを楽しみにしている御老人も、たくさんおるということを答弁させていただきます。

○市長（井上信幸君） 八番議員さんの御質問を、じっと聞かせていただきました。八番議員さんの優しさがにじみ出るような、お年寄りにいたわりのある御質問でございます。痛いほど身にしみるわけでございます。しかし現今の時世、国も県も財政的にはもう危機的状況にありますし、別府は、何とか今のところ財政運営では持っておりますが、でき得るならばすべてお年寄りに対しても、また身体障害者の方々に対しても、すべて何か実践してあげたいような気がします。先ほど来、部長、課長の答弁の中にもありましたように、できるものとできないものと、また国の法律に縛られているもの、また県のいろんな絡み等の中で実施させていただきたいと思います。

サービス事業については、課長の答弁のとおり、今協議中でございますので、その結果が出ましたら、いち早くと。

また、バスの路線につきましては、今、身障者の方々に対しては、福祉バスを運行させていただいております。また、過疎地にもバスの運行については補助金を出しております。また今、部長が答えましたように、老人クラブ、その他がバス旅行をするときには補助金を出している。こういうシステムになっております。また路線バスにつきましては、御案内のように、皆さんの御希望に沿うようにまたですね。バス会社等やっぱり相手がありますので、御相談したいと思いますが、大都会あるいは自主的にバス路線を市が運営しているところ、あるいは大都会では地下鉄等は七十歳以上ですとか無料化しているのですね。こういうところもございまして、残念ながら別府市は、バス路線もそういう交通路線も持っておりませんので、やはり私企業の相手のバス会社と相談をしながら、今後進めていきたい、このように思います。

○八番（野田紀子君） 優しいとほめられると、優しくなってしまうような……。ゼ

ひお年寄りに優しく、かつ障害者に優しい別府市をつくっていただきたいと思います。
引き続きまして、共同温泉の充実ということで訴えさせていただきます。

今回の一般質問では、市有区営温泉ですね、市有区営温泉、区有区営温泉、町内の温泉組合所蔵の温泉などがあるのですけれども、市営あるいはまた会社経営ではない温泉、町内のあちこちにある温泉を、一応「共同温泉」とくくって質問をしていきたいと思っています。

私は平成十一年の九月議会で、この共同温泉についての質問をさせていただいております。当時、道路拡幅によりまして、秋葉温泉が廃止になっておりました。同じ議会で浜田温泉問題も論議されております。今は、当時よりも浜田温泉、堀田東温泉、またレトロな別府の路地裏散歩なども広く別府の外にも知られるようになっております。別府市には、あちこち町内ごとのように共同温泉があります。町内の人が朝に夕に洗面器を持ち、ふろ帰りにはパジャマを着て自宅に帰っていても当たり前というのが、別府の風景でございます。若い女性がパジャマを着て歩いていても、だれも変に思わないというのが、別府の風景です。これらの共同温泉の所在地とか数とか利用者数など、市は掌握しておられるでしょうか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

市有区営温泉、区有区営温泉につきましては、温泉課では掌握いたしております。許可を得た公衆浴場法共同温泉につきましては、大分県中央保健所の方で掌握されている。今言われました個人、路地裏温泉、今はやりの「路地泉」ですか、短く。それにつきましては、掌握はしておりません。

○八番（野田紀子君） 多くの別府市民が毎日利用しているのですから、市の方も何とかつかむということをしていただきたいと思います。別府観光に市民の皆さんの力もありまして、別府八湯がインターネットにも載っております。共同温泉として別府市中の温泉も紹介をされております。市の方が、「いや、これは知りませんでした」では済まなくなっております。前回は申し上げましたけれども、共同温泉を福祉として、また温泉文化としてまちづくりに生かしてはどうでしょうか。

今回、この市中の共同温泉の中で聞いたことなのですけれども、近所に大きなマンションができた。そうしたら、温泉のお湯が減った、温度が下がった。問題のマンションの近所二カ所の温泉で聞きました。温泉のことに詳しい方に、私も、そんなことがあろうかなと聞きに行ったのですが、渇水期でありますし、その因果関係があるのかないのか、それをはっきり言うことはできないということでした。温泉法で温泉掘削規定があるのですけれども、泉源掘削の規制が別府市にあれば、教えてください。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

温泉は、貴重な限りある地下資源でございます。地中から噴出するものは幾ら掘っ

てもよいというふうなものではありません。適正量を越えてくみ上げれば、枯渇の問題になると思います。そこで、大分県の方でございますが、大分県自然環境保全審議会温泉部会があります。そこで自然保護と温泉の適正な利用を図っているところでございます。その審議の内容でございますが、温泉掘削、造掘、動力ポンプ等でございますが、設置するときには、温泉法の規定によりまして、最寄りの保健所で申請を行って、温泉部会で審議を得て、県知事の許可を得る。別府市におきましては、浜脇から富士見通り、細かいことは別にして田の湯ぐらいですか、西側に。その地域。それと亀川一部、鉄輪一部、これが特別保護地域になっております。これにつきましては掘削はできませんというふうに、新規掘削もできませんということでございます。保護地域につきましては、観海寺、石垣地区等、明礬とかそういったところがありますが、百メートル以内とか百五十メートル以内とか、そういった規制を設けているところです。その他につきましては六十メートル以内、そういった別府市においては掘削、それなりの自然保護を図っている、規制があるということでございます。

○八番（野田紀子君） 今、青山通りとか上田の湯、あるいはまた石垣方面に次々と十五階建てなどの大きなマンションが建設されております。温泉が売りのマンションもふえております。限られた量のお湯をくみ上げていけば、枯渇していくのは目に見えております。高層マンションの規定については、日照権などからも今問題が表面化しておりますけれども、温泉の保護について、市はどのような保護策をとっておられるでしょうか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

資源の保全につきましては、道路、植林等がありますが、道路の雨水排水を浸透性にするとか、舗装や側溝を改良するとか、歩道の舗装は浸透の多い構造にするといったふうなことが考えられると思います。議場でもいろいろ市長からも答弁しておりますが、別府市としては農林水産課でございますが、水源涵養林造成事業、平成十二年から十三年度、山桜とか山もみじ、そういった植林・植栽をいたしております。十六ヘクタール、約三万八千本ほどやっております。平成九年から今年まで、「誕生記念の森づくり」の植樹祭を行っております。七ヘクタールの三千三百本植樹を行っております。また、雨水対策、浸透性でございますが、建設中の総合体育館におきましては、雨水対策を講じて、西側の歩道部分を透水性にする、雨水を浸透式にいたしまして、井戸に集めまして地下に戻すというふうな設計を講じている。道路につきましても、ことし開通しました青山通り、歩道部分の透水性を行っているというふうに、土木課、いろいろな課が関係課と連絡を密にしながら、今後、自然保護につきましても、市長からも十分言われておりますので、それに向けて温泉課も各課に呼びかけをいたしております。

○八番（野田紀子君） 私ども日本共産党は、市民の皆さんに市政に対するアンケートをお願いしましたが、この中に温泉行政についての三つの設問をいたしました。

「観光客のための大型温泉の充実をしてほしい」というのが二八％、「共同温泉の充実」が五五％、「その他」一八％で、無回答というのが一六％でございました。意見の中には、「観光客は、もう昔のように来ないのだから、共同温泉を重視した方がいい」という非常に率直なものもありました。まちづくりという大きな観点と観光と市民の保健福祉を守るという立場で、共同温泉が続けていけるように市の助成も重ねて要望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後二時五十一分 休憩

午後三時 十分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○一番（猿渡久子君） 議長の許可をいただきまして、質問の順序を若干変更し、質問したいと思います。まず、国民健康保険税の引き下げをということに関してから順次質問したいと思います。

先ほど、野田議員の質問の中でもちょっと触れていましたけれども、私たち共産党議員団は市民の皆さんにアンケートをお願いしました。このアンケートに四百名の方が今のところ回答を寄せていただいているのですけれども、私、一年前の十二年度の決算委員会でも国保税の引き下げということを求めて質問をしたのですが、このアンケートの中で七二％の方が「国民健康保険税は高過ぎる」というふうに答えていらっしゃる。ある三十代の主婦の方は、「若いと病院に余り行かないので、実費で行く方がはるかに安い」。七十代の方は、「もうすぐ七十六になるが、病気で医者にかかることはない。年に五十万の保険税は大きな負担である」と。またある方は「こんなこと聞かなくても高いに決まっている」というふうに書いていらっしゃる方いるのですが、あるいは、「国民健康保険税で使わずに健康でいれば表彰状を出していますが、これらの費用はむだ。その費用は国保税から差し引いてもらいたい気持ちです」と、そういうお気持ちを書いてくださった方もいらっしゃいます。三億八千万の基金があるということなのですから、最高額でいうと年間五十三万ですね。これに二号保険該当者の方、四十歳から六十五歳までの方は、介護保険料七万が加わりますので、五十三万に保険料七万加えると六十万という年間の額になるわけですね、最高で。やはりそういう市民の皆さんの切実な声、私たちも日ごろから、「高い、何とか安くしてもらえんのか」という声をお聞きしています。何とかこたえて引き下げをすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

先ほど、別府市は他市に比べて保険税が高いというお話でしたけれども、別府市の場合、被保険者一人当たりの医療費が四十八万五千七百六十二円、これは県下十一市の中で最も高いわけです。その次に被保険者一人当たりの保険税、これにつきましては七万三千二百九十円、これは安い方から数えて五番目ということで、決して別府市が一番高いというわけではございません。

続きまして、保険税を下げることにつきましてですが、保険税は、国保事業に要する費用、これに充てるための目的で徴収をしております。その大半は、医療費を賄うものです。患者が病院にかかれば、窓口で医療費の三割を負担します。残りの七割を国保で負担をします。大まかにいえば、そのうちの五〇％を公費で負担をします。残りの五〇％、これを被保険者に保険税としてお願いをしているものであります。したがって、保険税は医療費に大きく左右されるということでございます。

今回、十月に健康保険法の改正がありました。これまで七十歳以上の高齢者は、老人医療で診療を受けておりました。これから七十歳を迎える方は、七十五歳まで国保で高齢受給者証を使って診療を受けることになります。老人保健医療費拠出金というのがありますが、これとの関係もあります。これから五年間、こういう方たちの医療費がだんだんふえてまいります。それから、また三歳の乳幼児の給付、これが今まで七割でしたが、八割給付になりました。こういったことの波及効果というの也要考えなければなりません。当然今まで、過去の流れから見ますと自然増というものもあります。そういったようなことが全体の医療費にどのように影響するか、こういったことを見きわめて対応していく必要があるのではないかというふうに思います。税率を下げることで赤字になったというわけにはいきません。今の税率で医療費が十分賄われるかどうか、そういったことを考えながら、必要であれば国保の運営協議会、こういったところにも意見をお聞きしながら対応していくということになります。

○一番（猿渡久子君） 私は他市に比べて高いということを言っているのではなくて、市民の方の生活実感からいって「高い」という声が多いということを言っているのです。それから、七二％の方が、私たちのアンケートで「高い」と言っているという、その声をやはり謙虚に受けとめて、何とか一今、課長が言われたこともよくわかるのですけれども、安くする方向で今後ぜひ検討していただきたいと思います。

では、次に行きます。教育の充実の問題に移りたいと思います。

三十人学級の問題、これは当選させていただいて、もう最初の議会から何回か、本会議で三回ほど私は一般質問で取り上げさせていただいているのですけれども、やはりこの三十人学級の問題も非常に切実な声が上がっています。学校週五日制が始まって学力の低下ということも、皆さん心配する声をたくさんお聞きしますし、塾にやらなければ、なかなか学力がついていかないというふうな実態も広がっているのが現状

です。やはりこの私たちのアンケートにも、これは六十代の男性の方ですが、「休みがふえて子供の学力の低下が著しい」と、この六十代の世代の方も心配をされている声を上げていただいていますし、三十代の主婦の方は、「一クラス三十人でできるクラスにしてください。今のクラスは三十人を超え、先生の負担を考えると、親として大丈夫ではと思うばかりです」というふうな声も寄せていただいております。ぜひこれ、三十人学級実現の方向で国や県にも働きかけて、ぜひ実現すべきだと思います。

あわせて、学校施設の問題ですけれども、青山中学校の体育館や校舎の建てかえの問題も何度か議会で取り上げてきましたし、私は先日、文部科学省に行く機会がありまして、十一月二十一日でしたけれども、文部科学省で就学援助の問題や三十人学級の問題、施設整備の問題なども文部科学省の方に交渉を持つことができました、お願いもしてきたのですけれども、やはりこれもアンケートの声にもある三十代の女性の方、「学校関係の建物、設備備品等古く、子供たちがかわいそうです。特にトイレ関係はどうにかなりませんか」という声が上がっています。これは補正予算でもいろいろな学校施設、改善をするということで今回上がっていきまして、いろいろ努力していただいていると思うのですが、今後もぜひ施設整備、改善を進めるべきだと思います。このような学校施設の改善などは、地元の業者の仕事がふえるということになりますので、ぜひ積極的に取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

三十人学級の実現につきましては、これまでもお答えをさせていただきましたが、市独自では実現が難しいと判断していますが、これからも引き続き関係機関と連携しまして、国に働きかけるよう県に要望してまいりたいと考えています。

○一番（猿渡久子君） 三十人学級は今、県単位でもできるようになりまして、もう今は四割を超える自治体で、都道府県で何らかの形での三十人学級、少人数学級というのが実現をしています。一、二年生だけ三十五人以下にとか、部分的な形で始めてだんだん広げていこうというふうなことで実施をしていますので、県にも働きかけて、大分県として実施をするということもぜひしていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次、児童福祉・保育の関係に移ります。

児童館、児童センターの増設の問題も、私はもう再三にわたって繰り返し議会で取り上げてきた問題なのですけれども、エンゼルプランで十七年度までに五カ所という目標値が上がっていますし、これはぜひ市として設置をする、高校生まで利用できる児童センターにすべきだと思うのですが、来年度の予算にぜひ上げるようにしていただきたいなと思います。

また、保育サービスの充実の問題については、別府市は、保育所の配置基準が国の

基準そのままですよね。一人の保育士さんで何人の子供さんを見るかという配置基準が、ゼロ歳児は三対一、一～二歳児六対一、三歳児二十対一、四、五歳児三十対一というふうになっていますけれども、一歳の子供さん、一人で六人の子供さんを見ると、保育士さん一人で六人の子供さんを見る、十二人のクラスだと二人の先生というふうな国基準がありますが、私は大分市の保育所に勤めていたとき、私が大分市に採用された時点で、二十年以上前の話ですけれども、もう大分市独自の基準を持っていましたよ。本当に別府市はこういう点でもおくられているなと思います。別府市独自の最低基準をつくって充実した保育ができるようにこの基準、独自のものを持つべきだと思いますし、主任さんが、今クラスを持っていますよね。やはりこれも二十年以上前の時点で大分市、主任さんはフリーで、もうクラスを持たずにほかのクラスのいろんな指導やお休みの交代や、そういうことに入る。大変なところにちょっとお手伝いしたりだとかいうふうなことができるようにフリー化をされていました。この主任もやはりフリー化にすべきだと思いますし、保育所にコピー機がないなんということは、もう時代おくれで甚だしいと思いますね。

病後児保育ファミリーサポートセンターについて、九月議会でも前向きな答弁があったのですが、これもアンケートの中であるお母さんが、「働きながら子育てしたくても、子供が病気のときなど、ほかに面倒を見てくれる人がいないので、そういう面が不安です」という声も寄せられていますし、子育てを終わった世代の五十代の方ですけれども、「子供を育てるにはやはり女性の負担が大きいので、保育施設を充実させることが重要だと思う」というふうな声もいただいております。

また、無認可保育園、これは昨年度から補助金の支給をされまして、大変喜ばれていますけれども、無認可保育園の連絡会の方から補助金の増額・充実を求めて市の方に要望書が提出をされています。ぜひこの声にこたえて充実をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 先ほど、八番議員さんの答弁の中で、ちょっと私の方が抽象的な言い方でわかりにくかったのではないかなと思いますので、一番議員さんには大変申しわけないのですが、ちょっと補足させていただこうと思います。

（発言する者あり）

六十五歳以上の人の保険料かという問題でございましたが、六十五歳以上の方の保険料ではなくて、四十歳以上の方の保険料と、国・県・市の負担金を合わせたもの、それから介護サービス費用を引いたもの、その残りが四億五千万ということでございます。よろしくをお願いします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず児童館、児童センターの増設ということでございますが、これまでも議会のた

びに御答弁をさせていただいております。子育て支援また児童健全育成におきまして、この児童館の果たす役割、非常に大きいものと十分認識をいたしております。ただ、施設整備におきましては、補助事業という位置づけをしておりますので、私も、市立保育所等の再編計画案、この中で十六年度を計画しているところでございます。

また、保育サービスの充実ということで保育士の配置の件がございました。これは国基準に従って現在配置をしているところでありますが、昨年十一月二十二日、児童福祉法の改正がございました。その中で「保育士とは」ということで、「児童の保育及び保護者に対する保育に関する指導を業とする」という部分で、保育士の役割が児童の保育と保護者の保育指導と、この二つに大きく義務づけされたところでございます。そういう中であって近年、少子化と。それから子育て支援が重要な役割を持つということで、保育所の担う役割というものが、子供のための施設だけでなく親また家族をサポートする、こういう施設でなくてはならないというふうに私も思っております。そうしたことから、私も市立保育所の再編計画をことし一月二十日に調査会を開催し御説明をさせていただきましたが、その中にも、今後保育の充実をするためには、やはり職場体制の確立ということで適正な職員の配置を一つの柱として掲げているところでございます。そういうことで今後、職員の配置等につきましても、先ほど言いました主任保育士のフリー化というの、これも必要でございます。再編計画に基づきまして実施してまいりたいというふうに考えております。

また、無認可保育園の助成の件と要望書の件でございますが、十一月二十二日、文書によりまして要望をいただいております。これにつきましては、今月十八日に団体の皆さんから状況を伺うと。その中であって、私としての考え方等もお話をしてまいりたいというふうに考えております。

○一番（猿渡久子君） 主任のフリー化あるいは配置基準の市独自の基準について、やはり今、課長が言われましたように、保護者の方への働きかけというのが、もう非常に今大変だし重要になっていますね。子育て支援というのは、保育所に行っていない子供さん、家庭に対してももちろんですけども、保育所に来ている家庭に対しても非常に重要になってきていますので、ぜひ早い時期にこれを改善していただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。市民の安全のためにということですが、生活道路や側溝の改善というのは、非常にやはり要求が高いです。私たちのアンケートの中で、「限られた予算の中でも公共施設の計画的整備が必要ですが、優先度の高いもの三つに丸印をつけてください」という問いが一つあるのですけれども、その中でもいろいろな施設を上げて丸をつけてもらうようにしていますが、一番が「老人福祉施

設」、二番が「道路や側溝」というふうに回答率が高いです。ある方なんかは、「今の別府で道路と言えるのは、十号線と富士見通りだけ。観光港より上は田んぼのあぜ道より悪い。箱物ばかりつくらないで、まず足の下道路からと思う。大通り並みの通行量で車が離合したら、歩行者は全然動けない。夕方は特に」というふうな声も寄せていただいているのですけれども、やはり本当に赤印、赤いボールペンにそこだけかえて丸印をしっかりと書いてくださっている方もいますし、要求が高いのが非常に伝わってくるのですけれども、やはり来年度の予算でも予算を十分とって、要求が出ているところは早く解決できるようにしていただかないと、もう何年たっても、「もう何年も何年も待たされるではないか」というふうな声を多々伺います。職員配置、予算、ともに充実して要求にこたえるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

道路の整備ということでございますが、この別府市の今、市道認定しております道路は二千三百三十四本、約六百二十一キロがございます。その中で都市計画街路等は順次整備しております。また、計画街路以外の市道につきましても、バリアフリーを取り入れた道路整備ということで今鋭意やっているところでございます。

今要望が多い、それに対応するべきではないかということでございますが、我々市道の側溝要望につきましては、かなり自治会等から要望を受けております。それを受けまして、平成十四年度につきましては、当初予算につきまして、道路維持費をまず地場企業の育成、また景気浮揚策などの兼ね合いでかなりの予算計上して認めていただいております。それで精力的にやっておりますが、何分別府市においては戦災に遭ってない旧態依然の道路というのがかなりあります。道路側溝の形態はありますが、ふたがかりがないというようなところも多うございますので、自治会からの要望等がかなりあります。それを受けまして、私どもは現地調査をしまして、緊急性また危険性等を考慮して整備を鋭意やっているところでございます。今後につきましても、予算の効率的な運用の中で、安全で、安心して通れる道路整備について努力してまいりたいと思っております。

○一番（猿渡久子君） 予算の効率的な運用といいますか、やはり予算の枠を広げないとなかなか、要望がたくさん出てくるのでこたえきれないというのが実態だと思うのですね。年配の方だけではなくて、若い方からも声が上がっています。これは十代の女性の方、学生さんかなと思うのですが、「歩道が歩きにくいから道路に出てくる。すると車との接触の危険が出てくる。事故は当人の問題もあるが、この環境にも問題があるのではないか」というふうな声とか、子供さんを持っていらっしゃる方だと、「自転車道もなく、ベビーカーも通れない。歩く人のことも考えた道路づくりをしてほしい。それも途切れない道路を」というふうな声もいただいておりますので、ぜひ予

算枠を広げて対応していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○土木課長（亀岡丈人君） 御指摘の道路、どの辺の道路かというのがちょっとわかりませんが、確かに歩道の狭い旧態依然の道路というのがあります。そこで幅員が確保できる部分については、歩車共存道路ということで整備をやっているところがございます。各市道で、かなり狭隘なところもございます。それで用地が確保できる分については、歩道整備、歩道拡幅等やっていく考えは持っております。

○建設部長（由川盛登君） 道路整備の件でございますが、本年度は当初予算に二億ほどプラスいたしまして、景気浮揚も含めまして側溝それから道路舗装の整備を例年以上に増して整備をいたしております。これで完全ということはございませんが、今後要望のある、それから調査いたしまして不備なところは、早急に取り組んでいきたいと思っております。

○一番（猿渡久子君） 戦災に遭ってないということで大変なのはよくわかるのですが、ぜひ積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

では次に、一つ飛ばしまして、市長の退職金の引き下げを。

この問題は、私は昨年十三年の第一回議会、三月議会で質問をしているのですが、市長が四年ごとに三千二百五十九万二千円という退職金をもらっているわけですが、これは他市と比べまして、別府市は百分の七十、大分市は百分の六十三、竹田市の場合は百分の四十なのですね。それ以外の県内の市は、全部百分の五十です。別府市だけが断トツにこの割合が高いのです。これをせめて他市並みに、ほかの市並みに百分の五十に引き下げるべきだと思うのですが、これ、百分の五十に引き下げたときに九百三十二万安くなるという計算になるのですが、私たち、これは市長の退職金だけではなくて、議員の報酬も本来引き下げるべきだと考えています。また、市長の報酬もあわせて引き下げるべきだと思っているのですが、これは前回、去年の三月議会のときに質問したときには市長が、「特別報酬等審議会にお任せしています。だから、自分の口からどうこうだということは、きょうは差し控えさせていただきます」という答弁なのですが、これ、その報酬審議会に白紙委任ではなくて、引き下げをするということで引き下げの案を審議会に諮問すべきだと思うのですが、これは職員課は聞かれても困ると思いますので、市長、答弁していただきたいと思っております。よろしく願います。

○総務部長（大塚利男君） お答えいたします。

退職金の算定基準となります給料月額が、別府市長の場合は、他の類団都市の市長と比べまして、かなり平均給与月額が低い位置となっております。そういったことで、これらを含めて今後の特別職報酬審議会の中で議論をいただきたいと存じておるところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

○ 一番（猿渡久子君） きょう議案と予算案が提案されますけれども、職員も今度は給料が下がるわけですし、今は本当に厳しい財政状況の中で、私たちのアンケートにもやはり、「議員も報酬を引き下げるべきだ」という声もたくさんいただいていますので、やはり私もそういう方向だと思っています。市長自身が、やはりこれを引き下げの方向で諮問をしないと、ほかの都市に比べて給料が云々ということを言われましたけれども、やはり別府は、福祉の関係の予算が大変ですし、今こういう時期にやはり引き下げということでない、市民の理解を得られないと思うのですね。私は以前この質問をしましたときに、市報に挟まってくる「議会だより」ですよ。 「議会だより」を見られた方が、私があるところで話してしましたら、「市長は四年ごとに三千二百万ももらっておるってな。下げなければ悪いわ」とおっしゃるのですね。「どこでそれを見た、お婆ちゃん」と言ったら、「市報に挟まっておったわ」。それぐらいやはり市民としては関心を持っているし、声としてあるのですね。市長、いかがでしょうか。

○ 総務部長（大塚利男君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、市長の給料月額というのは特別職報酬審議会の中で決定されておるわけですが、これは平成七年から据え置きとしておりますので、そういった実態も含めて御理解を賜りたいと思っております。

○ 助役（三浦義人君） 私どももこれは特別職でございますので、自分の口から申し上げるのもいかなものかとは思いますが、また前回、私も特別職の報酬審議会の中に参画をさせていただきました、その実態は、ただいま総務部長が申し上げましたように、「別府の市長は低いのだな。これでよくこんな商売するな」というような意見もあったわけでございます。これは委員の意見でございますから、事実として私は述べさせていただきます。

このように特別職の職務と報酬額ですね、これはどれぐらいが適切かということは、非常に比較しにくい部分がございます。ただしながら現在、類似団体等と比較をした場合はかなり低いという位置にありますので、さらに平成七年に当たって、それ以外一切増額もいたしておりませんし、そういうことも含めて、いずれまた今後の特別職の報酬審議会等でこれらの問題も議論しなければいけない時期が来るというように考えておりますので、そういう状況の中で御理解をしていただければというように思っております。

○ 市長（井上信幸君） 今、部長、助役が申し上げたとおりでございます。ただ特別職報酬審議会、これは議員さん方の歳費も、それから私どもの特別職の歳費もあわせて審議していただきますので、やはり特別職報酬審議会の方々に御一任をさせていただきたい。その中で御判断をいただきたいと。それ以外に我々がこうせよ、あせよ

というのは、ちょっと僭越かと思います。ましてや議員さんのことまで報酬審議会にどうだこうだというのは僭越かと思うので、この辺はひとつ御理解をいただきたいと思います。

○一番（猿渡久子君） これは、やはり市長が下げるべきだと、下げる方向で検討してくれというふうに言わないと、なかなかやりにくいのではないかなと思います。

では、障害者福祉の問題に移りたいと思います。

○議長（首藤 正君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○一番（猿渡久子君） まず、障害者の方の水道料の問題から入りたいと思います。私は十二年の第三回議会、九月の議会でも一般質問でもしていますし、その後、建設水道委員会でも意見を言っているのですけれども、今、福祉減免ですね。身体障害者の方と六十五歳以上のひとり暮らしの方に福祉減免がある――身体障害者の一、二級ですか――というふうになっていますけれども、前回質問をした時点で、ある方から匿名でお電話を私の家の方にお聞きまして、「知的障害者や精神障害者の水道料金の福祉減免がないというのはおかしいではないか。前々から身体障害者と同じように福祉減免するべきだ、してほしいというふうに言っているし、そういう声が上がっているのに、一体いつになったら実現できるのだ。早くしてくれないと困るではないか」というふうな御意見をいただいているのですね。そういうことで十二年の九月に質問してもう二年以上たっているのですね。その間、ずっとそういう不公平な状態が続いて、水道料金を払い続けていらっしゃるわけです。このときの議会の中でも、障害福祉課長に私は障害者の定義を質問して、障害福祉課長が、「障害者基本法の第一条の第二の定義に、障害者とは身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当制限を受けるものと定めております」というふうにきちんと答弁していただいているのですね。だから、「料金改定のときに」云々というふうな答弁が水道局からあったのですけれども、これは障害者というのは、身体障害、知的障害、精神障害の三つがあるのだよという規定があるのに、そのうちの身体障害の方にだけ減免というのは不公平ではないか、だから早く改善しないと、その不公平をいつまで続けるのかということなのですね。ぜひ早急にこれを改善すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○水道局営業課長（手嶋亮彦君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃることは十分承知いたしておりますが、福祉減免制度の枠拡大につきましては、ほかの方々からもさまざまな御意見もいただいております。そして前回、それから委員会等でも回答いたしました。現状の水道料金の調定額の推移を見ますと、平成十二年、十三年、十四年と減収の一途をたどっております。この枠拡

大につきましては、現時点ではもろもろの水道料金体系そのものから考慮しなければならないということで考えておりませんので、この辺を御了解いただきたい、このように思います。

○ 一番（猿渡久子君） この問題は、枠を広げろということではなくて、予算があるなし、お金があるなしの話ではなくて、最初から福祉減免をする時点で身体障害だけでなく知的障害、精神障害の方も一緒に入れておかなければならなかったことが、それが身体障害だけになってしまっているのではないかという話なのですね。だから、最初に福祉減免を始める時点で障害福祉課に「障害者とは」ということで意見を求められたので、身体障害、知的障害、精神障害の三つがありますよということはもちろん言っているということなのですよ。だから、今ある枠をさらに広げてくださいという話ではなくて、落ちている部分、きちんと本来やるべきものとして入れてもらわないと困るではないか、不平等ではないかという話なのですよ。水道局長、いかがでしょうか。

○ 水道局長（宮崎眞行君） ただいま、営業課長が申し上げましたとおりでございます、実は一番議員さんのお話で、障害者には精神障害者、知的障害者も入っているからということですが、私どもが、この減免をするには、これは「福祉減免」ということで、福祉行政を対象にして考えたときには、そのほかにも母子とか寡婦とか、それから生活保護も当然そうですし、それから児童福祉法の知的障害者、これもそうなりますし、それから特別児童手当の扶養手当受給者というように、福祉行政全般から見ましてバランスをとった行政ということからしますと、そのような方面からの福祉減免というのは考えていかなければならないのかなというようなことになると、私ども水道事業をやる者としてしましては、やはり赤字を出さないように経済性、経済性だけではありません、もちろん福祉の面も含めまして考えてやっている中では、今の福祉減免制度が限度かなと。あと、今「拡大ではない」と言いましたけれども、福祉全般について減免制度を考えるということであれば、福祉行政の方と一緒に知恵を絞ってそういうような方面、バランスのとれた減免制度を考えなければならぬのではなかろうか、このように思っております。

○ 一番（猿渡久子君） 今、水道局長が言われた母子家庭云々というのと、また話が違ふのですよ。障害者に福祉減免をするのであれば、身体障害者だけが生活が大変ということではないのですよ。精神障害者、知的障害者の方も本当に生活が大変なのですよ。私は十二年のこの九月のときにも言っていますよ。精神障害者の方でいうと四万五千元から六万五千元、五、六万という障害者年金で暮らしているのですね。作業所に働いていらっしゃる方でも、それに一カ月五千元かそこらの給料しか出ないので、そういう中で生活保護を受けないともう生活できないという状況がふえている

のですね。障害者の方に、そういう生活だから水も使うな、電気も使うなというわけにはいかないでしょう。そういうふうに当事者の方、関係者の方はおっしゃっていますよ。だから、ほかの母子家庭やいろんなところに広げろという話とは別だということなのです。障害者という認識が、最初に導入する時点で間違っていたのではないかという話をしているのですけれども、そこがわかっていただけないですかね。

○水道局長（宮崎眞行君） 一番議員さんの主張していることもよくわかります。ただ、先ほど私の方で申し上げましたように、やはり生活に困っている方は、そのほかにも、それなら母子、父子、寡婦の方が困ってないかということ、そういうこともないということで、そういう面から見まして、やはり福祉行政全般を見的过程中で見直しを図らなければ悪いのではなかろうかということで、先ほど申しましたように、福祉の方とタイアップしてこれを全面的にバランスのとれた行政をやっていかなければならない、このように考えております。

○一番（猿渡久子君） こればかりやっているわけにはいきませんので、次に移ります。

来年四月から、支援費制度がスタートします。この問題で九月でも質問をしましたけれども、この基本は、障害者本人が利用したいサービスを決め、みずからサービス事業者を選んで契約する方向へと大きく変わるということなのですけれども、しかし、実際はうたい文句とは裏腹に、国庫負担を減らして福祉への市場原理への導入をねらったもので、具体化して出てきたものですね。多くの問題点がある制度です。行政責任の後退、深刻なサービスの不足、利用者の負担増大の心配、そういう心配が非常にされて、自己責任だけが強調されて、行政が責任を後退させるならば、弱い立場にある障害者の方は制度そのものから排除されてしまうという危険性があるものです。そもそも契約制度が成り立つ前提としては、十分な情報を選べるだけのサービス、サービスを利用する上で必要なお金、これが障害者の方になれば成り立たないわけですが、現状ではそのどれもが不十分、改善策が本当に必要です。十分な情報提供、相談体制を充実するということは、新しい制度発足の大前提です。

そこで、まずPR、情報提供の問題ですけれども、制度を知らなかったり、申請できないような障害者を生み出さないために、行政のきめ細かな対応が必要だと思いますが、市が、行政の責任としてどうPRをしていくのかということなのですけれども、長野県の下諏訪町なんかは、町独自の説明書つきのパンフレットをそれぞれの家庭に郵送をして、なおかつ今後、担当者が一人ずつの家庭全部を、障害者の方の自宅を訪問するという計画も立てています。申請待ちではなくて、積極的にこういう要求を掘り起こす手だてが必要だと思います。

ちょっと時間の関係で続けて行きますけれども、二点目の問題は、生活実態を反映

した認定をどう行うかというところで、専門スタッフが必要ではないかと思います。これ大分市は平成九年から事務職に福祉の専門職員を採用しまして、十二人今のところいます。そのうち平成十一年度からは、社会福祉士の資格を持っている人を採用して、今、社会福祉士六人の方が正規職員としています。このようにきめ細かなプランを立てていくためには、社会福祉士を市の障害福祉課に置く必要があるのではないかなと思います。

また、やっぱり集団的に検討するということが大事だなと思いますので、第三者機関をつくってフィードバックするサービス、決まったサービスに対して意見があれば、第三者機関を通して市の方に意見を上げて調整するという支援費サービス調整会議というふうなものを、兵庫県の西宮市なんかではつくっていますけれども、そういうふうなものが必要ではないかなと思います。

それと、基盤整備の問題ですね。今これは新聞でも連載されていて、この記事の中でも選ぶだけのサービスがないし、知的障害など判断の難しいケースを市町村担当者だけで判定できるのかというふうに、あるお母さんが指摘をしていますけれども、このとおりだと思うのです。私は先日フォーラムに出席させていただいたときにも、そのようなお話がたくさん出てきましたけれども、支援費制度の対象となるサービスの中でも別府市に全くないというものが結構ありますし、特に皆さんがおっしゃるのは、知的障害者のグループホームが一つもない。グループホームが別府にないというのは恥ずかしいことだというふうに言われています。あと、知的障害者のデイサービスセンターは一つしかありません。一つでは、選べることにならない。それとホームヘルパーの派遣、これは議案質疑の中でも言いましたけれども、やはりサービスが足りない。必要な人に必要な分だけサービスを提供できるようにしないといけないということですね。ショートステイ、お年寄りのショートステイには行きたくない、杵築までは行きたくないという声が出ています。どんなに障害が重くても、だれ一人として制度から漏れることがないように支援体制を整えなければならない、これは本当に、これもフォーラムの中で強調されていたことですが、北海道の伊達市は人口が三万六千余りの市なのですけれども、ここも高齢化率二三・六%、別府と同じぐらいですね、でも、その中で道立の施設、四百二十人規模の施設があって、なおかつグループホームが二十一カ所、百六人分あるのです。地域生活支援センターもある、生活寮も二つある、共同作業所も四カ所ある、通所授産施設もある、こういうふうなところもあります。

私、今回いろんな方に御意見を伺いまして、その中で特に感じたのが、ある七十代の男性なのですけれども、この方は四十代の息子さんが知的障害があって、今、施設入所をされているのですけれども、「ノーマライゼーションというのは本当にありが

たい、うれしいことだと思う。だけれども、自分も本人が希望するなら息子と一緒に暮らしたい。しかし、今のままの状態では、息子と一緒に暮らしても、もういきついでしまって、船から飛び込まんといけなくなる、親子心中せんといけなくなるのではないか」というふうにおっしゃっています。いろんな今まで自己負担にならなかったおやつ代とか布団代とかいろんなサービスが自己負担になって、負担が大幅にふえると、一級年金受給者の方は一・五倍にふえる。三万四千百円が一カ月五万一千八百円になる。二級年金受給者の方は、一万九千百円が四万一千八百円になるというふうな通知が来ているそうです。それで非常に心配をされています。そういう声にどうこたえていくのかというのが、非常に大事になってくる、自治体でそれぞれできることはたくさんあると思いますので、こたえていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

私も先日フォーラムに出席させていただきましたし、いろいろ御意見を聞かせていただきました。いろんな意見が出ておりましたが、まず順を追って説明・回答させていただきます。

PRということ、今後はどうするかということでございますが、先日、九月号の市報にも掲載をさせていただきましたし、身体知的障害者とその家族説明会ということで、十一月十七日に午前中と午後、それぞれ社会福祉協議会と市のレセプションホールをお借りいたしまして説明をさせていただきました。

それから、地域社会で福祉の手助けが要るということで、住民の方を一番よく知っている民生委員の校区長会でも説明をさせていただきましたし、私も西校区の集会、民生委員の勉強会でございますが、出席をさせていただき説明をいたしました。その後、浜脇校区、それからその他の校区からも、「私の方に説明に来ていただきたい」ということで引き合いも来ておりますので、喜んで行かせていただき説明をしていきたいと思います。

郵送による周知等については、難しい問題がございますけれども、周知の方法といたしまして、事業所、グループによる説明会も予定してございますし、先ほど申し上げたように、地域社会の担い手でございます民生委員の方々に説明をするなどして広報を図ってまいりたいと思います。

それから、専門員の配置ということでございますが、九月議会でも説明をさせていただきましたが、専門職員のということでございますが、現在の障害福祉課の業務はほとんどが事務手続きでございますが、ただいま議員さんの御意見もございましたが、それらの意見を十分に配慮いたしまして、配置することは本当に必要という場合には、人事当局に専門職員の配置をお願いしてまいります。

それから、障害福祉の充実ということで苦情処理窓口ということでございますが、

支援費制度の中では、不服申し立てがあった場合には、市町村の窓口でお受けいたします。また、その後は身体知的厚生相談所の方に、また難しい問題の場合にはそちらに伺うということでございます。

それから、先ほど議員さんが申されたのですが、集団によるということでございますが、現在、市の関係するケア会議というものがあります。全体会議から個別の会議までそれぞれございますが、現在、三障害の全体会議、これは大分県、日出福祉、農協リハ、ほっと、中央保健所、病院関係、別府市等が、年に二、三回全体会議でございますので、集まっていますいろんな問題を協議しております。また、その下に地域ケア会議というのがございます。これは別府市、中央保健所、病院関係等が集まりまして、年五、六回ほど協議をいたしております。それから、本当に障害のある方でケアが必要な方は、個別にその都度会議を開いております。別府市、中央保健所、病院関係、農協リハ、ほっと等の、またその関係者が集まりまして、その障害者に対して個別にどうするかという問題をしておりますので、議員さんが先ほど言われましたのは、この会議に当たるのかなというふうに考えております。

それから基盤整備ということでございますが、この基盤整備につきましては、別杵速見という圏域の中で基盤整備を行っております。障害者計画がございまして、その中にいろんな施設を五つぐらい、障害者数に応じましてつくるというふうになっておりますが、この福祉施設につきましては、行政側といたしましては、その福祉関係事務所、施設等に建設及び配置するようにお願いしていくということでございますので、引き続きお願いしてまいります。

それから、最後になりましたが、スケジュールということで一言。現在、九月二十日に県の福祉事務所によります説明会、支援費制度の研修会が開かれました。負担額や支援費基準等、案が示されましたので、これに基づきまして準備事務を進めております。十月二十三日から厚生療護授産施設に通所・入所している障害者につきまして、申請の受け付け、聞き取り等を行っております。十二月の今週いっぱいぐらいに施設関係を済ませまして、年が明けまして一月の中旬以降、また在宅の障害者に対しまして、同じような申請の受け付けを始め、その後聞き取り調査を行ってまいりたいと思っております。三月中旬ごろまでには受給者証を発行いたしまして、四月からの支援費制度に対応してまいりたいというふうに考えております。

○一番（猿渡久子君） 説明会はなかなかわかりにくいという声を聞きますので、すべての障害者、家族の方に行き渡るように繰り返し説明会を開催するということが大事だと思います。

それと、ケア会議ということが言われましたが、やはりこれを発展させる形でネットワークをどうつくっていくかということが大事になってきますので、これをさらに

発展させていただきたいと思うわけです。苦情申し立てと支援費サービス調整会議というのは、若干意味が違うと思いますので、この辺、西宮市の方の取り組みを勉強して、今後そういうものも必要かなと思います。

それと小規模作業所ですね。今国・県・市で百十万ずつ三百三十万です。全国最低の補助金なのですけれども、この小規模作業所は支援費支給の対象からも外されるわけですね。概算要求では、無認可の小規模作業所に対する補助対象、施設数も減らされていますので、ますます厳しくなります。やはり小規模事業者だけではなくて、いろんなサービスについてもですけれども、毎年たくさんの養護学校の卒業生が出て、ニーズがどんどん高まっていくわけですから、こんな状態では、今後作業所を立ち上げることをできなくなるというお話も伺いますので、ぜひ一緒になって考えて、一緒に取り組む姿勢でお願いしたいと思うのですが、そここのところ一言お願いします。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） ただいまの御意見を踏まえまして、またできる部分から検討してまいりたいと思います。

○二十四番（原 克実君） 一般質問も最後から二番目になりました。最後から二番目を、ゴルフでは「ブービー」と言うそうでございますが、元気よくやっていきたいと思います。

私の前に共産党の議員のお二方が福祉行政、介護保険から少子化の問題、さまざま質問をいたしましたから、私はだんだん範囲が狭くなってまいりました。でも、一般的に予算を反対しておきながら、あれだけよくいろいろと要求ができるなと思いますし、市長もちょっとね、予算の執行権者でありながら予算を反対されておって、あれだけの答弁ができるなんて私は感心しておるわ。私は、今まで市民生活向上のために予算というものは、できるだけ私たちは反対をしたくないということで、井上市政になってから、私は記憶では反対したことはないと思う。これはやっぱり市民生活に大事な関連する予算があるわけですから、私は、いろいろ問題はあったとしても予算は反対はしておりません。ですから、今からの私が質問することについて、執行部、市長を含めて的確な答弁があるのだったら、その部分については短縮しますので、そうすればみんなハッピーエンドになりますので、ひとつぜひお願いしたいと、このように思います。

まず私は、今回質問事項の中に少子化対策ということを盛り込んでおります。この少子化対策、これも先日二十一番議員さんが、五十年後は別府市の高齢化は三五％を超えるだろうということで……（「全国」と呼ぶ者あり）あ、全国ですね。そうすると別府市はもっとふえるのではないかと、このように予測されております。高齢化率も裏返せば少子化なのですね。別府は、特に今少子化が続いております。市長が就任以来、これは相当の幼児、六歳未満の子供さんが減少していることは事実でございます。

後で数字はまた申し上げます。その中でこの少子化対策、これはもう何をいわんや、エンゼルプランの中で、今回、新エンゼルプランを別府市も組みましたけれども、この中でどのような対策をしていくか、これが行政の最大の山だと私は思っております。その少子化対策の中でやはり一番大事なことは、出産それから育児それから医療、これをどのように適切な行政の執行の中で安心した出産ができるか、その体制づくりをしていくということが、私は一番大事ではないかと思っております。

さあ、そこで私は今回は、さまざまありますけれども、四点に絞らせていただいております。まず一点は、乳幼児の医療費について、それから不妊治療対策について、それから誕生祝金制度の拡充について、出産一時金の受領委任制度についてということで通告しておりますので、順次質問してまいりたいと思います。

乳児医療費については、私たち公明党の女性局ですけれども、ずっと昭和六十一年から現平松知事に予算要望を女性の立場からしてまいりました。功を奏しまして、平松県知事から当時一平成二年ですけれども一いい返答をいただきまして、皆さんの粘り強い、根気強い予算要望に脱帽というわけではないですけれども、敬服しましたと、何とか次の予算編成のときに皆さんの御要望に応じましょうということで、平成三年十月から三歳児未満の乳幼児医療費の入院・通院ともに無料化が実現したわけですね。その後、私たちも毎年県知事に対して女性の立場から予算要望をしてまいりました。その結果、平成八年十月、三歳児から六歳未満児の入院に対する無料化が実現をいたしました。さらに続けた結果、平成十二年二月から、償還方式から現物給付方式の実現になりました。これから見ますと、あと乳幼児の医療費の無料化につきましては、三歳児から六歳未満児の通院に対する医療費の無料化が実現すれば、すべて就学前六歳未満児の乳幼児の医療費の無料化が実現するわけでございます。これは、もう余りそんなに急激にできる問題ではありませんから、答弁はそんなに急がなくても結構ですけれども、私たちもことしもやはり公明党の女性局を中心に平松県知事に陳情に行ってまいりました。今回の眼目は、やはりこの乳幼児医療費の無料化の三歳から六歳未満児をどうするか、一歳上げてもらうか二歳上げてもらうかということが焦点でございました。

やはり別府市も今回、保険医療制度の改正によりまして、医療費負担が若干減額になったと思うのですが、どの程度になったか、その点だけをお尋ねしたいと思います。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

原議員御指摘のとおり、本年十月一日より、ゼロ歳から三歳未満児の入院、入院外については、三割負担から二割負担へととなりました。この負担、助成でございますが、その分につきましては、県と市が二分の一ずつの助成をいたしております。幾らぐらいになるかということでございますけれども、現在は、先ほど原議員からもござい

したけれども、三歳以上六歳未満の入院についても助成いたしておりますので、請求が来る場合に一歳、二歳というぐあいに区分されておられません。それで、三歳までの算出方法としまして、平成十一年までに償還払いしていましたその分の統計をもとにしましたところ、本年度でございますが、十月分からの四カ月診療分で約一千百万円を見込んでおります。これにいたしますと、市の減額は約五百五十万円になるのではないかなと考えているところでございます。

○二十四番（原 克実君） これは現在までの分ですね。県が試算しているのは、大体この医療費の改正によって不用額になるといいますか、減額される部分が大体二億二千万円ぐらいだろうと言われております。そうすると、別府市は大体その十分の一ですから、私は二千万前後に一年間になるのではないかと、このように思っております。これはるるそんなに長くは言いません。要はこの乳幼児の医療費の無料化、これは内容は各都道府県でまちまちですけれども、大分県は、わりかしレベルは評価できと思うのです。ただ問題は、三歳児から六歳児までの通院がまだ無料化されていないということですが、大分県の場合は所得制限もありません。平等にこの医療費は六歳未満児の方が受けられることでもありますので、私は、この三歳児から六歳児をできればーできればですよー別府市単独でもやっていただきたいと思うのですが、その点はいかがですか。

○保健医療課長（伊南忠一君） 三歳以上未就学児までの入院外については、原議員御指摘のとおり助成対象外でございます。この数字が幾らぐらいになるかというのも、本人払いですので、うちの方に資料はございません。先ほどの三歳以上六歳未満までの入院の助成対象になる分をちょっと割り返しましたところ、約一億六千万になると思います。これを市の単独事業で賄うことは大変なことでございますので、償還払いから現物給付になるように、先ほど原議員がおっしゃいました、公明党が知事をお願いしましたように、別府市においても県の方をお願いをいたしたいと思っております。

○二十四番（原 克実君） じゃんじゃん言ってくださいよ。ここには安倍助役もおるのですから、ちゃんと助役を通じて県にも言ってください。でも、私が言いたいのは、今できるかできんかわからないけれども、大分県下の中でも、十一市の中でももうすでに、名前を出したら市長は嫌うかもしれんけれども、日田市がやっていますよ。

（笑声）単独でやっています。それから竹田市がやっています。津久見がやっています。財政指数からいったらうちよりも高いか低いかがということが論議になるところですが、やはり少子化対策で各地方自治体も悩んでおるのですよ。ですから、少しでもやはり産み育てやすい環境をつくるためには医療費というのが大事だという観点からこれをやっているのですから、十一市のうちもう三市はやっている。いろんな問題を抱えながらやっているのですよ。だから、やろうと思えば例えば県より先駆けて四歳

未満児とか、もう県に先駆けて五歳未満児は市の単独でやりましょうということは、私はやれんことではないと、このように思います。ぜひこれは研究課題としてお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。市長はもう最後、あとまとめて答弁していただきたいと思います。

では、次に不妊治療対策について質問いたします。（発言する者あり）不妊。日本では、夫婦の十組に一組が不妊症だと言われておるそうですね。全国で不妊症と言われる方は二十八万五千人の方が不妊症で、現在治療を受けている人もおるということと言われております。この別府市としては、不妊症に対してどのような認識を持っておるか、その点だけ一点お尋ねします。

○保健医療課長（伊南忠一君） 最近この質問通告が出ます前に、公明の新聞で見ました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○二十四番（原 克実君） 不妊症のことについては、私もずっと以前から、もう二、三年前から研究をしておったのです。ところが、たまたまことし、私たちは厚生委員会のメンバーでございましたので、七尾市と輪島市に視察に行かせていただきました。そうしたら、そのときに輪島市に行きましたら、もうこの不妊治療対策について市独自の補助制度を設けておりました。それで私たち、厚生委員会のメンバーみんなで、それを聞きながらびっくりしておりました。へえ、あの輪島市が、もうこういう不妊治療に対して、少子化対策に対して、不妊治療を市独自で助成をしておるな。（「七十万」と呼ぶ者あり）七十万と今言っておる。今言った人が、一番熱心に勉強しておった。（笑声）私よりも熱心に勉強しておりました。

こういうふうに不妊治療というのは、なぜ少子化対策に有効なのか。要するに今ものすごく全国で不妊治療に悩んでおります。子供が欲しくてもできない。ところが治療を受ければ多額の費用が要る。ですから若い夫婦、経済力がまだまだ低い方は、治療を受けたくても受けられんですよ。ですから、例えば全国で二十八万五千、その千分の一、別府市は、人口的にいけば。多少の上限はあるかもしれませんが、そうしますと、約二百八十人の不妊で悩んでいる夫婦がおるのではないかという憶測でございます。ですから、私は、この不妊治療に対しても別府市としても何らかの手を打つ必要があると思うのですが、この点どうですか。

○保健医療課長（伊南忠一君） 不妊治療につきましては保険適用外が多く、旧厚生省のアンケートでは、夫婦の治療費が百万を超えているのが四割以上というアンケートが出ております。このことを重く見ました国は、保険医療の適用か公的支援による援助等が必要とのことで、現在検討中ということでございますので、国の動向を見守りたいと考えているところでございます。

○二十四番（原 克実君） 私の言っているのは、厚生労働省は、公明党の坂口大臣

ですから、ちゃんとそんなことはわかっておる。治療にはいろんな方法があるのです。数万円から最高は百万円までいろんな方法があるけれども、今どの方法で保険適用したらいいのか、それとも出産一時金的なもので適用したのがいいか、今、厚生労働省も研究しておるわけです。でも研究をしておっても、来年適用になるか再来年適用になるか、まだわからないわけですよ。厚生労働省は、できれば来年ぐらいにめどをつけたいと言っておるけれども、これはやっぱり国だって予算が関係しますから、いつになるかわからん。だから私が言っているのは、別府市としてある程度こういうことも前向きに考えてみる必要があるのではないですかと言っておるわけ。

では、これね、あなたは言いますけれども、大分県下でもやっているところはあるのですよ。（「日田市」と呼ぶ者あり）日田市ではありません、宇佐市でございます。宇佐市がもうやっているのですよ。さっき私が輪島のことを言いましたけれども、市町村、村まで含めて、もうこの不妊治療に対して、額は定かではありませんが、十五万だったり二十万だったり、輪島なんか最高七十万円までやっている。そして、「その結果はどうでしたか」といったら、「四人の夫婦に子供が誕生しました」というのですよ。あなたたちは、ここを重く見なければいけませんよ。今までこれができなかった。保険適用にもならなかった。ですから、輪島市は単独でこういう制度を設けて、子供さんが欲しくてもできない夫婦、悩んでいる夫婦にこういう助成制度をやったわけですから、別府市もやれんことは私はないと思う。これ、ぜひ……。 （「課長は女性だったぞ」と呼ぶ者あり） ああ、そうでしたかね、それでわかりました、はい。ぜひこれは前向きに取り組んでもらう必要があると思うのですが、どうでしょうかね。ぜひお願いしたいと思うのですよね。

もう一つ言います。では課長、今、別府市で普通私たちは、よくこれ、わからないのですがね、秋草葬斎場ですね。生後一カ月未満、それから、まだ生まれてないのですから、胎児というのか、児胎というのですか、嬰兒というのですか、（「はい」と呼ぶ者あり） 嬰兒、どのくらい火葬されておるか、御存じですか。

○保健医療課長（伊南忠一君） 大変申しわけございません、把握しておりません。
○二十四番（原 克実君） これね、私は今、広域圏議会の理事で予算の説明を受けて初めて気がついてびっくりしました。広域圏で八十七遺体、生後一カ月未満です。それから十二歳未満の方を入れますと、何と九十四人が火葬されている。これを見まして、子供さんを健やかに育てていくためには、やはりこういう医療とか不妊治療制度とか、また後にも述べますけれども、いろいろな誕生祝金制度、こういうことを含めて少しでも希望のある出産ができるようにしていくことが、私はやはり社会の務めでもあるし、行政の務めだと、このように思っております。本来別府市は、生後一カ月未満の嬰兒が八十七遺体と言いましたけれども、別府市は、ではどのくらいおるか

というと、ちょうど五十遺体。五十人の嬰兒が火葬されているのですね。そうしますと、現在の出産率から見ますと、出産されたあれから見ますと、五％ですよ。これを見ますと、私は、いかにやっぱり医療の充実、それから出産までのやはり検診とかいろんなことを含めて大事なことはないかと思うのです。だから、こういうところに手厚く私は、やはり予算はつけるべきだと思っております。この点は、私が今いろいろ述べてみたけれども、参考にしながら、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと、このように要望しておきます。

では次に、誕生祝金制度の拡充についてということで質問させていただきます。

別府市も誕生祝金制度、我が党の要望によりまして平成十三年四月からこれを実施しております。非常にこれは画期的な制度としてスタートしたわけですがけれども、現状は課長さん、どうですか。誕生祝金制度、現在まではどのような形で支給されているか、その状況を教えてください。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

誕生祝金につきましては、三子以降の新生児に対して支給をいたしております。平成十三年度で見ますと、合計百四十三名。内訳で言いますと第三子が百十四名、第四子二十二名、第五子六名、第六子が三名ということでございます。今年度で見ますと、十一月末現在でございしますが、百二十九名の方に支給をしております。内訳としまして、第三子が百九名、第四子が十一名、第五子が五名、六子が二名、第七子が二名ということで、平成十三年度と十四年度、現在、十一月末現在で比較しますと二十五名の増ということになっております。

○ 二十四番（原 克実君） これは第三子以降を見ますと、確かに数字的には伸びております。ところが出産した子供さんの全体から見ますと、これは落ちていきますね。それはなぜかといいますと、第一子、第二子を出産した方が少ないということなのです。だから、ここにやっぱり私は眼目せねばいかんと思うのですよね。私はこの前もこれ、出産祝金制度について申し述べさせていただきました。別府市は、課長、出生率はどの程度ですか。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

別府市独自の推移というのは出ておりません。これは平成十一年度の参考として一・一九でございます。平成十三年度の全国が一・三三ということで過去最低、大分県下におきましては一・四八ということで過去二番目でございます。別府市におきましては、先ほど申しました一・一九を恐らく下回っているというふうに推測をいたしております。

○ 二十四番（原 克実君） そうですよ、別府市は全国平均、大分県下の平均よりも特殊出生率が下がっている。平成十一年度の時点ですから、一・一九よりも現状と

しては下がっている可能性が多いということですね。これから見ますと、やはりこの誕生祝金制度も、前回言いましたように、一・一九、一・三三の人数よりも、要するに二人を産んでくれる政策、施策、これを私はやらなければいかんのではないかなと思うのです。二人目を産める環境づくり。もう子供は一人でもいいというのではなくて、やはり最低限度若い夫婦には二人産んでいただけるような政策。そのためには、私はやはり第二子ぐらいからこの祝金は支給した方がいいのではないかと、このように提言をしておきます。

これは金額はどうか知りませんが、隣の日出町では、もう第一子からやっていますね。そのかわり第四子以降は何人産んでも一緒なのですよ。もう金額は申し上げません。ところが大分は、別府と同じ第三子からですね、第三子からです。でも大分は、わりかし出生率がいいのです、今のところ。別府は悪いのです。だから、それから見ると、できればこういうところにやはり少子化対策として予算をつけるべきだと私は思っております。

では、次にもう行きます。第三番目、出産一時金の受領委任払い制度について、これについてお尋ねをいたします。

これは、現状はもう皆さんも御承知のように、出産一時金というのは正式には「出産育児一時金」ということで、子供を出産されて三十万円支給されておりますね。この出産費用は、退院時に医療機関に本人が支払って、出産育児一時金は、市に手続き後、これは前後はわかりませんが、約一カ月で本人に支払われるシステムになっておるのが、これが通常だと思います。しかし、この出産というのは病気ではないために医療適用にならないのですよね。ですから、例えば部分的に定期検診を受けたりいろいろしますと、現金で払わなければならない。そうすると要するに若い御夫婦の方は、経済的な基盤の若い人たち、収入が少ない人たちは、その出産の定期検診に行く費用でさえ困っている方もおられると聞いております。ですから、当然この出産育児一時金に頼らざるを得るのが現状ではないかと思えます。そういう若い世代の夫婦が結構多いということですね。そのために国としても平成十三年度より出産育児一時金三十万円ですね、これの八割を基準に出産資金の貸付事業制度が創設されましたね。現状これはどの程度の利用率があるのか、その点をお尋ねします。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

出産費の貸付事業ですが、昨年七月から実施をいたしております。これを利用した人は、平成十三年度が二十五件、平成十四年度は、これまで十六件の方が利用しております。利用が月平均二件に満たない状況です。この制度をもっと理解していただくために、普及にも努めていきたいというふうに思っております。

○二十四番（原 克実君） これは一つ私なりの提案ですが、この出産一時金

の受領委任払い、この制度を私はぜひ別府市で導入していただきたいと、このように思います。先ほど私がいろいろ述べてきましたが、要するにこれをする事によってやはり出産家庭の若い家族は、非常に助かるのですよね。要するに医療機関と本人との話し合いによって三十万が支給されますと、例えば――例えばの話ですよ――三十万を超えた場合は、超えた分だけを医療機関に払えばいいわけです。そして、もし三十万円を下回れば、下回った分は医療機関が本人に支払う制度になっている。これは地方自治体でも、もうどんどんこれを導入しておるのですよ。そうしますと、本人たちも安心して出産ができると同時に、複雑な手続が、何度も貸付制度を申し込んだり、出産後に行ったりせんでも、本人たちが選択できて、前もって三十万円を医療機関との話し合いの中で受領委任払い制度にすれば、こういう制度ができれば喜んで出産ができる人も多くなるのではなかろうかと、このように私は思いますので、ぜひお願いをしたい、このように思います。

先ほど言いましたように、今、出産前に診察に行きますね、何回ぐらい行きますか。子供さんが生まれるのは、十カ月で子供さんは生まれるわけですが、それまでの妊婦さんの検診は、大体どのくらい行かれるのかわかりますか。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） 何回行くかという質問ですけれども、後半になれば、八カ月以上になれば週二回、それから間近に、一カ月ぐらになれば週一回というふうに聞いております。

○二十四番（原 克実君） そうしますと、これはやっぱり定期検診には相当行くということですね。そうすると、今、医療扱いではないですから、一回行くと大体五千円かかるといいますね。そうしますと、これは出産する方には、もう大変な負担なのですよ。だから本来は、こういうところまである程度、例えば出産するまでに七回を限度にとか五回を限度にということで地方自治体で助成制度をしておるところもあるのですよ。だから、こういうところもひとつ含めて検討していただきたいと、このように思います。

いろいろるる申し上げましたが、少子化対策というのは、これは私は、別府市にとっては非常事態宣言だと思います。そのくらいの気持ちで取り組まなければならない非常事態宣言ということで、私は少子化対策に全庁を挙げて取り組む必要があると思います。

私は、一つ意見だけを述べさせてもらいます。これは公明新聞に載っておったのですけれども、「妊娠中の検診に保険適用を」ということで、これは「私の意見」ということで投書されていました。これをちょっと読ませてもらいます。

「妊婦が、産婦人科で定期検診を受ける際、一回につき五千円もの費用を負担しなくてはならない。妊婦は病気ではないというので医療保険が適用されないからだそう

です。若い世代の人たちが、検診を受けるたびに五千円を支払うというのは、経済的に余裕がないだけに大変です。長引く不況の中で妊娠・出産に伴う費用は、家計に重くのしかかっています。本当はもう一人子供をと思っても、この経済状況や、先々の家計のことを考えて二の足を踏んでいる人も多いのではないのでしょうか。特に二人目、三人目となると、上の子供にも教育費がかかるなど、さらに切実です。確かに妊婦は病気ではありませんが、子供を産むカップルに子供を持つ機会を少しでもふやしてあげようと思えば、妊娠中の定期検診費用に対する医療保険の適用を認めるべきではないのでしょうか。新しい生命を宿した母親たちの経済的な負担を少しでも軽減させるためにも、早期実現を望みます。」と投書されてきております。私はこれを読んだときに、やはりできるところは社会や地方自治体が手厚くしてやる、これはもう当然のことだと思いますよ。市長、その点どうですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

妊娠しているとき、妊娠中二回無料券を発行しております。それから妊娠した後、出産後ですが、二回無料券を発行して診察してもらっております。

○市長（井上信幸君） 大体福祉に関しては終わりに近づいておりますので、まとめて一言答弁をさせていただきます。

福祉関係については、大変勉強なさっていて、すばらしい御意見・御提言をいただきました。（「ほかのことは悪い」と呼ぶ者あり）（笑声）そうではありません。

（発言する者あり）そうではありません。都市間においては、それぞれ都市間の事情があろうし、財政収支のやはりバランスもあるでしょうし、また先進都市は非常に進んだ都市で、財政的にも税収が非常に多くあるというところもあるでしょうし、逆に税収がよろしくなくて困っているところもあるでしょう。また最近の話でございますけれども、ここ来年、再来年にかけて危険、赤字の転落都市が出てくるのではないかなというような予測もされているようでございます。別府もおかげさまで、そういう面では皆様方の御協力です。今、何とか安定をしております。一例をとりますと、皆様方の御要望や要求は、やはり緊急性のあるところから、我々行政マンとしても、助役を中心として部課長が一生懸命頑張って取り組んできたと思います。その中で先ほど一番議員からお話がありましたが、認可外保育、これの助成金、これは公明党議員が十一年度から十二年度にかけて声を高くして、また社民党の議員も何度か行っていました。これを一つ例にとりますと、九州ではこの制度をやっているのは大分市、久留米市、鹿児島、宮崎そして別府なのです。この認可外保育所の補助金制度は今考えてみますと、別府市の場合は、人口規模からいっても税収からいっても非常に今、差があります。大分市、久留米市、鹿児島、宮崎というのは人口も多いし、非常に財政規模も違います。こういう中でやはりこれはいいなと思ったことはさせていただ

ておるわけでございます。これは一例でございます。まだたくさん、いろいろな面でもさせていただきました。

だから先ほど八番議員にも申し上げましたけれども、皆さんの要求をすべてさせていただきたいけれども、その要望・要求事項をすべてやったときには、へたをすると財政的な逼迫を来す。そこで、私どもも財政規模に見合った形の中で議員さん方の要求・要望を一つ一つ片づけていこうと。こういうことで何ばか遅くなりましたけれども、緊急性のあるものはどんどんやっていっているつもりでございます。ところが、十三年度に一一一例ですが、先ほど言ったように一一認可外保育の助成金を出せば、今度はまたすぐ上げよと、こうなるわけですから、これはもう財政当局としては持ちません。この辺も、ひとつ十分にお考えいただければありがたいなと。

また、さっきの御指摘の四つの点でございますが、これについても、やはり少子化対策としてはこれは前向きに緊急に考え、取り組まなければならないかなと。また、市民要求の中で情勢をよく把握しながら、本当に必要なものに取り組んでいくと。これはまた後ほど、今後とも一つの条件も出てきましようが、それぞれ議員さん方のまた考え方、またいろいろな取り組み方もございましようから、そういうものも把握しながら、また市民の声なき声をしんしゃくしながら、今後取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、どうぞその辺は御理解方をお願いしたいと思えます。

○二十四番（原 克実君） ある程度そう来るだろうとは思っておった。市長はそう言いますけれども、今回総合体育館も来年いよいよ竣工します。今度は球場も平成何年か、十六年か十七年にはできるだろうと言われていいます。それから先日、二十番議員の質問にいろいろ市長の今後の施策といえますか、いろいろ述べておりましたけれども、私は聞いておってすごいなと思っておったですね。あれ、全部合わせると三百億から五百億かかるのではないかな、私は自分で指折り数えてしておりましたね。確かにそういう施策も別府市は大事なことなのですよ。やらざるを得ぬ。特に今、これだけ経済が冷え込んでいる中、起爆剤は何かというと、観光浮揚をしながら経済力をつけて活性化をして経済を豊かにする以外には、別府市は浮揚することはないのですよ。だからそれを私はわかっておる。でもね、私がさっき言ったのは、このまま行きますと、別府市はどんどん少子化が続いて、これはいろんな学者の統計になりますけれども、さっき二十一番議員が言ったように、高齢化が全国で五十年後は三五％を超えるだろう。人口はどうかといえますと、五十年たったら、今の日本の人口は一億二千五百万が一億を切るのではなかろうかと言われていいます。百年たったら六千万台になるだろうと言われておるのですよ。そうしたら、野球場どころではありませんよ。別府市は、野球する子供が少なくなってくる。スポーツをする人口が少なくなってく

るのではないですか。一番大事なのは、この少子・高齢化、これをやはり社会の観点から立った、社会福祉から立った場合、一番優先すべきなのですよ。これが地方自治体の長たる責任だと、こう私は思っております。だって、私は野球はへたですよ、へただけけれども、私たちの小さいころは、野球場はフェンスも何もありませんでした。原っぱのところで、学校でもフェンスがありませんでしたから、野球すると田んぼの中に入り込む。それを靴脱いで、稲を植えておるところを球拾いしておった。そしたら、おじさんから「こらっ」と怒られておった。それでも野球は楽しかったのですよ。今はフェンスに囲まれて立派な球場、球拾いをする必要もないのではないですか。球拾いも一つは楽しいスポーツなのですよ。だから私は、今まで野球部に入っていましたけれども、ほとんど球拾いです。（笑声）ですから、確かに野球場も必要ですけども、私が非常宣言を出しなさいと言ったのは、やはり少子化、これは地方自治体、特に別府は高齢化率が高いこの別府市については、もう切実な問題なのですよ。だから私は、そこを言っておるわけですから、余り本末転倒して考えてもらいたくないと思いますよ。どうですか、市長。

○市長（井上信幸君） 誤解のないようにしてください。今までの中で緊急性のあること、それからまた生活に密着して必要性のあるところからやりますよということ。この中に位置づけがどうあるか、これによって決めていくわけですから、すぐやるとか何とかではなくて、そういう御意見を体して、また市民の声なき声を吸い上げながらそれに対処していきたい、このように思います。きょう、すぐやりますよとかではありません。そういうものを含めながら考えていきますので、どうぞその辺は誤解のないように御理解ください。

○二十四番（原 克実君） 「誤解」と言いますけれども、私は「五階」とか「六階」と言っておるわけではない。あなたが話を横に広げ過ぎる。持論を言い過ぎるから私が言っておるわけだ。だから、みんな大事なこととわかっておる。だから、予算も伴うことはわかっておる。だから、少子化対策の中でも私が今回四項目言いましたけれども、これからまた子供を、特に子供さんの中ではアレルギーの問題とかいろんな問題が出てくるのですよ。そういうやっぱり医療の体制を整えながらやっていかなければいかんから、できるところから着実に一つずつやっていく、これが行政の仕事ではないですか。だから私は、そういうふうに申し上げた次第で、だから私は、一番議員がとか八番議員がとか、そんなことは関係ない。私の答弁に対して前向きにしてくれればそれでいいわけですよ。そのようにお願いしたい、このように思います。もうないですかね、なければ次に行きます。では、もう時間もなくなりましたから、もう後は次回に回しますけれども、一点だけひとつ言います。

まちづくりについての中で、別府市地域環境美化条例と駐輪場対策、これだけはち

よっと今回言っておきます。これは前回に続いて二回目です。私は、できるだけ毎回でも言おうと思っておる。この駐輪対策というよりもまず美化条例、これが条例が制定されてもう二年を過ぎましたですね。その美化条例が制定されて二年過ぎましたけれども、今の状況はどのようになっているのか、お知らせ願いたいと思います。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

別府市の地域美化条例につきましては、平成十三年四月一日に施行いたしまして、もうすぐ二年になろうかというところでございますが、規制の地域といたしましては、もう御存じのとおり別府市の玄関口という地域を指定して、現在までに、当初施行初日にはPR活動ということで駅前で取り組んだところでございますが、その後、地域につきましては、車両に条例の「制定地域」というポスターを張り、職員につきましては、腕章をしながらパトロール等をして周知徹底を図るとともに、たばこを吸って歩いている方につきましては、灰皿を配る等をしてばい捨てをしないように啓発活動に取り組んできたところでございますが、まだ十分な浸透がされてないのが現状と認識しているところでございます。

○二十四番（原 克実君） 認識しておると言うけれども、これは、条例が二年してから、特に駅前通りから西口、きれいになっておるどころか、土曜日曜も行ってみてください。もうたばこの吸い殻、空き缶、ひどいですよ。どういうふうな啓発活動しておるのか、私はそこが疑問。もう少しね。この条例まで制定して二年がたつならば、本来、観光都市別府玄関、もうある程度きれいにならなければいかん。駐輪場もしかりですよ。私は、ずっとあれを土曜日、それから火曜日、歩いてみました。自転車でずうっとね、自転車を押しながら歩いてみた。随分いろんな人に会いました。何で私が自転車を押して歩いているのかと思って。自転車で歩きながらたばこの吸い殻とか空き缶がどうなっているのか、それとも不法駐輪がどのくらいあるか、ずうっと調べてみました。とても改善されておるような状況ではありません。この状況を見たときに、当局としてはどのように今後対策をしていこうとしているのか、その点をお尋ねします。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

地域指定につきましては、ばい捨ての地域につきましては、別府市内に六カ所ございますが、特に駅前を中心といたします地域を重点としまして、啓発活動を職員が取り組んでおるところでございます。ただ、他の地域につきましては、巡回パトロールという形で現在では月に一、二度しかなかなか回りこなしておりませんが、一、二度は各指定地域について巡回しているところでございます。

それから放置自転車につきましては、西口を中心とする地域につきまして、関係課と協議いたしまして片づけをお願いしているところでございます。

○二十四番（原 克実君） あなた、そんなことを言っておったってつまらんですよ、課長。全然改善がされてないではないですか。では、今まで二年たって改善されてなければどうすればいいかということを今後対応するのが、当局ではないですか。今、年末商戦が始まっています。いろんなクリスマスイブの歌も流れてきております。ああいう要するに、あれはなんというか、ミュージック、ああいうのを通じて商店街にもお願いしながら、やはり別府に、庁舎内でも今何ですか、マナーアップですか、たばこのあれは何か、朝の十時と三時、禁煙タイムというのが放送でされているではないですか。年末商戦を通じて商店街なんかをお願いして、一時間ごとに、今別府市は美化条例によってたばこの吸い殻、空き缶はばい捨ては禁止になっておりますと、こういうマナーを市民の皆さんも観光客の皆さんも守ってくださいと。でも、もしこれが何度も警告して守られない場合は罰則規定もありますよというぐらい、ある程度そのPRを市内になぜできんのか。

そして結局、宮崎、私は宮崎のことも言ったけれども、自転車駐輪対策も言ったけれども、全然……。いや、これは持っていますとか言いながら、何にもできない、これが別府市の状況ですよ。あそこは、シルバー人材センターの人を常駐約四十名ですよ、自転車の駐輪の整理と、そういう宮崎の駅前橋通りの美化に努めるために、もし万が一たばこなんか落ちておったら、ちゃんとそれを拾って、捨てる人たちに注意を促す人たちまでちゃんと配置しておく。

さっき七番議員が言われましたけれども、今回、福岡市も歩きたばこの禁止と言われていました。きょうは、ラジオの中でも、岐阜県の白河村、白河村がこのやはり条例を設置すると言っております。観光都市別府でありながら、この美化条例の機能を果たしてないということは、問題ではないですか。これはぜひ……。せっかく有効な条例がありながら、何のためにこれをつくったか、目的をよく掌握してくださいよ。あなたたち、ここにあるではないですか。別府市地域環境美化条例、これを見ますと、第一条、これはもう時間がないから読みません。その後に、第三条、第五条、第七条は、どういうそれぞれの立場の責務を書いているのですか。これをしっかり踏まえて協議するならば、私はできない問題ではないと思います。そして、先ほど放置自転車が云々と言いましたけれども、私もずっと歩いてまいりましたら、駅前通りだけで放置自転車が、多いときで百四十台、少ないときで百十台。それはコンビニとかパチンコ屋とか、固有名詞を挙げて悪いですけども、ああいう人の集まるところに駐車しているのが現状です。でも、あるパチンコ屋はちゃんと駐輪場があります。あるパチンコ屋はありません。こういうあたりをあなたたちは、この条例の範囲内で事業者とどう話し合いながらやっていこうとしておるのですか。ここにちゃんと事業者の仕組みというのを書いておるではないですか。そして、ただ放置自転車が、各関係と協議

してやりましたと言っておるけれども、そんなものではないでしょうが。

では、別府市の交通安全対策基本法というのがありますね。これは国が定めた基本法があります。これに合わせて別府市は、どういう交通安全対策会議を開いているのですか。そこからお尋ねします。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

国の定めます交通安全対策基本法に基づきまして、別府市の条例で別府市交通安全対策会議条例を設置いたしまして、別府市交通安全対策会議を開催し、別府市における交通安全計画、現在は第七次となっておりますが、七次計画を策定しているところでございます。

○二十四番（原 克実君） その協議会を設置しているのですかと言っておるのですよ、その駐輪対策に対して。立ち上げしているのですか。

○環境安全課長（高橋 徹君） 別府市の交通安全対策会議条例によります交通安全対策会議につきましては、国・県・市の職員等によります会議でございまして、交通全般の内容を検討し、基本的な交通安全の計画を策定する会議でございまして、個別の内容についての会議として運用は、現在していないところでございます。

○二十四番（原 克実君） だから私が言っているのは、これに基づいて別府市も自転車等の駐輪対策協議会というのを設置しなければいかんのですよ。それをやってないから、こんなことでしょう。でも、別府市も実際いって協議会はあるのですよ。法的根拠のある協議会を開いてない。平成二年から警察それからＪＲそれから北名店街、別府市、いろんなところでこの不法駐輪に対する協議会というのを平成二年にもう設置しているのです。そして平成二年から平成五年、平成八年、ずっと協議はしてきているけれども、こういう法的根拠がないがために機能を果たしてないのが現状でしょう。だから、これをやりなさいと私は言っておるのですよ。この立ち上げをせんから、いつまでたってもイタチごっこ。青山通りなんか見てください。きれいになったではないですか。駅前も、まだあのまま、西口だった東口だって。あそこだって本当は交通システムが若干今の現状にはそぐわない。交通システムをあそこは整備をやり直さなければいかんのですよ。その周辺を整備していたら数十億円かかりますからと、都市計画課は言っておる。そんなものではないですよ。数十億円かけなくても、今の交通システムをきちっと都市計画法に基づいて整備をして、駐輪場を設置して、そしてそこにきちとした不法駐輪対策をしていくなれば、あの駅西口・東口はきれいになりますよ。だから私はこれを持っている、宮崎の例を。いつも述べるのですけれど、宮崎はもうきちとした対策会議を開いて、一台も不法駐輪もない。これ、都市計画課は持っておるのですよ。だから別府市は、各課がばらばらだから、これが機能を果たしてない。よく覚えておいてください。ちゃんとやってくださいよ。助役、どうです

か。きちっとやってください。

○ 助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

議員のただいまの御意見等を踏まえまして、可能な対策を早急に、これは関係部局一丸となって講じてまいりたい、こういうふうに思っております。

○ 二十四番（原 克実君） 最後に、ちょっと一言言います。青山通り。この間、グレードアップしてきれいになりました。そら、もう物の見事にきれいなバリアフリーの通りができました。本当に市長、これはすばらしいものだと思っています。ただ私も、ただ一つだけ言いたい、これ。ずっと私は片道約一キロ、九百メートルぐらいをぐるっと一通り回りました。そうしたら、杖をついたおじいちゃんが上がってきておりました。そうしたら、その人が、長いものだから途中でふうっととまって、ずうっと眺めながらほうっとため息ついておる。そして、しばらく休憩したら、また歩いておる。何でかなと思ったら、やっぱり私、あの通りには一つもベンチがない。バス停にもベンチがない。そしてまた、ずっと回っておりてきておったら、白菊の前に来ました。バス停がありました。そして、お年寄りの方が三人、若い方が一人、四人立っていました。そして、ずうっと立っておるのですよ。そして、どうしてかなと思って、バスの時間表を見たら、三十分に一本しかあそこは通ってない。どのくらい立っておるかとは私ははかったら、十七分立っておったですよ。とうとう高齢者の方は、後ろに下がって、白菊の垣根の石に座った。「おばあちゃん、きついですね」と言ったら、「昔はここにあったのだけれども、今は、これはきれいになったけれども、いすがない」と言うのですよ。ですから、また宮崎のことを言うようすけれども、宮崎の橘通りは、ちゃんと高齢者に配慮したまちづくりがなされています。ちゃんと花壇の縁にベンチがありますよ。だから、あれだけきれいなグレードアップした通りですから、やはり心が必要。バリアフリーにも心が必要なのです。だから、ときどきやっぱりそういうポケットパークみたいなのにベンチをつくって、高齢者が休める場所、そして停留所あたりもやはり高齢者が腰かけられるようなベンチぐらい少しは、ちょっとユニークなものを置いてもいいと思います。

そして、私は、これがあったから、国道筋から富士見通りから、幸通りから、全部回りました。いけませんね。観光都市別府にはふさわしくないバス停とベンチのあり方。これを観光客が見たらどう思うかということです。やはり私は、そこらあたりにある程度配慮してこれからの街路整備、歩道の整備というのはやっていただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○ 市長（井上信幸君） 大変前向きな、建設的な御意見をいただきまして、ありがとうございました。もう御無理ごもつともでございます。駅前、駅裏は完全に対策を練っておりますし、ステーションセンターの社長もかわりました。それから、あの近郊

の土地も今はありませんが、土地も交渉して、駐輪場対策を含めて、それからまたお年寄り対策を含めて、また亀の井バスとも交渉しながら、満足いく行政をしていきたい、このように思います。

○二十四番（原 克実君） よろしくをお願いします。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午後五時 九分 休憩

午後五時二十五分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○十番（田中祐二君） それでは、質問の順序に従って質問してまいりたいと思います。

庁舎管理についてということで、上げております。

現在の庁舎は昭和六十年に建てられまして、十数年間経過をしているわけでありまして。この間、脇屋市長、中村市長、井上市長ということで現在に至っているわけでありましてけれども、現在の広報広聴課の前の通りを抜けて庁議室といいますか、そこが、以前は通り抜けができていたわけでありましてけれども、それが、今遮断をされているわけでありまして。それから、その庁舎の東側階段の二階についても、いわばそこから入れないということで、この庁舎の中で一つは、申しましたように、市長も「日本一の応接間」を目指して行政をやると言っておりますし、そういう観点からすれば、そういう事態が起こっていることについて、そういうことが管理上問題としてあるのではないかということになるわけなのですけれども、それです、いつごろまで素通りができたか、お尋ねをいたします。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

行政棟の通路の特徴といたしましては、各フロアのセンターにエレベーターホールを設けております。それで通路を通じまして西側、東側の通路と回遊性を持たせております。御指摘の場所も、以前は扉を開けて通れるようにしておったようにありますが、たびたび一般の来庁者といいますか、市民の方が、その通路や階段を歩いて奥の方に迷い込んだということもございまして、予約をされたお客さんも、秘書課の前を通らなくて北側の通路を通ったために、秘書課の職員が把握できない間に応接棟に入られたという経緯がございまして。また、この場所には、来客者等多うございまして。中には女性職員が常時一名ないし二名しかいないということもございまして、管理上、平成九年ごろにその扉を閉めたというふうにお聞きをしておるところでございまして。

この件につきましては、防災上問題はないのかということでございましてけれども、関係部署に確認をとりましたところ、防火上は、扉がいつでも解錠できる状態にあるので、この点につきましては問題はないというふうになっております。

○十番（田中祐二君） ちょっと防災上はまだ聞いていませんので、ちょっと……

（「今から聞く」と呼ぶ者あり）今から聞きますけれども、いつごろまで素通りができたかということを最初お聞きをしたのですけれども、ちょっとそのくらいのところが、今の答えでないので、あとの遮断については、平成九年ですか、遮断をされたということであるわけでありまして、階段も平成九年だということに理解していいのですか。その二点と、まず私が聞きたいのは、いつごろまで素通りができておったということと、これですね、いつごろまで。そして、それと同時に扉が閉まったのかどうか、その間期間があるかどうかということも含めて。最初にお聞きしたのは、いつごろまで素通りできておったのですか。

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

いろいろ関係職員にお聞きをした経緯がございますけれども、はっきりいつごろというのが言えませんが、平成九年ごろではなかろうかということでございます。扉ないし階段の扉ですね、両方とも大体同じ時期だというふうに伺っております。

○十番（田中祐二君） 先ほど、市民が迷い込んだとかいろいろ言っていますけれども、前の市長のときはそういうことがなかったわけですね。その理由として、市民が迷い込むといえ、それはほかのところだって一緒ですわね、迷い込むことについては。そうではないですか。市役所の中で迷い込むことだってあるわけですよ。ほかのところに行こうと思って違うところに行ったとかね。だから、そのところの理由をはっきりね、私は理解ができないのですけれども、その点ともう一度、消防上の問題として防災上、あそこに火災が起こったとき、あそこに扉にあるわけなのですね、実際に。どうやって避難するのですか、そういうときは。防災上問題がないというのなら、どういう形でどういうか、もう一回説明していただけないか。

○総務課長（藤野 博君） 以前からやはり市民の方が、あそこに多く迷い込んだというお話を聞いております。そして、常時女性職員が一名ないし二名しかいないということから、平成九年ごろに閉められたというお話を伺っております。

また防火上の問題につきましては、火災予防条例の準則の第四十条第四項に、「通常は施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの、または屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものについては、この限りでない」ということで、一応問題はないというふうにお伺いしております。

○十番（田中祐二君） よくわかったようなわからんような答えをしておるのですけれども、火災が起こったときに、ただかぎをかければよいというものではないのだけれども、逃げる場所としてああいうところがあれば、なお逃げられるわけですから、だからそういう意味で私は言っているのです、やり方を聞いているのではないのですけ

れども、万一のことを考えたときにどうですかということが懸念されるわけです。そのことによってかぎを開ける暇なんていうのはないのではないかと、そう思っているのですけれども、もう一回お答えください。（発言する者あり）

○総務課長（藤野 博君） お答えをいたします。

一応あの場所に職員がおりますので、万一のときは、すぐにかぎを開けられる状態にあるということでございます。

○消防本部予防課長（工藤邦男君） 先ほど説明がございましたが、四十条の関係でございますが、今般十月の法改正によりまして、八条の二の三の改正に基づきまして、格上げが法律でされております。それは、防火戸の前面に物を置くとか、そういう管理につきまして法律的に強化されたわけでありまして、これにつきましては、昨年九月一日、歌舞伎町でございました雑居ビル火災を踏まえまして、法律が強化されたところでございますけれども、内部から解錠できる構造であれば、消防上におきましては問題ないものと解しております。

○十番（田中祐二君） それでは、次に移ります。はり・きゅう・マッサージの国庫補助金についてでございます。

この事業については、国民健康保険条例の第七条に保険給付以外の給付について記されているわけでありまして。保険者の健康保持について増進を図るということからこの事業が、目的として健康保持、さらに増進を目的として、昭和四十九年四月一日より事業を開始しているわけでありまして。このことによって医療の抑制なりに大きく貢献されましたことについては、当局の努力によるところが大きいわけでありまして。そのことによって高齢者なり体の弱い人が助けられているということは認識をしておりますし、またこの不況下の中で補助金を少しでも上げていただければ、利用者、さらには利用される施設にとってはありがたいというふうに考えておりますし、そこで、このことについて若干増額を含めてお願いを申し上げたいというふうに考えております。

それで、まず、はり・きゅう・マッサージに対する基本的な当局のお考えをお尋ねいたします。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

はり・きゅう・マッサージの補助は、議員さんが言われますように、国保の被保険者の健康保持・増進対策として行うもので、被保険者が施設を利用したときにその料金の一部を国保で負担するものでございます。

○十番（田中祐二君） それでは、県下で補助金を出しているところが十一市の中で幾つかあると思っております。そのことについてどれくらいあって、内容的にはどうかということを含めてお尋ねをいたします。

○ 保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

このはり・きゅう・マッサージの補助につきましては、補助単価それから回数、それから年齢制限、こういったものが各市で違いがありますけれども、国民健康保険の保険事業として行っている市は、県下で別府市を含めて六市が実施をいたしております。

○ 十番（田中祐二君） 六市が実施をしておるわけでありましてけれども、最近になりましてちょっと耳にしたのですけれども、この利用される方の割合が少しふえているということもお聞きをしております、別府市の場合。ですから、そこら辺のところの利用の割合についてお尋ねをしたいと思います。

○ 保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

施設の利用につきましては、最高年四十八回利用できます。その中で料金を九百円、一回につき九百円を補助いたしております。その利用者の数につきましては、半期ごとに出しておりますので、大まかにしか把握はできませんが、平成十二年四月で三千二百七十九人、それから十三年の四月で三千五百五十四人、それからことしの四月、三千五百四十六人の方が利用しております。個々の被保険者これを全体で見ますと、おおむね八%の方が毎月利用されているということになります。

○ 十番（田中祐二君） 大変いいことであって、利用する方がふえているということもあるわけですが、そこで改定といいますか、六市がそれぞれこれに対して改定をされているということも聞いております。特に大分市では、ことしの四月に改定をしたということもありまして、そういう状況についてお尋ねをいたします。

○ 保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

他都市の状況ですが、先ほど六市が補助をしていると報告させていただきました。まず、議員さんが言われましたように大分市ですが、ことしの四月に改定をいたしまして、補助単価は千百円でございます。それから日田市が平成十二年七月から、それから中津市が平成九年四月から、それに別府市が十一年四月から、それぞれ九百円を補助いたしております。宇佐市と豊後高田市は平成十年四月からそれぞれ八百円に改定をしているのが現状でございます。

○ 十番（田中祐二君） それぞれ改定をされて、このはり・きゅう・マッサージについては積極的に取り組んでいるようでありますし、大分の場合は先ほども言いましたように四月、答えの中でもそういうことが出されております。別府市もそれに倣っていただいて、何度か利用される人の立場に立って、この補助金の増額についてどうお考えになっているか、お尋ねいたします。

○ 保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

このはり・きゅう・マッサージの補助にかかる財源といいますか、それは保険給付

でないことから、保険税を充てることができません。したがって、これは一般会計からの繰り入れで賄っております。そのため、今の厳しい財政状況の中でこれ以上助成が得られるかどうか、関係課ともよく協議をしていきたいというふうに考えております。

○十番（田中祐二君） ぜひ補助を上げていただく方向で検討していただくことを、関係課ともよく相談をしていただきまして、お願いをしておきたいと思います。

次に移りたいと思います。職員の公務災害補償についてであります。

別府市においては、地方分権の推進に伴い、権限委譲等に伴う業務量の増大、または行政改革の推進に伴う職員数の削減が行われる等、職員の労働過重が懸念をされる中で、別府市としてはどのような対策を考えているか、まずお尋ねをいたします。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

まず、行政改革の推進に当たりましては、職員課といたしましては、今日まで職員給与及び定員管理の適正化を目標に進めてきたところでございます。この中で総枠人件費を抑制するという事の中から、景気あるいは雇用対策の一環といたしまして、職場の勤務実態に応じまして、臨時あるいは嘱託職員の積極的な活用を図ってきたという状況でございます。また職員の配置につきましては、毎年所属長等の人事ヒアリングというのを実施する中で、職場の適正配置に努めてきているところでございます。今、議員御質問の職員の労働過重に関する質問についてでございますけれども、これは労働基準法あるいは労働安全衛生法、そして地方公務員の法の趣旨に基づく中で、別府市職員安全衛生規則及び別府市VDT安全衛生委員会規則を定める中で労働安全衛生委員会を設置し、職員の健康管理及び安全管理に努めてきているところでございます。

○十番（田中祐二君） 職員の公務災害補償制度については、地方公務員災害補償法が適用されまして、第一条に、公務上の災害または通勤による災害補償の迅速かつ公正な実施を確保するとされ、地方公務員及びその遺族の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする法律であるようであります。

そこで、公務災害にかかわる認定基準と補償の種類についてお聞きをしたいと思っております。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

公務災害補償制度でございますけれども、これは公務上の補償それから疾病、障害、死亡といった災害、並びに通勤による災害に対しまして、本人または遺族、被扶養者に補償を行うという制度でございます。これらの公務災害の認定に当たりましては、今日まで最高裁の判例によりますと、公務災害と認定されるためには、職員が任命権者の支配下にあり、災害が公務の遂行の過程で発生したものである、いわゆる公務遂

行性があること、そして災害が公務に起因する公務起因性があることの因果関係により認定すべきというふうに解釈をされています。

そこで、補償の種類でございますけれども、療養補償あるいは休業補償、遺族補償等十種類の基本的な給付と、それから被災職員の社会復帰の促進等のいわゆる福祉的な補償の補完として行われる制度がございます。福祉事業とに分けられるというふうになっております。

なお、この請求に当たりましては、一応本人または遺族の同意の中で行うことになっておりまして、最終的には地方公務員災害補償基金がこの認定決定をされるという状況でございます。

○十番（田中祐二君）　そこで、最近、社会問題視されている労働過重等が原因として、例えば過労死による公務災害の認定が問題視されております。そこで、勤務中にそれが原因として長期入院、長期休職及び死亡などの事故が過去にあったのかどうか。また、そうした事態が生じた場合の公務災害に対する補償制度について説明をお願いいたします。

○職員課長（亀山　勇君）　お答えをいたします。

議員御質問の過労死等につきましては、最近の社会問題の一つといたしまして、長時間労働等による慢性的な疲労、それからストレスなどによって生じる心筋梗塞、それから脳出血、脳梗塞等による死亡を過労死というふうに私どもも理解しているところでございます。

そこで、議員御質問の過労死等につきましては、公務の災害として疾病にかかる公務災害という制度がございます。これにつきましては、一番目に公務上の負傷による疾病、それから二点目に職業病、それから三点目にその他公務に起因することが明らかな疾病等に分けられるというふうに考えておるところでございます。

そこで、昨年の十二月に労災基準が大幅に改正をされる中で、心血管疾患及び脳血管疾患等の業務関連疾患の公務上災害の認定基準というのが、大幅に改正になったところでございます。この内容といたしましては、慢性の蓄積疲労というのを考慮したこと、それから時間外労働時間の長さという、いわゆる評価基準が示されたということと、それから労働時間以外にも勤務の不規則性それから拘束性、交代制勤務、深夜勤務、作業環境、精神的緊張を伴う業務などの不快要因が示されたということなどでございます。

なお、過去の別府市の例といたしましては、公務と相当因果関係を持って発生したことが明らかな疾病の認定請求は、今のところ来ていない状況でございます。

○十番（田中祐二君）　今の説明で、公務災害補償制度について法律的にはありますけれども、そして本人が請求をしなければならないということで、法も若干その辺は

少し改定もされているということでもありますけれども、去る十一月十三日に、職員が十三時二十五分ごろ気分が悪くなって吐き気を催して救急車で病院に運ばれたと、その後、七時間に及ぶ手術を行ったということを聞いております。この事態は、職員が公務に従事し、任命権者の管理下にある状況で災害が発生をしたと考えられるわけがあります。

そこで、今の職員課長の説明の中でありましたように、いわばこの市役所で認定をすることは非常に難しいわけがあります。認定されるかどうかについては、さらに現場を含めて検討をする必要があろうかと思えます。公務災害として認定されるためには、認定を受けるのに必要な資料、すなわち証拠を提出しなければならないというふうに考えておりますし、また証拠収集が非常に重要になってきておるわけがあります。証拠収集で大切なことは、災害発生時点からできるだけ早い時期に関係者の生々しい記憶に基づいて災害を再現することというようなことが考えられるわけがあります。現在、職員課としてこの状況の中でどのような措置をとっているか、お聞かせを願いたいと思います。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

今の議員さんの御質問につきましては、私どもも担当課の方から状況報告を受ける中で認識をしているつもりでございます。市の職員につきましても、今病状回復に向かっているという報告もあわせて受けているということを報告させていただきたいと思えます。

まず、職員課といたしましては、この状況を聞く中で、まずその職員の勤務状況を把握するという事で、一応一カ月以上にわたります本人の出退庁、それから時間外命令等の状況をまず把握させていただきました。そして、あわせて所属長より発生後の経過記録というのを出させていただいた状況でございます。議員御指摘の公務災害の認定に必要な要件を満たすためには、公務といわゆる疾病との間の因果関係が一つの判断基準になるということでございますので、私どもも今後、公務災害の認定請求に必要な具体的な要件を整理する中で調査をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○十番（田中祐二君） いわば当局の努力によって認定されるかどうかということがあるわけありますから、ぜひ担当課としてこの問題については、今も積極的に取り組んでいるという状況をお聞かせ願えたわけですから、さらに御努力をお願いし、また請求するという声もありますけれども、そういうことも含めまして、本人の請求があれば直ちにまた措置をしていただくようお願いを申し上げまして、この項については終わりたいと思います。

次にまいりたいと思います。中小企業サービスセンターということで上げておりま

す。

この制度は、平成十年四月に発足をいたしておるわけであります。中小企業が独自で実施をし、充実・強化することが困難な労働者、福祉事業を一定地域の事業主と従業員が共同で実施をするということで、国や県・市町村が補助をしている事業であります。しかしながら補助については、すでに県は廃止をしているということを聞いておりますし、国についても一定期限の制約があると聞いております。そのため、今後の運営について支障を来すのではないかと危惧がされます。また、平成三年に市内の事業所を対象として、今後の勤労者福祉共済制度事業推進のために、別府市内の二千六百六十五の事業所を対象としてアンケートをとっております。その中で九百六十一の事業所から回答を得ているわけであります。それは「必要である」ということが六二%、「必要と思わない」というのが三八%ということが伝えられております。だが、アンケートには裏腹な、会員数の増加が余りなされてないように聞いております。現状でこのまま推移をいたしますと、先ほど申しましたように、いわば国や県の補助がなくなる時点では単独でやらなければならないということもあるわけで、財政的な問題を含めて危惧をされますので、ぜひこのことについては会員の増加を目指す策が何か考えられているかどうかということを中心に主体的にお聞きをしたいと思っております。

そこで現在の、これは別杵速見、さらには東国東地域での中小企業勤労者福祉サービスセンターの――正式にはそういうことなのですから――経営状況についてお尋ねをしたいと思っております。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

別杵速見東国東地域中小企業勤労者福祉サービスセンターにつきましては、中小企業で働く勤労者の福祉・福利厚生というのが目的になっております。会員は月額八百円の会費を支払い、余暇活動その他福利厚生を受けるということでございますが、経営の状況ということですが、平成十三年度の決算では、歳入におきまして三千三百七十一万三千三十九円、歳出におきまして三千百三十一万四千五百四十八円となっており、二百三十九万八千四百九十一円の黒字決算というふうになっております。

○十番（田中祐二君） そこで、歳入の内訳を大まかでいいですけども、その中に県のいわば歳入があっているかどうか、お尋ねをしたいと思っております。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

歳入の内訳につきましては、補助金収入が一千七百七十八万二千元、会費収入が一千六十万円、事業収入が四百十二万二千九百七十七円、その他の収入が百二十万八千六十二円となっております。この補助金の中には、県の補助金が入っておりません。

○十番（田中祐二君） 別杵速見東国東地域の中小企業勤労者福祉サービスセンターの管理運営費の二分の一が国庫補助金と聞いております。この補助金は、いつまでも

らえるのか。もしその補助金が入らなくなったら、福祉サービスセンターの運営はどうなるのかという点についてお尋ねいたします。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

現在、福祉サービスセンターの人件費と管理費一千七百七十八万二千円の二分の一ということで国庫補助金をいただいております。平成十三年度の決算におきましては八百八十九万一千円を受け入れております。この補助金につきましては、国に確認しましたら、平成二十四年まで支給されるということが確定いたしております。この後、十年の間にこの補助金がなくなってもいいような経営状況というものを確立したいというふうに考えております。

○十番（田中祐二君） 今のお答えのように、これを打開するためには一定程度会員数をふやすことが前提になってきているようであります。そこで、現在、別杵速見東国東地域中小企業労働者福祉サービスセンターに加入している事業者数と会員数の推移について、お尋ねをいたします。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

この勤労者福祉サービスセンターの対象地域でございますが、別府市、杵築市を初めまして二市二町一村ということになっております。平成十年度の発足時におきましては、加入事業者数につきましては二百四十五社、会員数は八百八十名ということでございましたが、平成十四年十一月末日現在の会員数におきましては、事業者数五百七社、会員数は千百六十二名となっております。

○十番（田中祐二君） そこで一番比重を持つのは別府市でありますので、その別府市におきます事業所の数、さらに会員数をお願いすると同時に、どういう主な事業所がこのサービスセンターに加入をしているか、わかればお願いをしたいというふうに考えております。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

平成十四年十一月末日現在の別府市内の加入事業者数でございますが、三百七十九社、会員数は七百五十一名となっております。また、別府市の主な加入事業者はどのようなところかという御質問でございますけれども、零細な企業が多くありまして、飲食業などを中心としました零細企業が中心となっております。

○十番（田中祐二君） これから大変会員数をふやす中で、このような不況の中で新たな会員の獲得に乗り出すのだろうとは思いますが、そういうことについて、今後会員獲得にどのような努力をしていくのか、お尋ねをしたいと思っております。

○商工課長（中野義幸君） 現在、不況の影響もありまして、会員数の獲得というのが横ばい状態というふうになっております。これまでは中小企業の商工業者を中心に会員の獲得に努力してまいりましたけれども、今後につきましては、老人ホームと

か社会福祉団体、そのようなところに加入の範囲を広げまして会員数の獲得に努力していきたい、そういうふうを考えております。

○十番（田中祐二君）　そういう社会福祉団体ですか、老人ホームなどの社会福祉団体を中心にということでありますので、新たな視野に向かってぜひ頑張ってくださいようお願いをしたいと思います。

それでは最後になりますけれども、不法投棄の現状と課題ということで上げております。

これは、平成十三年四月の家電リサイクル法施行後の不法投棄の増加が考えられておりますし、各地においては、その不法投棄対策にいろんな施策がとられているようであります。具体的には監視員の設置、さらにはキャンペーン、さらには一一〇番、いわば不法投棄の一一〇番などが講じられているようであります。別府市でもいろんな施策がされていると聞いておりますし、その施策についての質問と同時に、一つは提案をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、不法投棄の現状がどのようになっているのか、また不法投棄の多い場所はどこら辺に多く不法投棄がされているのか、お尋ねをいたします。

○清掃課長（松田　磨君）　お答えいたします。

過去三年間の不法投棄の処理状況を説明いたします。平成十一年度は、処理件数にして九十件、数量、トン数にして二十五トンになっております。平成十二年度は六十件、十九トン、平成十三年度は百三十四件、十四トン进行处理いたしております。また、不法投棄の多い場所になりますが、山間部、河川敷、ごみ集積場などとなっております。

○十番（田中祐二君）　それと、平成十三年度の件数が増加をしているということでありますけれども、その原因は何であるか、お尋ねをいたします。

○清掃課長（松田　磨君）　お答えいたします。

平成十三年四月より、家電リサイクル法に基づく家電品のリサイクル料金を徴収するようになっております。その関係で家電四品目のテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンの不法投棄がふえたということでございます。

○十番（田中祐二君）　そこで、その家電のリサイクル法施行後の対象品目の不法投棄の現状がどうなっているか、現在、清掃課でいわば不法投棄そのものを市が片づけなければならないという現状に來ていると思っておりますけれども、そのことについて現状どうなっているか、お尋ねをいたします。

○清掃課長（松田　磨君）　お答えいたします。

家電リサイクル法は、平成十三年四月一日に施行されておりますが、平成十三年度の不法投棄回収実績は、テレビで六十二台、冷蔵庫は十八台、エアコンにしては三台、

洗濯機は九台で計九十二台を回収いたしております。この分のリサイクル料金は三十九万九千七百八十二円で、市が負担をいたしております。今年度につきましては、現在までにテレビ三十二台、冷蔵庫六台、洗濯機八台、計四十六台を回収しております。リサイクル料金については十四万六千四十二円の負担をいたしております。このままで推移しますと、前年並みか、前年よりも若干多くなるのではないかと考えております。

○十番（田中祐二君） 財政負担がかかるということの説明でありますけれども、それに対して、不法投棄に対して市として何らかの対策を講じていると聞いておりますので、それをお尋ねいたします。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

不法投棄対策としては、その現場や不審車両を発見することが、最も効果的であるため、平成十三年七月二十三日に不法投棄の発見・通報活動を柱とする不法投棄対策に関する協定書を、別府市郵便まちづくり協議会と締結をしたほか、不法投棄の多い場所に看板を設置するとともに、毎週巡回パトロールを実施するなど、対策を強化いたしております。しかしながら、これにより成果が上がっているとは言いがたく、決定的な対策がないのが現状であります。今後も関係機関で組織している不法投棄対策協議会や自治会と連携を図り、粘り強く対応してまいりたいと考えております。

なお、家電四品目の不法投棄の大きな要因となっているのは、排出時のリサイクル料金の費用負担を商品購入時に負担すること、不法投棄された家電四品目の回収、リサイクル費用のメーカー負担及び対象家電品の購入者登録制度の整備等を平成十八年度の法見直しを視野に入れ、全国都市清掃会議を通じて引き続き国に要望しているところでございます。

○十番（田中祐二君） 不法投棄の多い場所には、看板を設置するということが言われております。現在、別府市内にも「不法投棄禁止」という看板が多く見られるわけであります。その中で看板が古いとかいうことで、なかなか目につかないということもありますし、そういう古いものについては、設置場所を点検し直して、ここは建てかえるかどうかという措置を講じたらいいかどうかあるかと思います。それと同時に、これから先はやっぱり監視をどうしていくかということになるわけであります。ですから、不法投棄が多く見られるところについては、先ほども答えの中であるような措置をとられておりますけれども、その不法投棄が多くされる場所については、やはり地図に落としていくといいますか、こういう場所は不法投棄が多いのだということのいわば一目でわかるような感じの、今はパソコンの時代ですから、そういうことができれば地図に落として関係機関に有効に活用していただければいいのではなかろうかというふうに私は考えております。このことについてお考えをお聞かせ願いたいと思

います。

○ 清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

大変御提言ありがとうございます。看板の立てかえ等については、前向きに検討させていただきます。

○ 十番（田中祐二君） それでは、これは隣の大分市で最近耳にしたことなのだと思いますが、監視カメラを設置して不法投棄対策に当たっていると聞いておりますし、別府市ではこの導入についての考えがあるのかどうか。また、市が委嘱しています廃棄物減量等推進委員との協力体制はどうなっているか。この二点についてお尋ねをいたします。

○ 清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

大分市は、平成十四年八月に監視カメラを五機と、「監視カメラ設置中」と書かれた警告看板を設置しており、新たな不法投棄はほとんどなくなったと聞いておりますが、もう少し時間をいただいて、抑止力の効果を判断した上で検討したいと考えております。

また、廃棄物減量等の推進委員は、現在百六の自治会で二百三十九名の方が活動していただいております。不法投棄の情報も寄せられていますが、事後の情報が多く、対応としてはごみの撤去のみに終わっているのが現状でございます。

○ 十番（田中祐二君） 大変な努力がこれは必要かと思えます。いろんな施策がまたとられると思えますし、また郵便局との提携もあるし、さらには協議会もあるようでありますので、その辺のところを十分議論をしていただきまして、不法投棄について頑張っていただくようお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○ 議長（首藤 正君） これをもって、一般質問を終結いたします。

次に、日程第二により、議第八十三号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第四号）から、議第九十一号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についてまでの以上九件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・井上信幸君登壇）

○ 市長（井上信幸君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第八十三号から議第九十一号までの九件は、本市職員の給与について人事院勧告に準じた給与月額の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めること等に伴い、給与関係規定の整備を図ろうとするもの等であります。

以上、議案についてその概要を御説明いたしましたが、何とぞ御審議の上、よろしくお願いいたします。

○議長（首藤 正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手を願います。

○四番（平野文活君） 若干の質疑をさせていただきます。

長い長い不況の中、市民の生活が非常に不況にあえいでいるという声を私どももよく聞きます。また、その裏返しもあると思いますが、安定した身分、一定の収入など、公務員に対してうらやむ声、それがまた批判の声になったり、そういうふうな声もよく聞くところであります。そうした市民世論といいますか、声など、そしてまた提案理由にも述べてあります官民格差の問題などからして、この賃下げという問題について、私としてはどう考えたらいいかということを随分考えました。しかし、やはりよくよく考えてみると、これは不況をさらに進めるマイナスの作用をするのではないかということを非常に危惧を覚えるわけです。観光産業が主体のこの別府市、まさに生産都市というよりは消費都市ですよね。その別府市の経済にとって消費を抑える、そういう結果・作用をもたらすのではないかというような施策を、果たしてやっていいものだろうかということをはとつて考えます。そこら辺、この給料の賃下げという問題ではない、全体として不良債権の加速策が言われた中で、もっとひどい倒産、失業が起こるのではないかというような声もありますし、来年度予算での医療費の値上げを含めて、年金あるいは雇用保険などの掛け金の引き上げ、あるいは給付の切り下げ、そういったことなどがさらに一層消費購買力を冷え込ませるのではないかということが言われている中、ですから、今回の賃下げという問題について、そういうマイナスの悪循環、マイナスの作用というものがするのではないかという危惧について、ひとつ見解をお伺いしたいと思います。

○総務部長（大塚利男君） お答えします。

マイナスの危惧ということでございますが、今回の給与改定につきましては、公務員の給与というのは、今まで人事院勧告に基づいて、これをよりどころにして決めています。そういったことで今回の人事院勧告は、官民格差が逆転現象を起こしたというようなことで、初めてのマイナス勧告となったわけでございます。また、この私ども公務員の給与というのは、税金で成り立っておるわけでございますので、やはり納税者の理解を得るためにはやむを得ない、そのように判断したところでございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○四番（平野文活君） その官民格差も無理やりに生きている企業を不良債権処理でつぶして大量の失業を生み出すというような、そういう政治災害的な背景もある。ですから、賃下げ競争といいますか、賃下げの悪循環、民間と公務員との。そういうこともあるのではないかというふうに私も思うのです。

もう一点、今度の一般質問の論議の中でも財政問題というのが一つ議論になったと思うのです。私も以前、脇屋さんの時代、中村さんの時代の二十年間ぐらいを振り返ってみて、財政力を無視した箱物政治、そういう悪循環というものを指摘したことがあります。今回の議論の中で市長は、みずからの八年間を振り返ってみて、比較的その変化の中でも財政が安定しているのではないかというふうに、みずからの総括をされましたが、そういう状況であれば、人勧が勧告をしたということで右へ倣えということではなくても、やはり別府としての消費都市として、やはりこれは消費購買力をさらに冷え込ませることになるという立場から、そうした施策をとらないということも一つの道ではないか、考え方ではないかというふうにも私は思うのですよね。だから、そこら辺、財政が本当に行き詰まって市の職員の人も賃下げ、頑張っって何とか再建さねばいかんという事態なら別ですが、そうでなければ、やはりここはもう一回考えた方がいいのではないかなと、こう思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○助役（三浦義人君） 今回のこの給与改定につきましては、先ほど総務部長が申し上げましたように、非常に今厳しい状況にあるということを私ども認識をいたしております。この件につきましては、賃金確定をする場合は、やっぱり組合交渉というのが一つの問題になってきますが、今回におきましては、三日ほど、三回ほど交渉を重ねてまいりまして、あらゆる角度から問題の議論をさせていただいたところでございます。しかしながら、給与改定のあり方といたしましては、やはり今までは人事院勧告を尊重するという労使の中に大義名分がございましたので、やはり今回もマイナス勧告ということになりましたけれども、これはこれとして、やはり守ることによって市民は御理解していただけるのではなかろうかというような思いもいたしたところでございます。

それから、この問題の中で別府市を取り巻く、地方自治体を取り巻く財政問題ということもかなり議論をされたわけでございます。これは国においてもそういう問題があったかというように思っておるわけでございますが、私どもといたしましても、この財政問題を考えるときは、やっぱり長期・中期にわたって見ていくというような状況が必要だろうということでございまして、別府市の将来、さらに地方自治体の将来のことを考慮に入れて、今回のような交渉の結果となったところでございますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○四番（平野文活君） 「人は城」ということが、古くから言われております。公務員というのは、やっぱりいわば究極のサービス業だ。全体の奉仕者として本当に私心なくの奉仕をする。そういう非常に重要な仕事ですね。ですから、ボーナス部分、いろんな意味でカットするとかいろいろありましたけれども、月々の給料をカットする

というのは、今度初めてなのでしょう。やっぱりそれは非常にこの不況の中、いろんな意味で与える影響があるのではないかなど、こう心配をしております。本当に人を、職員の仕事が一層市民奉仕に進進するというような力になるようなことが必要で、今回のことがそれに悪影響を与えなきゃいいかなど、こう心配もします。いろいろ考えた上で、私どもの賛否も決めたいというふうに思います。

○議長（首藤 正君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま追加上程されました全議案を関係常任委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま追加上程されました全議案を関係常任委員会に付託することに決しました。

関係常任委員会の付託区分については、お手元に議案付託表を配付しておりますので、これにより審査をお願いいたします。

お諮りいたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。明日十二日から十六日までの五日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、十七日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、明日十二日から十六日までの五日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、十七日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時二十一分 散会